

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他大気に係る環境の状況

(1) 気象

対象事業実施区域に最も近い気象観測所（気温・降水量・風・日照・雪を計測している観測所）である岩手松尾観測所（八幡平市野駄地区、対象事業実施区域から南約 2.2km）における気象観測結果を表 3.1-1 及び表 3.1-2 に、風配図を図 3.1-1 に、対象事業実施区域及びその周辺の気象観測所の位置を図 3.1-2 に示す。

年平均気温の 10 年間の平均値は 9.6 であり、年降水量の平均は 1,100mm である。

また、平成 30 年の年平均気温は 9.8 であり、月別の平均気温は 7 月が最も高く、2 月が最も低い。年間降水量は 1,162mm であり、9 月が最も多く、1 月が最も少ない。平均風速は 3 月から 6 月にかけて若干高くなる傾向があり、風向は北西～西北西の風が卓越している。

表 3.1-1 気象概況（岩手松尾観測所）

項目 年	気温(℃)			年降水量 (mm)	風速(m/s)		最多 風向	日照時間 (h)	雪(cm)	
	年平均 気温	最高 気温	最低 気温		平均 風速	最大 風速			降雪の 合計	最深 積雪
平成 21 年	9.5	31.5	-17.8	1038.0	1.8	10.8	西北西	1683.6	409	58
平成 22 年	10.0	35.5	-18.7	1406.0	2.0	12.8	西北西	1555.8	395	54
平成 23 年	9.3	33.7	-17.8	1030.0	2.1	13.8	南東	1695.5	397	75
平成 24 年	9.4	35.2	-18.4	860.5	2.1	12.5	西北西	1680.2	416	47
平成 25 年	9.3	33.5	-17.3	1172.0	2.1	14.4	南東	1643.8	285	36
平成 26 年	9.2	33.0	-17.3	988.5	2.0	12.4	西北西	1774.6	393	32
平成 27 年	10.3	35.5	-13.4	958.0	2.1	12.8	西北西	1860.4	324	37
平成 28 年	10.0	33.6	-12.4	1120.0	2.2	13.4	南東	1819.4	145	26
平成 29 年	9.3	33.9	-18.2	1268.0	2.1	14.1	西北西	1624.8	215	31
平成 30 年	9.8	35.4	-17.4	1161.5	2.1	11.9	西北西	1814.0	279	53
平均	9.6	34.1	-16.9	1100.3	2.1	12.9	-	1715.2	326	45

資料)気象統計情報 (<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

表 3.1-2 平成 30 年の月別の気象状況（岩手松尾観測所）

項目 月	気温(℃)			降水量 (mm)	風速(m/s)		最多 風向	日照時間 (h)	雪(cm)	
	月平均 気温	最高 気温	最低 気温		平均 風速	最大 風速			降雪の 合計	最深 積雪
1 月	-3.1	7.4	-14.0	29.5	2.0	9.6	北西	120.8	46	17
2 月	-4.6	3.2	-17.4	58.0	2.0	9.0	西北西	149.7	121	53
3 月	3.3	19.9	-11.7	162.0	2.8	11.6	北西	188.7	40	49
4 月	8.8	25.1	-2.0	97.5	2.5	9.5	西北西	171.3	1	1
5 月	14.5	29.1	3.5	109.5	2.5	10.4	南南東	173.1	0	0
6 月	18.3	31.5	8.8	88.5	2.6	10.2	南東	152.6	0	0
7 月	23.6	33.8	12.7	92.5	1.8	9.5	南南東	155.8	0	0
8 月	21.9	35.4	10.4	143.0	1.7	8.1	西北西	144.4	0	0
9 月	17.8	28.5	6.9	190.5	1.7	11.9	南東	126.5	0	0
10 月	12.2	24.5	-0.1	93.5	1.8	9.9	西北西	167.6	0	0
11 月	5.5	17.2	-5.9	35.0	1.5	8.0	西北西	149.1	8	6
12 月	-0.8	12.7	-13.3	62.0	1.9	10.9	西北西	114.4	131	29

資料)気象統計情報 (<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

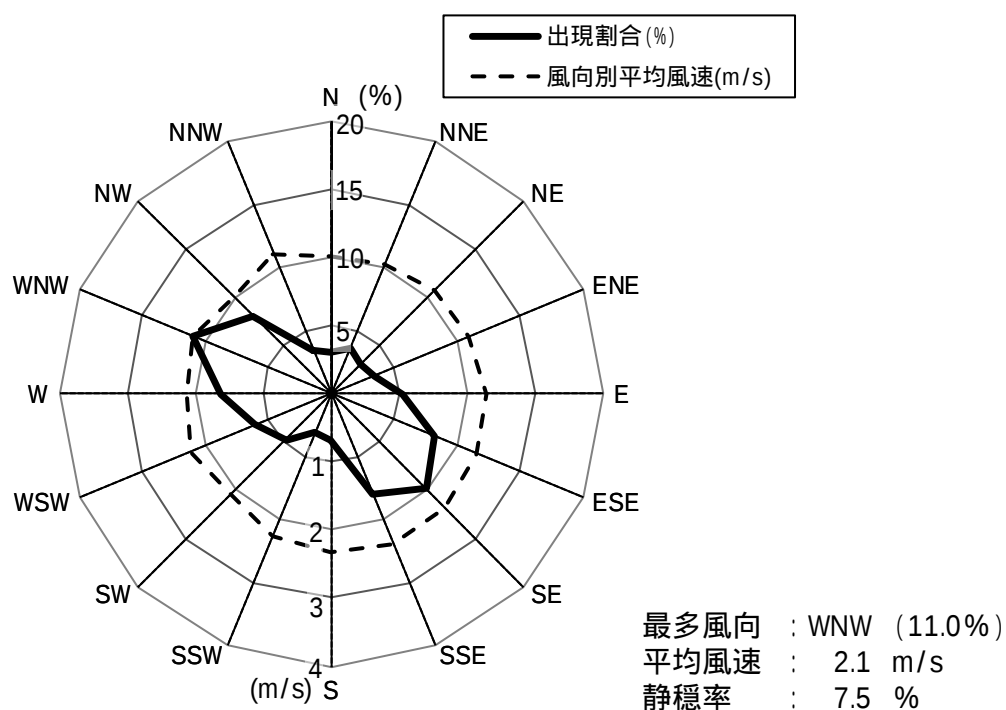


図 3.1-1 平成 30 年の風配図

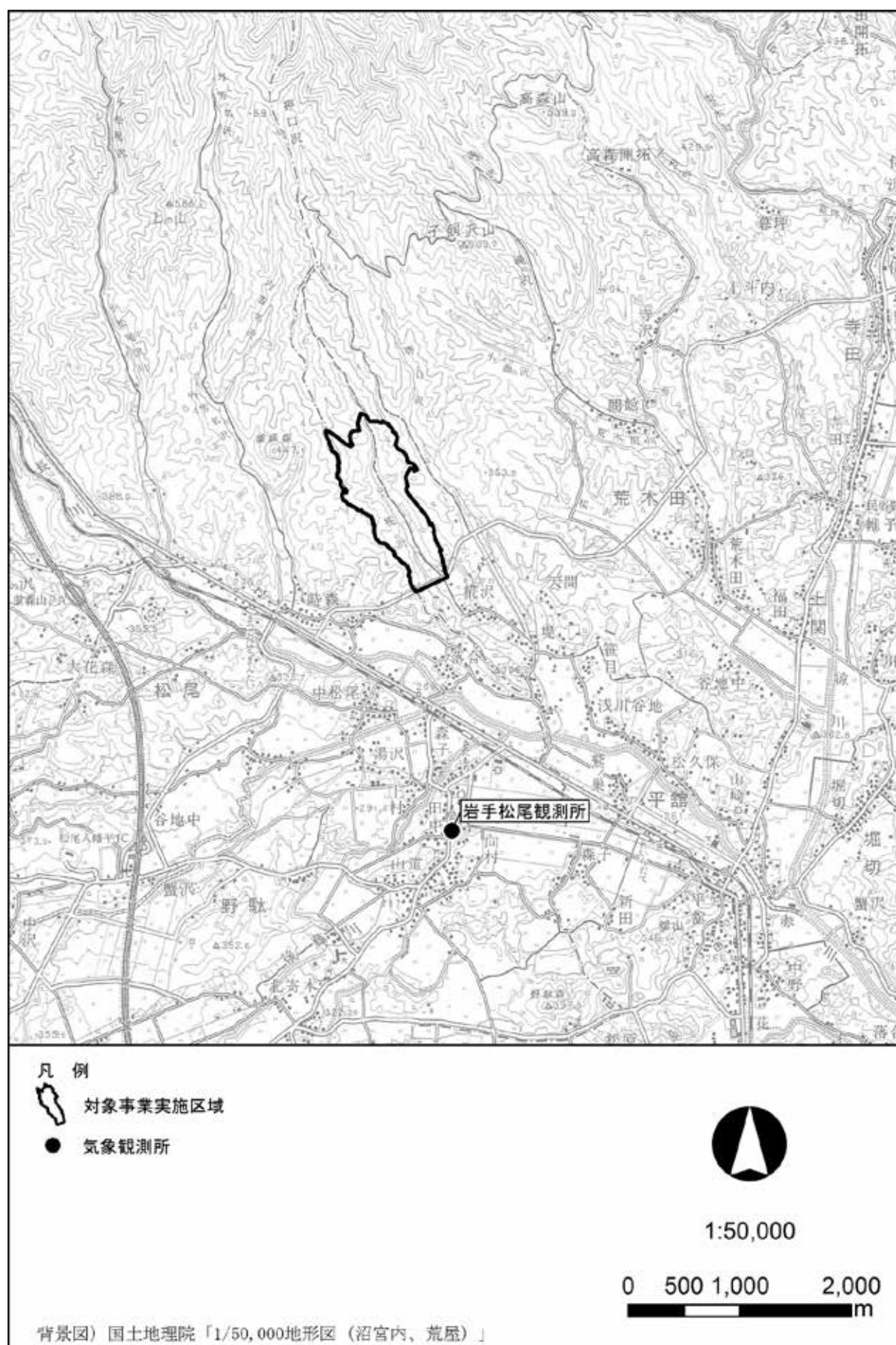


図 3.1-2 気象観測所位置図

(2) 大気質

1) 一般大気環境

対象事業実施区域及びその周辺に大気汚染常時監視測定局は存在しないが、最も近い大気汚染常時監視測定局として、滝沢市に一般大気測定局の巣子測定局（対象事業実施区域から南南東約 22km）が存在する。巣子測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の測定が行われている。

巣子測定局における大気質測定結果を表 3.1-3～表 3.1-6 に、巣子測定局の位置を図 3.1-3 に示す。

各測定局における平成 25～29 年度の測定結果は、全ての項目で環境基準を満足していた。

表 3.1-3 巣子測定局における二酸化硫黄測定結果

項目 測定年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	2日連続 の有無	環境基準	
				長期的 評価	短期的 評価
平成 25 年度	0.001	0.002	無	○	○
平成 26 年度	0.001	0.002	無	○	○
平成 27 年度	0.001	0.002	無	○	○
平成 28 年度	0.001	0.001	無	○	○
平成 29 年度	0.000	0.001	無	○	○

備考)1.環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」である。

2.長期的評価は、「日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下で、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

3.短期的評価は、「1 時間値が 0.1ppm 以下で、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成 25 年～29 年、岩手県)

表 3.1-4 巣子測定局における二酸化窒素測定結果

項目 測定年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	環境基準
平成 25 年度	0.006	0.017	○
平成 26 年度	0.005	0.017	○
平成 27 年度	0.005	0.015	○
平成 28 年度	0.005	0.017	○
平成 29 年度	0.005	0.015	○

備考)1.環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」である。

2.評価は、「年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値（98% 値）が、0.06ppm 以下に維持されること」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成 25～29 年、岩手県)

表 3.1-5 巣子測定局における浮遊粒子状物質測定結果

項目 測定年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	2日連続 の有無	環境基準	
				長期的 評 価	短期的 評 価
平成 25 年度	0.016	0.040	無	○	○
平成 26 年度	0.017	0.044	無	○	○
平成 27 年度	0.017	0.036	無	○	○
平成 28 年度	0.014	0.034	無	○	○
平成 29 年度	0.014	0.031	無	○	○

備考)1.環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること」である。

2.長期的評価の評価方法は、「日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していないこと」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

3.短期的評価は、「1時間値が0.20mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下であること」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成25～29年、岩手県)

表 3.1-6 巣子測定局における微小粒子状物質測定結果

項目 測定年度	年平均値 (μg/m ³)	日平均値の 年間98%値 (μg/m ³)	環境基準	
			長期基準	短期基準
平成 25 年度	11.6	32.2	○	○
平成 26 年度	12.2	31.3	○	○
平成 27 年度	11.6	28.5	○	○
平成 28 年度	9.9	24.7	○	○
平成 29 年度	9.8	27.8	○	○

備考)1.環境基準は、「1年平均値が15 μg/m³以下(長期基準)であり、かつ、1日平均値が、35 μg/m³以下(短期基準)であること」である。

2.長期基準の評価は、「年平均値が15 μg/m³以下であること」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

3.短期基準の評価は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(98%値)が35 μg/m³以下であること」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成25～29年、岩手県)

2) ダイオキシン類

平成29年度は、岩手県内において一般環境5地点、沿道環境1地点、発生源(廃棄物焼却施設)周辺4地点で大気質中のダイオキシン類濃度測定が行われ、全ての地点で環境基準(0.6pg-TEQ/m³以下)を満足していた。

なお、対象事業実施区域のある八幡平市では、測定は行われていない。



図 3.1-3 大気汚染常時監視測定局位置図

(3) 騒音

対象事業実施区域のある八幡平市では、自動車騒音について市内の幹線道路の 12 区間において評価が行われている。

八幡平市における環境基準の達成状況を表 3.1-7 に示す。

平成 29 年度の測定結果は、全ての区間で環境基準を満足していた。

表 3.1-7 自動車騒音に関する環境基準の達成状況

市町村	評価 区間数 (区間)	評価区間 延長 (km)	評価箇所	住居数戸数 (戸)	昼夜間 とも 基準値 以下 (%)	昼 間 の み 基準値 以下 (%)	夜 間 の み 基準値 以下 (%)	昼夜間 とも 基準値 超過 (%)
八幡平市	12	10.0	幹線交通を担う道路に 近接する空間	339	100	0	0	0
			非近接空間	478	100	0	0	0

備考)基準値以下の算出は、区間延長内の評価対象住居等の戸数の基準達成割合により算出した。

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成 29 年、岩手県)

(4) 振動

対象事業実施区域及びその周辺で振動調査の実施記録は確認されなかった。

(5) 悪臭

対象事業実施区域及びその周辺で悪臭調査の実施記録は確認されなかった。

(6) 放射線量率

岩手県では平成 24 年 3 月 15 日より、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市、滝沢市に空間放射線量のモニタリングポストを設置し、放射線量率の測定を行っている。

対象事業実施区域の最も近くに設置されている滝沢市の岩手県立大学(対象事業実施区域から東約 20km)における放射線量率の測定結果を表 3.1-8 に、モニタリングポストの位置を図 3.1-4 に示す。

表 3.1-8 滝沢市における放射線量率測定結果(平成 24 年 3 月～平成 29 年度)

測定年月	モニタリングポスト(nGy/h)		
	最低値	最高値	平均値
平成 24 年 3 月(設置時)	41	95	53
平成 24 年度	22	104	52
平成 25 年度	18	108	45
平成 26 年度	25	52	41
平成 27 年度	28	50	41
平成 28 年度	23	85	40
平成 29 年度	16	74	36

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成 24～29 年、岩手県)

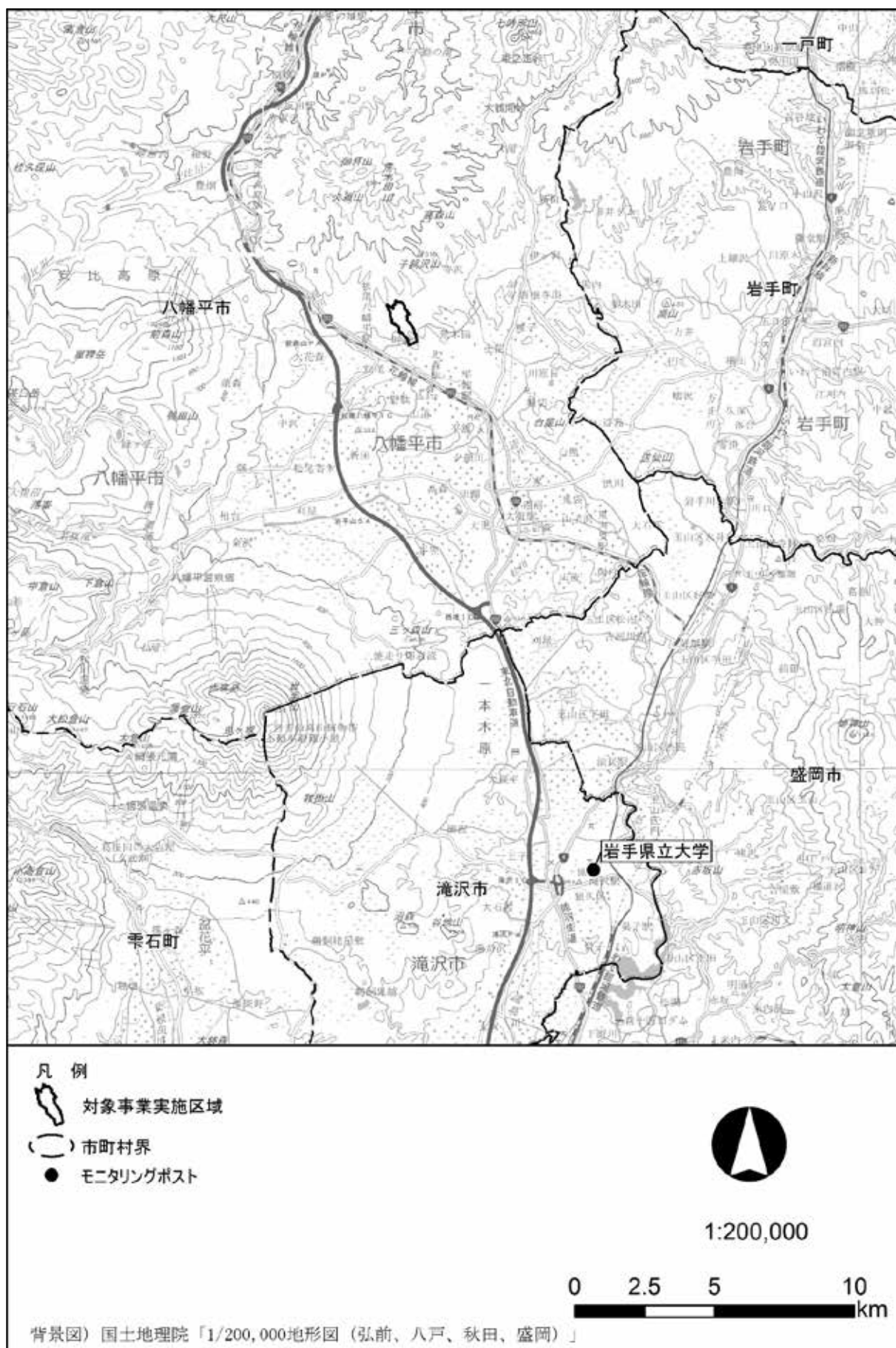


図 3.1-4 空間放射線のモニタリングポスト位置図

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象

対象事業実施区域及びその周辺の河川の位置を図 3.1-5 に示す。

対象事業実施区域には栴沢が流れ、押口沢と合流し、赤川、松川、北上川へと流入する。

(2) 水質

対象事業実施区域及びその周辺の水質調査地点の位置を図 3.1-5 に示す。

処理水の放流先となる赤川では富士見橋と東大更橋の 2 地点で水質調査が実施されており、生活環境項目、健康項目の一部の項目について測定されている。測定結果を表 3.1-9 に示す。

測定結果は、東大更橋については、測定された全ての項目について環境基準を満足していた。富士見橋については、pH が低く 3.4～3.7 となっていた。

なお、公共用水域のダイオキシン類については、平成 29 年度は岩手県内において 39 地点で測定が行われているが、対象事業実施区域及びその周辺では測定されていない。

表 3.1-9 平成 29 年度の水質測定結果

項目		単位	赤川		環境基準値
			富士見橋 (類型指定なし)	東大更橋 (類型指定なし)	
生活 環境 項目	pH	-	3.4～3.7	6.8～7.3	6.5～8.5 (AA 類型相当)
	SS	mg/L	3	21	25 以下 (AA 類型相当)
健康 項目	カドミウム	mg/L	0.0017	-	0.003mg/L 以下
	鉛	mg/L	0.003	<0.002	0.01mg/L 以下
	砒素	mg/L	0.005	0.001	0.01mg/L 以下
	ジクロロメタン	mg/L	-	<0.002	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	mg/L	-	<0.0002	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	<0.0004	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	<0.002	0.1mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	<0.002	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	<0.0005	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	<0.0006	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	-	<0.001	0.01mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	<0.0005	0.01mg/L 以下
	ほう素	mg/L	-	<0.1	1mg/L 以下

備考)1. 「-」は測定がされていないことを表す。

2. 富士見橋については国土交通省、東大更橋については岩手県により測定されている。そのため測定項目が異なる。

3. 赤川については類型指定されていないが、参考までに AA 類型の環境基準値を記載した。

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成 29 年、岩手県)

(3) 水底の底質

岩手県では、平成 29 年度は岩手県内 13 地点で公共用水域の底質測定が、39 地点でダイオキシン類の測定が行われているが、対象事業実施区域及びその周辺では測定されていない。



図 3.1-5 対象事業実施箇所周辺の河川及び水質調査地点位置図

(4) 地下水

対象事業実施区域のある八幡平市では、平成 29 年度に概況調査 3 地点、継続監視調査 6 地点、汚染井戸周辺調査 1 地点の計 10 地点において地下水質の汚染状況に関する調査が実施されている。測定結果を表 3.1-10 に示す。

砒素に関しては、継続監視調査の 4 地点において環境基準値を超過している。

表 3.1-10 (1) 平成 29 年度地下水質測定結果 (概況調査)

項目 (単位) \ 地区名		平館	寄木1	寄木2	環境基準値
カドミウム	mg/L	ND	ND	ND	0.003 mg/L 以下
鉛	mg/L	ND	ND	ND	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	ND	ND	ND	0.05 mg/L 以下
砒素	mg/L	ND	ND	ND	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	ND	ND	ND	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	mg/L	ND	ND	ND	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	ND	ND	ND	0.002 mg/L 以下
1.2-ジクロロエタン	mg/L	ND	ND	ND	0.004 mg/L 以下
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.1 mg/L 以下
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	ND	1 mg/L 以下
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	ND	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.01 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	ND	ND	ND	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	ND	ND	ND	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	11	1.5	1.0	10 mg/L 以下
1.2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.04 mg/L 以下

備考)1. 「ND」は定量下限値以下であることを表す。

2. 概況調査とは地域の全体的な地下水質の把握を目的とした調査である。

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成 29 年、岩手県)

表 3.1-10 (2) 平成 29 年度地下水質測定結果 (継続監視調査)

項目 (単位) \ 地区名		野駄1	野駄2	荒屋新町	亦戸川原	下河原1	下河原2	環境基準値
鉛	mg/L	-	-	0.002	-	-	-	0.01 mg/L 以下
砒素	mg/L	0.011	0.012	-	0.022	0.017	ND	0.01 mg/L 以下

備考)1. 「-」は測定がされていないことを表す。

2. 継続監視調査は、過去に比較的高濃度 (原則として環境基準の 1/2 以上) の汚染物質が検出された井戸を対象に実施する調査である。

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成 29 年、岩手県)

表 3.1-10 (3) 平成 29 年度地下水質測定結果 (汚染井戸周辺調査)

項目 (単位) \ 地区名		松尾	環境基準値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	ND	10 mg/L 以下

備考)1. 「ND」は定量下限値以下であることを表す。

2. 汚染井戸周辺調査は概況調査の結果、新たに地下水の汚染が発見された際に汚染範囲や汚染源を確認するための調査である。

資料)公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果(平成 29 年、岩手県)

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌汚染

平成 29 年度は、岩手県内において一般環境地域 7 地点及び発生源周辺地域 45 地点で土壌中のダイオキシン類濃度測定が行われているが、対象事業実施区域の八幡平市では測定は実施されていない。

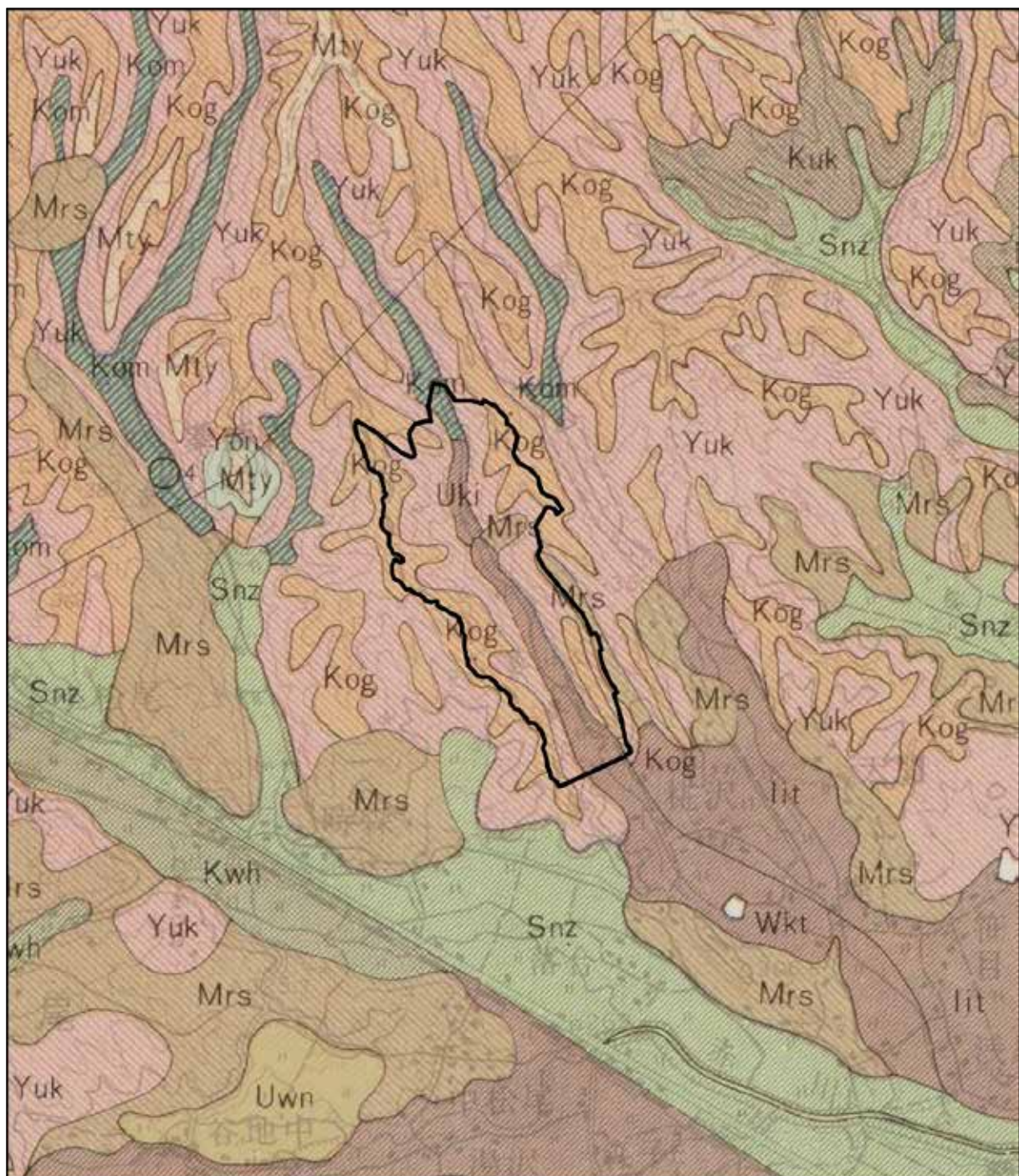
(2) 地盤

「平成 28 年度 岩手県環境報告書」によれば、岩手県内では地盤沈下は発生していない。

(3) 土壌

対象事業実施区域及びその周辺の土壌図を図 3.1-6 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は山裾の谷部となっており、対象事業実施区域は山地及び丘陵性の土壌である雪谷統 (Yuk) 浮島統 (Uki) 小軽米統 (Kog) 台地及び低地の土壌である涌津統 (Wkt) 村崎野統 (Mrs) の土壌となっている。



凡 例



対象事業実施区域

土壌図	
山地および丘陵性の土壌	台地および低地の土壌
黒ボク土壌	黒ボク土壌
雪谷統	曲田山統
グライ土壌	グライ土壌
小松尾沢統	米内川統
淡色黒ボク土壌	淡色黒ボク土壌
小軽米統	浮島統
厚層黒ボク土壌	厚層黒ボク土壌
上浮島統	川畑統
黒ボク土壌	黒ボク土壌
村崎野統	上野原統
多湿黒ボク土壌	多湿黒ボク土壌
飯豊統	清津統
細粒灰色低地土壌	真城統

資料) 1/50,000 土地分類基本調査 (http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/i_national_map_5-1.html)



1:25,000

0 250 500 1,000 m

図 3.1-6 土壌図

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形

対象事業実施区域及びその周辺の地形図を図 3.1-7 に示す。

対象事業実施区域は、火山地（小起伏火山地）低地（谷底平野及び氾濫平野）となっており、周辺にはその他に丘陵地（丘陵地）等が分布する。

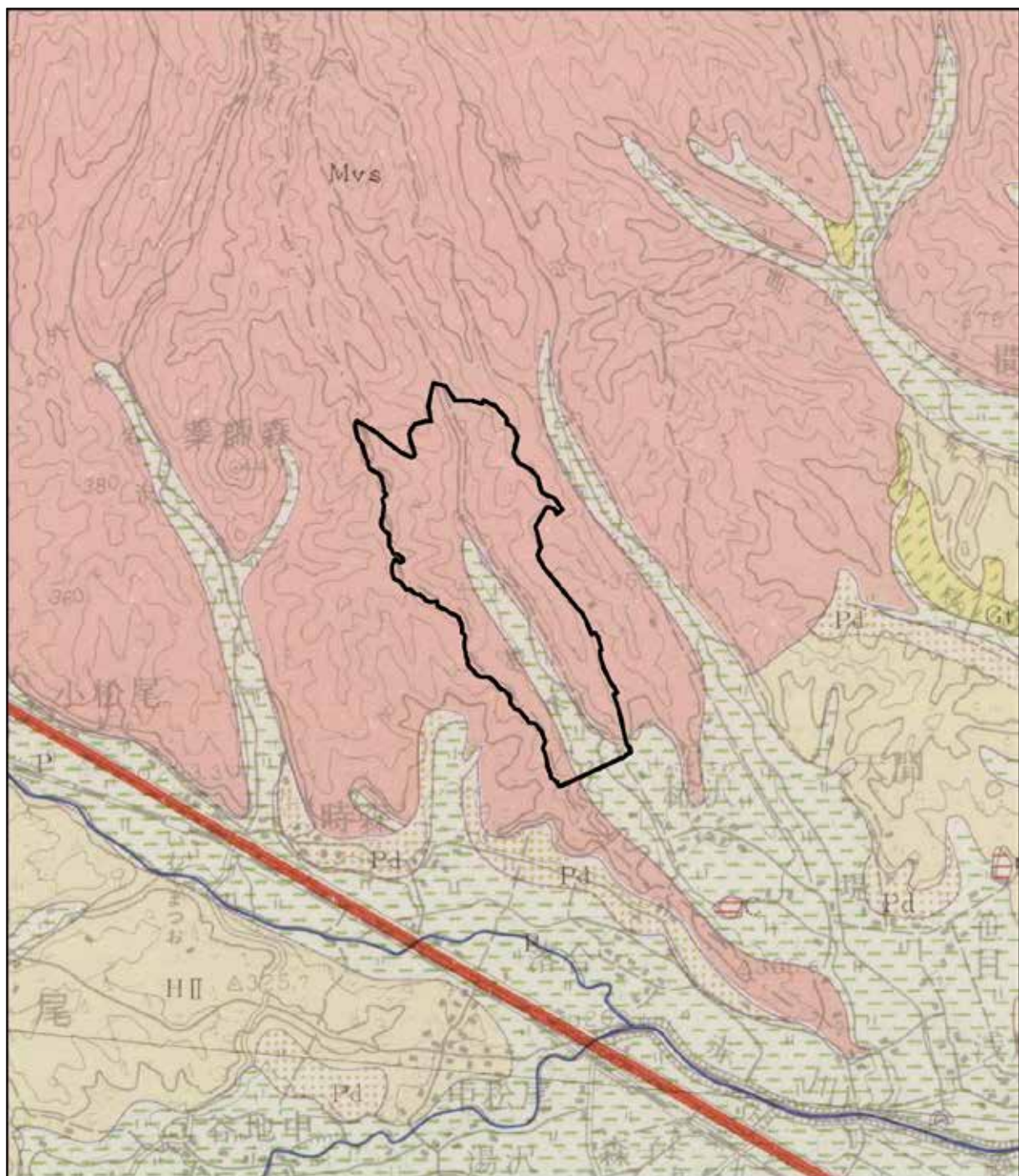
(2) 地質

対象事業実施区域及びその周辺の地質図を図 3.1-8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、安山岩質岩石、砂礫、火山碎屑物等が分布する。

(3) 重要な地形・地質

「第3回自然環境保全基礎調査 岩手県自然環境情報図（平成元年）」によれば、対象事業実施区域及びその周辺に重要な地形及び地質は存在しない。



凡 例



対象事業実施区域

地形分類図	
山地	台地
Pd 山麓地及び他の緩斜面	Gu 砂礫段丘Ⅲ
火山地	低地
Mvs 小起伏火山地	P 谷底平野及び氾濫平野
丘陵地	その他
HII 丘陵地Ⅱ	人工改変地



1:25,000

0 250 500 1,000 m

資料) 1/50,000 土地分類基本調査 (http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_5-1.html)

図 3.1-7 地形分類図

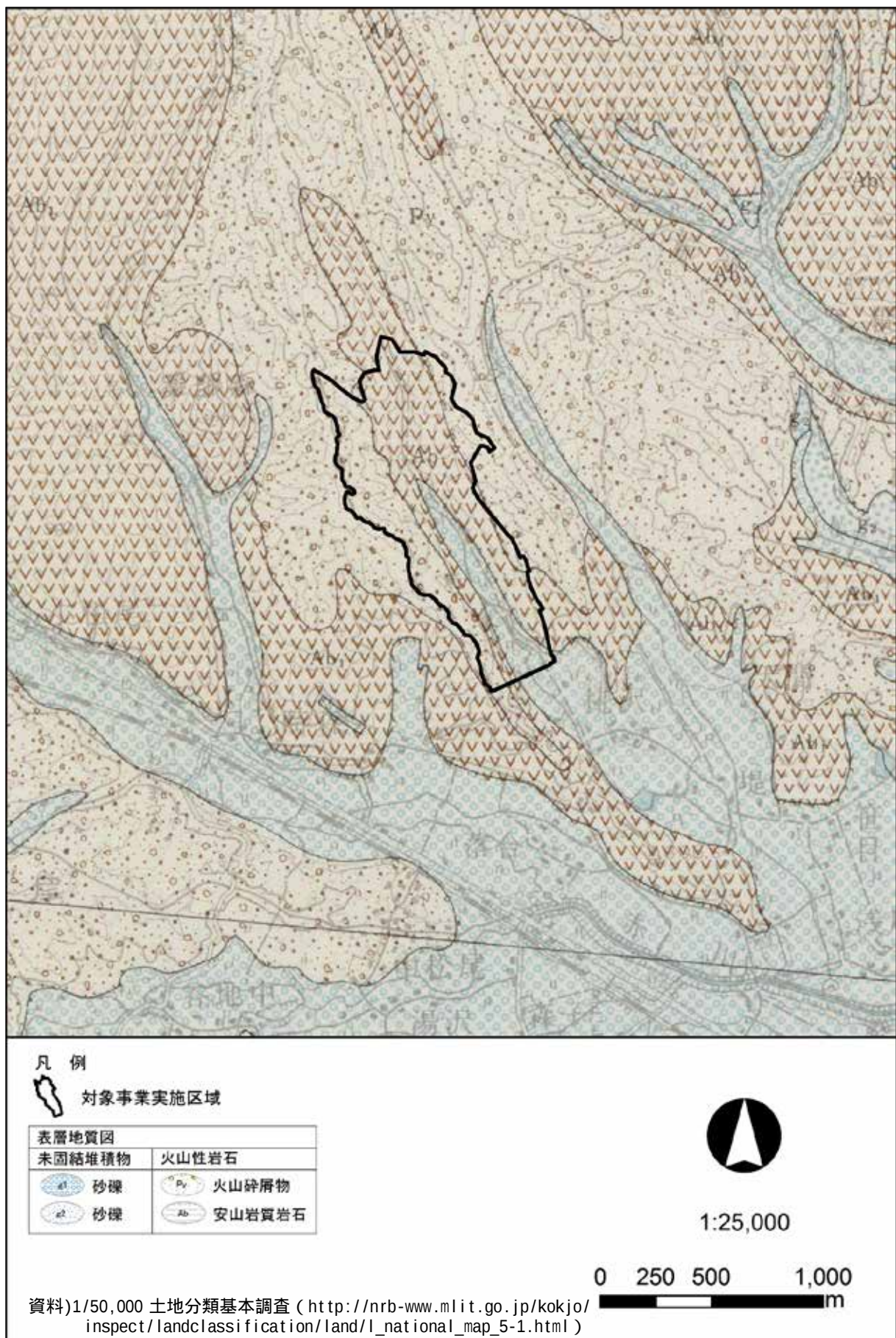


図 3.1-8 表層地質図

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物の情報に関して、収集した文献と情報を整理した範囲を表 3.1-11 に示す。

なお、重要種の選定根拠及びカテゴリーは表 3.1-12 に示すとおり設定した。

表 3.1-11 収集した文献と情報の整理範囲等

No.	文献名	対象項目							情報の整理範囲
		哺乳類	鳥類	は虫類・両生類	昆虫類	魚類	底生動物	陸産貝類	
1	「第2～6回自然環境保全基礎調査」 (環境省自然環境局)	○	○	○	○	○	○	○	八幡平市
2	「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物(2014年版)」及び 「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成29年10月改訂版)」 (岩手県環境生活部自然保護課)	○	○	○	○	○	○	○	八幡平市
3	「特殊鳥類生息実態調査報告書」(平成5年、岩手県環境保健部自然保護課 編)		○						八幡平市
4	「小型ワシタカ類生息実態調査報告書」 (平成7年、岩手県環境保健部自然保護課 編)		○						八幡平市
5	「フクロウ科生息実態調査報告書」 (平成10年、岩手県環境保健部自然保護課 編)		○						八幡平市
6	「野生生物保護対策事業調査報告書-イヌワシ生息状況調査-」 (平成11年、岩手県環境保健部自然保護課 編)		○						八幡平市
7	「岩手の蝶:第36回企画展図録」 (平成5年、岩手県立博物館 編)				○				八幡平市
8	「岩手の蝶2」 (平成24年、岩手県立博物館 編)				○				八幡平市
9	「岩手の蝶3」 (平成24年、岩手県立博物館 編)				○				八幡平市
10	「安代町史 民俗編」 (平成21年、安代町史編さん委員会 編)	○	○	○	○	○	○	○	旧安代町
11	「西根町史 上巻」 (昭和61年、西根町史編纂委員会 編)	○	○	○	○				旧西根町

表 3.1-12 重要種の選定基準及びカテゴリー

No.	重要種の選定基準	カテゴリー
1	文化財保護法(同法に基づく地方公共団体の文化財保護条例を含む) 【昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号】	特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 県天:県指定天然記念物 市町村天:市町村指定天然記念物
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 【平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号】	国内:国内稀少野生動植物種 特定:特定国内稀少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 【平成 14 年 3 月 29 日条例第 26 号】	指定:指定希少野生動植物 特定:特定希少野生動植物
4	環境省レッドリスト 2018 【環境省 平成 30 年 5 月 22 日公表】	EX:絶滅 わが国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW:野生絶滅 飼育・栽培下でのみ存続している種 CR:絶滅危惧ⅠA 類 ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN:絶滅危惧ⅠB 類 ⅠA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU:絶滅危惧Ⅱ 類 絶滅の危機が増大している種 NT:準絶滅危惧 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD:情報不足 評価するだけの情報が不足している種 LP:地域個体群 地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群
5	・いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物(2014 年版) ・岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成 29 年 10 月改訂版) 【岩手県 平成 29 年 10 月 1 日時点】	EX:絶滅 環境省RLの絶滅に相当(EX) EW:野生絶滅 環境省RLの野生絶滅に相当(EW) A:A ランク 環境省 RL の絶滅危惧Ⅰ 類に相当(CR+EN) B:B ランク 環境省 RL の絶滅危惧Ⅱ 類に相当(VU) C:C ランク 環境省 RL の準絶滅危惧に相当(NT) D:D ランク C ランクに準ずる種・優れた自然環境の指標となる種・岩手県を南限又は北限とする種 DD:情報不足 環境省 RL の情報不足に相当(DD)

1) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-13 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、7 目 13 科 45 種の哺乳類が確認されており、そのうち重要な種としてヤマネ、カモシカ等の 22 種が確認されている。

表 3.1-13 (1) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種 (哺乳類)

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	モグラ目	トガリネズミ科	トガリネズミ					
2			ホンシュウジネズミ					
3			カワネズミ					D
4		モグラ科	ヒメヒミズ					
5			ホンシュウヒミズ					
6			フジミズラモグラ				NT	
7			アズマモグラ					
8	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	ニホンコキクガシラコウモリ					
9			キクガシラコウモリ					
10		ヒナコウモリ科	フジホオヒゲコウモリ					C
11			カグヤコウモリ					B
12			モモジロコウモリ					
13			クロホオヒゲコウモリ				VU	A
14			ノレンコウモリ				VU	B
15			モリアブラコウモリ				VU	A
16			アブラコウモリ					
17			ヤマコウモリ				VU	B
18			ヒナコウモリ					B
19			チチブコウモリ				LP	A
20			ウサギコウモリ					B
21			ユビナガコウモリ					B
22			コテングコウモリ					D
23			テングコウモリ					B
24	サル目	オナガザル科	ホンドザル				LP	A
25	ウサギ目	ウサギ科	トウホクノウサギ					
26	ネズミ目	リス科	ニホンリス					
27			ホンドモモンガ					C
28			ニッコウムササビ					
29		ヤマネ科	ヤマネ	国天				C
30		ネズミ科	トウホクヤチネズミ					
31			ハタネズミ					
32			ホンドアカネズミ					
33			ホンドヒメネズミ					
34			ハツカネズミ					
35			ドブネズミ					

表 3.1-13 (2) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種 (哺乳類)

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
36	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ					D
37		イヌ科	ホンドタヌキ					
38			ホンドキツネ					
39			ニホンオオカミ				EX	EX
40		イタチ科	ホンドテン					
41			ホンドイタチ					
42			ニホンイイズナ				NT	B
43			ホンドオコジョ				NT	B
44			ニホンアナグマ					
45	ウシ目	ウシ科	カモシカ	特天				D
合計	7	13	45	2	0	0	10	21

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料)「第 2、4～6 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)

「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成 29 年 10 月改訂版)」(平成 29 年、岩手県)

「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)

「西根町史 上巻」(昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編)

2) 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-14 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、15 目 41 科 138 種の鳥類が確認されており、そのうち重要な種としてオオタカ、ハヤブサ等の 62 種が確認されている。

表 3.1-14 (1) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種 (鳥類)

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					
2			ミミカイツブリ					
3			アカエリカイツブリ					D
4	コウノトリ目	サギ科	サンカノゴイ				EN	A
5			ヨシゴイ				NT	C
6			オオヨシゴイ				CR	A
7			ゴイサギ					
8			ササゴイ					
9			チュウサギ				NT	C
10			アオサギ					
11	カモ目	カモ科	マガン	国天			NT	C
12			ヒシクイ				VU	B
13			オオハクチョウ					
14			オシドリ				DD	D
15			マガモ					
16			カルガモ					
17			シノリガモ				LP	C
18	タカ目	タカ科	ミサゴ				NT	B
19			ハチクマ				NT	C
20			トビ					
21			オオタカ		国内		NT	B
22			ツミ					C
23			ハイタカ				NT	C
24			ケアシノスリ					
25			ノスリ					D
26			サシバ				VU	B
27			クマタカ		国内		EN	A
28			イヌワシ	国天	国内		EN	A
29			チュウヒ				EN	B
30		ハヤブサ科	ハヤブサ		国内		VU	A
31			チゴハヤブサ					D
32			チョウゲンボウ					D
33	キジ目	キジ科	ウズラ				VU	B
34			ヤマドリ					D
35			キジ					
36	ツル目	クイナ科	ヒメクイナ					DD
37			ヒクイナ				NT	B
38			パン					D
39			オオパン					C
40	チドリ目	チドリ科	コチドリ					C

表 3.1-14 (2) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種(鳥類)

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
41	チドリ目	シギ科	イソシギ					
42			ヤマシギ					C
43			オオジシギ				NT	B
44			アオシギ					
45	ハト目	ハト科	キジバト					
46	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ					D
47			カッコウ					
48			ツツドリ					
49			ホトトギス					
50	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク					B
51			コノハズク					C
52			オオコノハズク					D
53			アオバズク					B
54			フクロウ					D
55	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ				NT	C
56	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ					D
57			アマツバメ					
58	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ					D
59			アカショウビン					C
60			カワセミ					D
61		ヤツガシラ科	ヤツガシラ					C
62	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ					B
63			アオゲラ					
64			クマゲラ	国天			VU	A
65			アカゲラ					
66			コゲラ					
67	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ					
68		ツバメ科	ツバメ					
69			イワツバメ					
70		セキレイ科	キセキレイ					
71			ハクセキレイ					
72			セグロセキレイ					
73			ピンズイ					
74			タヒバリ					
75		サンショウクイ科	サンショウクイ				VU	C
76		ヒヨドリ科	ヒヨドリ					
77		モズ科	チゴモズ				CR	A
78			モズ					
79			アカモズ				EN	A
80		レンジャク科	キレンジャク					
81			ヒレンジャク					
82		カワガラス科	カワガラス					
83		ミソサザイ科	ミソサザイ					
84		イワヒバリ科	カヤクグリ					D
85		ツグミ科	コマドリ					C
86			コルリ					
87			ルリビタキ					
88			ジョウビタキ					

表 3.1-14 (3) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種(鳥類)

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
89	スズメ目	ツグミ科	ノビタキ					C
90			トラツグミ					
91			マミジロ					
92			クロツグミ					
93			アカハラ					
94			ツグミ					
95		ウグイス科	ヤブサメ					
96			ウグイス					
97			オオセッカ		国内		EN	A
98			コヨシキリ					D
99			オオヨシキリ					
100			エゾムシクイ					
101			センダイムシクイ					
102			メボソムシクイ上種					
103			キクイタダキ					
104			セッカ					C
105		ヒタキ科	キビタキ					
106			オオルリ					
107			サメビタキ					D
108			コサメビタキ					D
109		エナガ科	エナガ					
110		シジュウカラ科	コガラ					
111			ヒガラ					
112			ヤマガラ					
113			シジュウカラ					
114		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ					
115		キバシリ科	キバシリ					D
116		メジロ科	メジロ					
117		ホオジロ科	ホオジロ					
118			コジュリン				VU	DD
119			ホオアカ					D
120			ノジコ				NT	D
121			アオジ					
122			クロジ					D
123		アトリ科	アトリ					
124			カワラヒワ					
125			マヒワ					
126			イスカ					D
127			ウソ					
128			イカル					
129			シメ					
130		ハタオリドリ科	スズメ					
131		ムクドリ科	コムクドリ					
132			ムクドリ					

表 3.1-14(4) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種(鳥類)

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
133	スズメ目	コウライウグイス科	コウライウグイス					
134		カラス科	カケス					
135			オナガ					
136			ホシガラス					
137			ハシボソガラス					
138			ハシブトガラス					
合計	15	41	138	3	5	0	27	62

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料)「第2、3回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)

「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成29年10月改訂版)」(平成29年、岩手県)

「特殊鳥類生息実態調査報告書」(平成5年、岩手県環境保健部自然保護課 編)

「小型ワシタカ類生息実態調査報告書」(平成7年、岩手県環境保健部自然保護課 編)

「フクロウ科生息実態調査報告書」(平成10年、岩手県環境保健部自然保護課 編)

「野生生物保護対策事業調査報告書-イヌワシ生息状況調査-」(平成11年、岩手県環境保健部自然保護課 編)

「安代町史 民俗編」(平成21年、安代町史編さん委員会 編)

「西根町史 上巻」(昭和61年、西根町史編纂委員会 編)

3) は虫類・両生類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-15 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、3 目 10 科 21 種のは虫類・両生類が確認されており、そのうち重要な種としてトウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ等の 9 種が確認されている。

表 3.1-15 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（は虫類・両生類）

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	有鱗目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ					D
2		カナヘビ科	ニホンカナヘビ					
3		ナミヘビ科	シマヘビ					
4			アオダイショウ					
5			ジムグリ					
6			ヒバカリ					C
7			ヤマカガシ					
8		クサリヘビ科	ニホンマムシ					
9	有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ				NT	C
10			クロサンショウウオ				NT	C
11			キタオウシュウサンショウウオ					D
12		イモリ科	アカハライモリ				NT	
13	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル					
14		アマガエル科	ニホンアマガエル					
15		アカガエル科	タゴガエル					
16			ヤマアカガエル					
17			トノサマガエル				NT	C
18			ツチガエル					
19		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル					
20			モリアオガエル					D
21			カジカガエル					D
合計	3	10	21	0	0	0	4	8

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料)「第 4、5 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)

「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成 29 年 10 月改訂版)」(平成 29 年、岩手県)

「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)

「西根町史 上巻」(昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編)

4) 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている主な種を表 3.1-16 に、確認されている重要種を表 3.1-17 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、6 目 57 科 348 種の昆虫類が確認されており、そのうち重要な種としてモートンイトトンボ、ウラギンスジヒョウモン等の 78 種が確認されている。

表 3.1-16 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている主な種（昆虫類）

門名	綱名	目名	科名	種名
節足動物門	昆虫綱	トンボ目	アオイトトンボ科、イトトンボ科、ヤンマ科、オニヤンマ科、エゾトンボ科、トンボ科等	オツネイトンボ、エゾイトトンボ、オオルリボシヤンマ、オニヤンマ、タカネトンボ、ノシメトンボ等
		バッタ目	キリギリス科、バッタ科、オンブバッタ科等	ウスイロササキリ、トノサマバッタ、オンブバッタ等
		カメムシ目	セミ科、カメムシ科、アメンボ科等	エゾゼミ、クサギカメムシ、ヒメアメンボ等
		チョウ目	セセリチョウ科、シジミチョウ科、タテハチョウ科、アゲハチョウ科、シロチョウ科、ジャノメチョウ科、ヤママユガ科、ドクガ科、ヤガ科等	ダイミョウセセリ、ルリシジミ、アカシジミ、サカハチチョウ、カタテハ、アゲハ、モンキチョウ、ジャノメチョウ、クスサン、マイマイガ、ベニシタバ、ヨトウガ等
		ハエ目	アブ科、ハナアブ科等	ウシアブ、ナミハナアブ等
		コウチュウ目	オサムシ科、ハンミョウ科、ゲンゴロウ科、クワガタムシ科、コガネムシ科、コメツキムシ科、テントウムシ科、カミキリムシ科、ハムシ科等	アオゴミムシ、エリザハンミョウ、ヒメゲンゴロウ、ノコギリクワガタ、マメコガネ、サビキコリ、ナナホシテントウ、ゴマダラカミキリ、アカハナカミキリ、ウリハムシ等
1	1	6	57	348

資料)「第 2、4、5 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)

「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成 29 年 10 月改訂版)」(平成 29 年、岩手県)

「岩手の蝶:第 36 回企画展図録」(平成 5 年、岩手県立博物館 編)

「岩手の蝶 2」(平成 24 年、岩手県立博物館 編)

「岩手の蝶 3」(平成 24 年、岩手県立博物館 編)

「西根町史 上巻」(昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編)

「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)

表 3.1-17(1) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種(昆虫類)

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	トンボ目	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ				EN	A
2		イトトンボ科	ルリイトトンボ					D
3			モートンイトトンボ				NT	D
4			カラカネイトトンボ					D
5		ヤンマ科	マダラヤンマ				NT	B
6			カトリヤンマ					A
7		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ					C
8		エゾトンボ科	エゾトンボ					DD
9		トンボ科	ハッチョウトンボ					D
10	カマキリ目	カマキリ科	ウスバカマキリ				DD	
11	バッタ目	キリギリス科	ヒガシキリギリス					C
12	カメムシ目	アメンボ科	キタヒメアメンボ					D
13		マツモムシ科	キイロマツモムシ					C
14	チョウ目	セセリチョウ科	モウセンゴケトリバ					D
15			ホシチャバネセセリ				EN	B
16			ギンイチモンジセセリ				NT	D
17			チャマダラセセリ				EN	A
18			スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種				NT	
19		シジミチョウ科	ウラジロミドリシジミ					C
20			ハヤシミドリシジミ					C
21			キタアカシジミ北日本亜種				VU	C
22			ヒメシジミ本州・九州亜種				NT	C
23			フジミドリシジミ					D
24		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン				VU	
25			ヒョウモンチョウ東北以北亜種				NT	C
26			オオウラギンヒョウモン				CR	A
27			ゴマダラチョウ本土亜種					D
28			フタスジチョウ東北地方亜種					B
29			オオムラサキ					C
30		アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ本州亜種				NT	C
31		シロチョウ科	ヤマキチョウ				EN	A
32			ヒメシロチョウ北海道・本州亜種				EN	C
33		ジャノメチョウ科	キマダラモドキ				NT	
34		カギバガ科	キボシミスジトガリバ					D
35		シャチホコガ科	クワヤマエグリシャチホコ				NT	
36		ヒトリガ科	ジョウザンヒトリ					D
37		ヤガ科	ケンモンキシタバ					D
38			ミヤマキシタバ				NT	D
39			ヒメシロシタバ				NT	
40			オオシラホシヤガ					DD
41			オオチャバネヨトウ				VU	
42			ダイセツヤガ					D
43	コウチュウ目	オサムシ科	ハヤチネヌレチゴミムシ					D
44			ウメヤルリミズギワゴミムシ					B
45			アオカタピロオサムシ					D

表 3.1-17(2) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種(昆虫類)

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
46	コウチュウ目	オサムシ科	エゾカタビロオサムシ					C
47			ホソヒメクロオサムシ奥羽山脈亜種					D
48			ヒメクロオサムシ東北地方亜種					D
49			チビマルクビゴミムシ					D
50			シラハタキバナガゴミムシ					D
51			マヒルナガチビゴミムシ					DD
52		ゲンゴロウ科	メススジゲンゴロウ					D
53			シマケシゲンゴロウ					C
54			エゾゲンゴロウモドキ				VU	C
55			ケシゲンゴロウ				NT	
56		ミズスマシ科	コミズスマシ				EN	
57		ガムシ科	アサヒナコマルガムシ					D
58		コガネムシ科	ダイコクコガネ				VU	B
59			シナノエンマコガネ					C
60			ヤマトエンマコガネ				NT	C
61			オオチャイロハナムグリ				NT	D
62		コメツキムシ科	クロツヤシモフリコメツキ					D
63			チビヒサゴコメツキ					D
64		ホタル科	ゲンジボタル					D
65			ヒメボタル					D
66		ゴミムシダマシ科	オオユミアシゴミムシダマシ					D
67		カミキリムシ科	ミチノクケマダラカミキリ				VU	C
68			フタスジカタビロハナカミキリ					B
69			トウホクトラカミキリ					C
70			ヒラヤマコブハナカミキリ					DD
71			ヒゲジロホソコバネカミキリ					D
72			モモブトハナカミキリ					D
73			ベニバハナカミキリ					D
74			ホンドアカガネカミキリ					D
75			イガブチヒゲハナカミキリ					D
76		ハムシ科	ベニカメノコハムシ					D
77			コウホネネクイハムシ					D
78			アシボソネクイハムシ					DD
合計	6	30	78	0	0	0	28	69

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料)「第 2、4、5 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)

「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成 29 年 10 月改訂版)」(平成 29 年、岩手県)

「岩手の蝶: 第 36 回企画展図録」(平成 5 年、岩手県立博物館 編)

「岩手の蝶 2」(平成 24 年、岩手県立博物館 編)

「岩手の蝶 3」(平成 24 年、岩手県立博物館 編)

「西根町史 上巻」(昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編)

「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)

5) 魚類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-18 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、8 目 11 科 31 種の魚類が確認されており、そのうち重要な種としてニホンウナギ、タナゴ等の 16 種が確認されている。

表 3.1-18 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（魚類）

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ北方種				VU	C
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ				EN	
3	コイ目	コイ科	コイ					
4			キンブナ				VU	C
5			ギンブナ					
-			フナ類					
6			ヤリタナゴ				NT	DD
7			タナゴ				EN	D
8			オイカワ					
9			アブラハヤ					
10			エゾウグイ				LP	C
11			ウグイ					
12			モツゴ					
13			カマツカ					
14		ドジョウ科	ドジョウ				NT	
15			シマドジョウ					
16	ナマズ目	ギギ科	ギギ					
17			ギバチ				VU	
18		ナマズ科	ナマズ					
19	サケ目	サケ科	アメマス(エゾイワナ)					
20			ニッコウイワナ				DD	
21			ニジマス					
22			ギンザケ					
23			サクラマス(ヤマメ)				NT	
24	トゲウオ目	トゲウオ科	トミヨ属淡水型				LP	
25			トミヨ属汽水型				NT	
26	カサゴ目	カジカ科	カジカ				NT	C
27			カンキョウカジカ				LP	
28			ハナカジカ				LP	B
-			カジカ科					
29	スズキ目	サンフィッシュ科	オオクチバス					
30		ハゼ科	ジュズカケハゼ				NT	
31			ヨシノボリ属					
合計	8	11	31	0	0	0	16	7

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料)「第 4、5 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)

「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成 29 年 10 月改訂版)」(平成 29 年、岩手県)

「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)

6) 底生動物

底生動物は、「いわてレッドデータブック：岩手の希少な野生生物（2014年版）」（岩手県）「安代町史 民俗編」（平成21年、安代町史編さん委員会）において貝類についてのみ生息情報が報告されている。

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表3.1-19に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、4目6科7種の底生動物が確認されており、そのうち重要な種としてモノアラガイ、カワシンジュガイ等の5種が確認されている。

表 3.1-19 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（底生動物）

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	原始紐舌目	ヤマタニシ科	ミジンヤマタニシ					
2		タニシ科	オオタニシ				NT	
3	盤足目	カワニナ科	カワニナ					
4	基眼目	モノアラガイ科	モノアラガイ				NT	
5	イシガイ目	カワシンジュガイ科	カワシンジュガイ				EN	B
6			コガタカワシンジュガイ				EN	A
7		イシガイ科	ヌマガイ					B
-			ドブガイ類					
合計	4	6	7	0	0	0	4	3

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表3.1-12に示す。

資料)「第4、5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）

「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト（平成29年10月改訂版）」（平成29年、岩手県）

「安代町史 民俗編」（平成21年、安代町史編さん委員会 編）

7) 陸産貝類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-20 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、3 目 9 科 30 種の陸産貝類が確認されており、そのうち重要な種としてキセルガイモドキ、ミヨシギセル等の 18 種が確認されている。

表 3.1-20 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（陸産貝類）

№	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	アマオブネガイ目	ヤマキサゴ科	ヤマキサゴ					
2	中腹足目	ゴマガイ科	ヒダリマキゴマガイ					
3	柄眼目	キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ					C
4			クリイロキセルガイモドキ				NT	C
5		キセルガイ科	オオタキコギセル					C
6			ヒメギセル					
7			ナミギセル					C
8			ツムガタモドキギセル					
9			チビギセル					C
10			ミヨシギセル				VU	C
11		バツラマイマイ科	バツラマイマイ					
12		ナメクジ科	ナメクジ					
13			ヤマナメクジ					
14		ベッコウマイマイ科	ウラジロベッコウ					C
15			カワグチレンズガイ				NT	C
16			クリイロベッコウ				DD	C
17		ナンバンマイマイ科	ニッポンマイマイ					
18			イワテピロウドマイマイ					C
19			ウロコピロウドマイマイ				NT	
20		オナジマイマイ科	ウスカワマイマイ					
21			ササミケマイマイ				DD	C
22			オオウケマイマイ					
23			イワデマイマイ					C
24			ムツヒダリマキマイマイ					
25			トバマイマイ					C
26			ブドウマイマイ					B
27			オオタキマイマイ				VU	C
28			ヒダリマキマイマイ					C
29			アオモリマイマイ					
30			マメマイマイ					C
合計	3	9	30	0	0	0	7	17

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料)「第 4、5 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)

「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成 29 年 10 月改訂版)」(平成 29 年、岩手県)

「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)

(2) 植物

対象事業実施区域及びその周辺に生育する植物と植生、巨樹・巨木の情報に関して、収集した文献と情報を整理した範囲を表 3.1-21 に示す。

なお、重要種の選定根拠及びカテゴリーは表 3.1-22 に示すとおりである。

表 3.1-21 収集した文献と整理範囲等

No.	文献名	整理項目				情報の整理範囲
		植生	植物相	特定植物群落	巨樹・巨木	
1	「第2～7回自然環境保全基礎調査」 (環境省自然環境局)	○		○	○	対象事業実施区域 周辺 (図 3.1-10 の表示範囲)
2	「いわてレッドデータブック：岩手の希少な野生生物(2014年版)」及び 「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成29年10月改訂版)」 (岩手県環境生活部自然保護課)		○			八幡平市
3	「安代町史 民俗編」 (平成21年、安代町史編さん委員会 編)		○			旧安代町
4	「西根町史 上巻」 (昭和61年、西根町史編纂委員会 編)		○			旧西根町
5	「岩手県産維管束植物チェックリスト2016第2版」 (平成28年、岩手県植物誌調査会事務局 編)		○			八幡平市

表 3.1-22 重要種の選定基準及びカテゴリー

No.	重要種の選定基準	カテゴリー
1	文化財保護法(同法に基づく地方公共団体の文化財保護条例を含む) 【昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号】	特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 県天:県指定天然記念物 市町村天:市町村指定天然記念物
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 【平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号】	国内:国内稀少野生動植物種 特定:特定国内稀少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 【平成 14 年 3 月 29 日条例第 26 号】	指定:指定希少野生動植物 特定:特定希少野生動植物
4	環境省レッドリスト 2018 【環境省 平成 30 年 5 月 22 日公表】	EX:絶滅 わが国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW:野生絶滅 飼育・栽培下でのみ存続している種 CR:絶滅危惧ⅠA 類 ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN:絶滅危惧ⅠB 類 ⅠA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU:絶滅危惧Ⅱ 類 絶滅の危機が増大している種 NT:準絶滅危惧 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD:情報不足 評価するだけの情報が不足している種 LP:地域個体群 地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群
5	・いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物(2014 年版) ・岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成 29 年 10 月改訂版) 【岩手県 平成 29 年 10 月 1 日時点】	EX:絶滅 環境省 RL の絶滅に相当(EX) EW:野生絶滅 環境省 RL の野生絶滅に相当(EW) A:A ランク 環境省 RL の絶滅危惧Ⅰ 類に相当(CR+EN) B:B ランク 環境省 RL の絶滅危惧Ⅱ 類に相当(VU) C:C ランク 環境省 RL の準絶滅危惧に相当(NT) D:D ランク C ランクに準ずる種・優れた自然環境の指標となる種・岩手県を南限又は北限とする種 DD:情報不足 環境省 RL の情報不足に相当(DD)

1) 植生

対象事業実施区域及びその周辺における「第 6-7 回自然環境保全基礎調査」の「現存植生図」による植生の状況を図 3.1-9 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、主にブナクラス域代償植生のアカマツ群落、カスミザクラ - コナラ群落、植林地、耕作地植生のカラマツ植林、水田雑草群落、畑雑草群落など代償植生や耕作地、人工林で構成される。

2) 植物相

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている主な種を表 3.1-23 に、確認されている重要種を表 3.1-24 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、130 科 1018 種の植物が確認されており、そのうち重要な種としてはタチハコベ等 197 種が記録されている。

なお、平成 28 年 5 月に実施した対象事業実施区域内における概況調査において、重要な植物に選定される「ノダイオウ、ベニバナヤマシャクヤク、サクラソウ、サルメンエビネ」4 種の生育が確認されている。(ただし、ノダイオウについては、平成 29 年度に実施した現地調査において一般種のトガマダイオウであることが確認された。)

3) 特定植物群落

対象事業実施区域及びその周辺における「第 2、3、5 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)による「特定植物群落」の状況では、対象事業実施区域及びその周辺において特定植物群落は分布していない。

4) 巨樹・巨木

対象事業実施区域及びその周辺における「第 4、6 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)による「巨樹・巨木」の状況は、図 3.1-10 に示すように「シロヤナギ」、「スギ」が分布している。

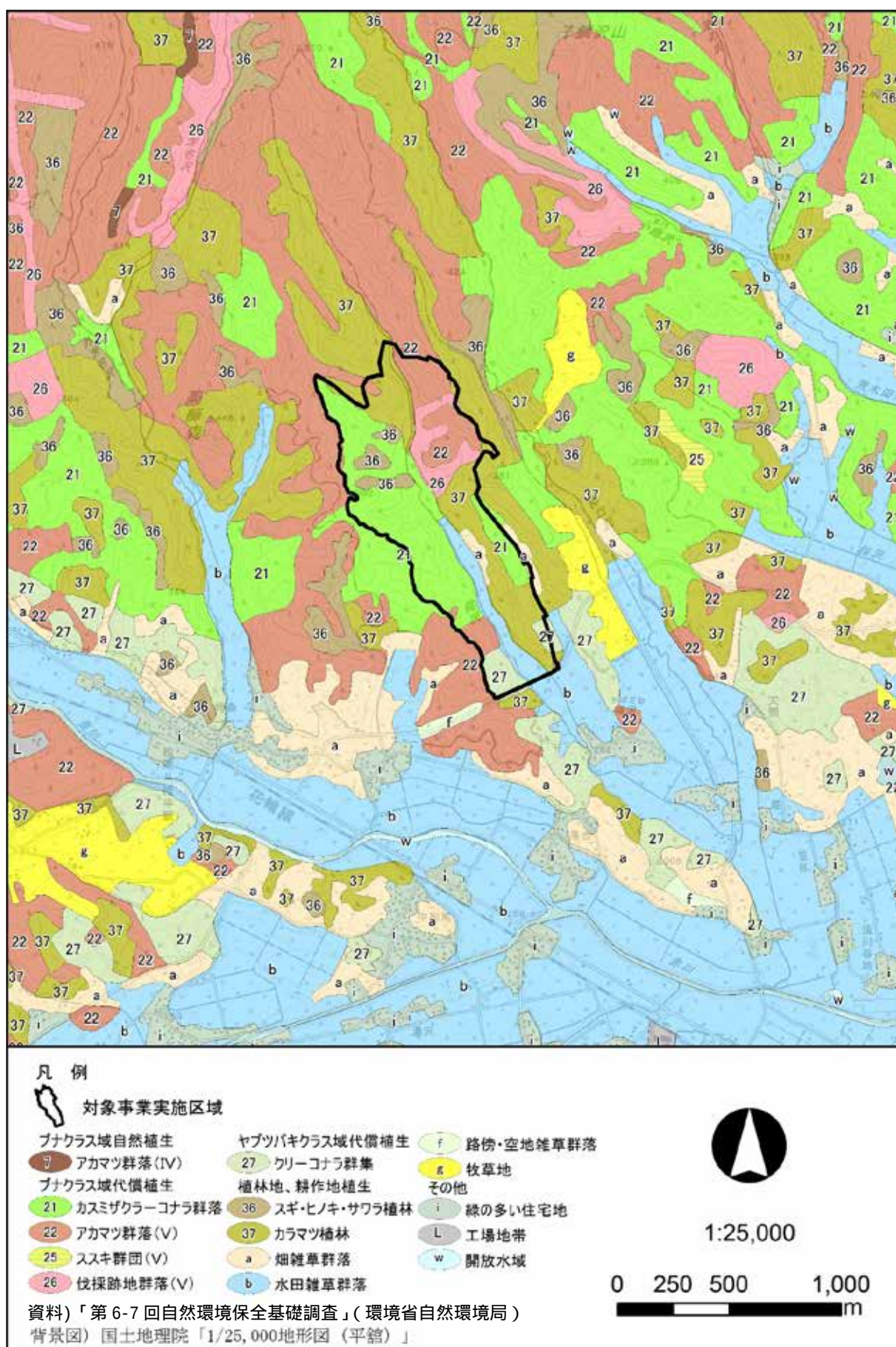


図 3.1-9 現存植生図

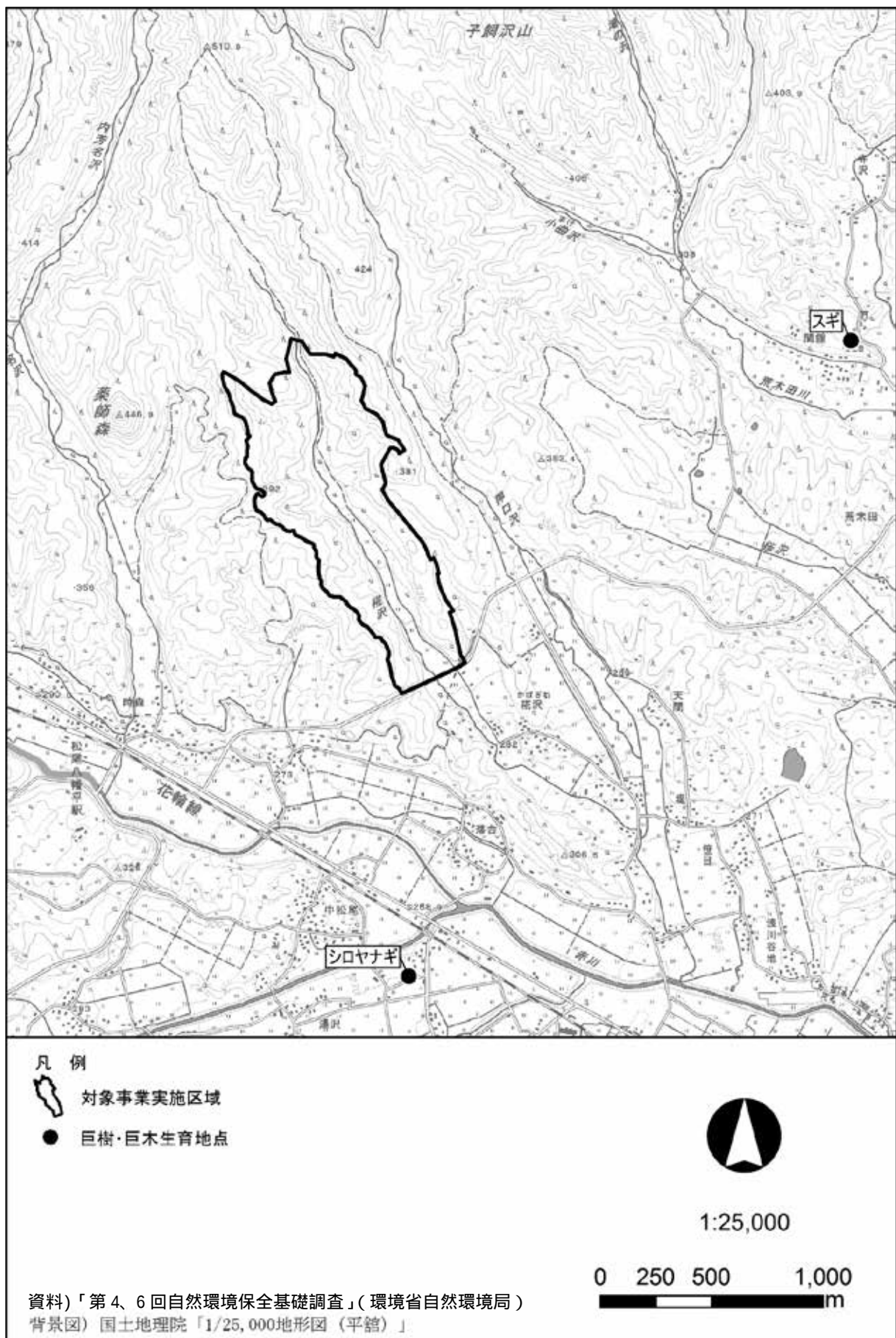


図 3.1-10 巨樹・巨木生育地点図

表 3.1-23 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている主な種（植物）

門名	綱・亜綱等	科名	種名
シダ植物門		ヒカゲノカズラ科、ミズニラ科、トクサ科、ゼンマイ科、コバノイシカグマ科、ミズワラビ科、イノモトソウ科、チャセンシダ科、オシダ科、ヒメシダ科、メシダ科、ウラボシ科	スギラン、マンネンスギ、トウゲシバ、ゼンマイ、クジャクシダ、イワガネゼンマイ、ホソバナライシダ、リョウメンシダ、サカゲイノデ、ミゾシダ、ハリガネワラビ、ミヤマメシダ、イッポンワラビ、キョタキシダ、イワオモダカ等
裸子植物門		マツ科、スギ科、ヒノキ科、イヌガヤ科、イチイ科	カラマツ、アカマツ、キタゴヨウ、ハイマツ、スギ、ミヤマビャクシン、ミヤマネズ、ハイイヌガヤ、イチイ等
被子植物門	双子葉植物綱 離弁花類	クルミ科、ヤナギ科、カバノキ科、ブナ科、ニレ科、クワ科、イラクサ科、タデ科、スベリヒコ科、ナデシコ科、アカザ科、ヒコ科、モクレン科、クスノキ科、カツラ科、キンボウゲ科、メギ科、アケビ科、センリョウ科、ボタン科、マタタビ科、オトギリソウ科、ケシ科、アブラナ科、マンサク科、ベンケイソウ科、ユキノシタ科、バラ科、マメ科、カタバミ科、トウダイグサ科、ユズリハ科、ミカン科、ウルシ科、カエデ科、トチノキ科、ツリフネソウ科、モチノキ科、ニシキギ科、クロウメモドキ科、ブドウ科、アオイ科、グミ科、スミレ科、ミソハギ科、アカバナ科、ウリノキ科、ミズキ科、ウコギ科、セリ科等	オニグルミ、イヌコリヤナギ、シロヤナギ、ケヤマハンノキ、オヒョウ、カナムグラ、ムカゴイラクサ、イヌタデ、ハナタデ、ヤマゴボウ、ミミナグサ、タカネナデシコ、ナンブワチガイソウ、ミチノクフクジュソウ、シュウメイギク、クサボタン、キツネノボタン、ネムロコウホネ、ミチノクサイシン、ナズナ、グンバイナズナ、エゾアジサイ、タコノアシ、オオダイコンソウ、シウリザクラ、カスミザクラ、ナガボノワレモコウ、ウマゴヤシ、クズ、トウダイグサ、エゾユズリハ、オニイタヤ、トチノキ、コマユミ、ナエバキスミレ、キブシ、エゾミソハギ、タニタデ、ヤナギラン、アリノトウグサ、トチバニンジン、アマニユウ等
	合弁花類	イワウメ科、リョウブ科、イチヤクソウ科、ツツジ科、サクラソウ科、エゴノキ科、モクセイ科、リンドウ科、キョウチクトウ科、ガガイモ科、アカネ科、ヒルガオ科、ムラサキ科、シソ科、ナス科、ゴマノハグサ科、タヌキモ科、ハエドクソウ科、オオバコ科、スイカズラ科、オミナエシ科、キキョウ科、キク科等	オオバスノキ、ハイハマボウス、アオダモ、ハルリンドウ、センブリ、ミツガシワ、シロバナカメメヅル、キクムグラ、セイヨウキランソウ、ジャコウソウ、イヌホオズキ、エゾシオガマ、ヤマウルトラノオ、イヌノフグリ、ムシトリスミレ、ケナシヤブデマリ、タニウツギ、ノブキ、ウサギギク、タカサゴソウ、ヤマニガナ、ミヤマキタアザミ、タムラソウ、オオオナモミ等
	単子葉植物綱	オモダカ科、ホロムイソウ科、ヒルムシロ科、ユリ科、ヤマノイモ科、ミズアオイ科、アヤメ科、イグサ科、ツユクサ科、ホシクサ科、イネ科、サトイモ科、ウキクサ科、ミクリ科、カヤツリグサ科、ラン科	ヤナギモ、ヤマカシュウ、ヤマノイモ、ノハナショウブ、ニワゼキショウ、ヒメノガリヤス、カモガヤ、ヒロハノウシノケグサ、ヌカキビ、クサヨシ、ヒロバスゲ、ヤラメスゲ、オオカワズスゲ、カヤツリグサ、マツバイ、ギンラン、クマガイソウ等

資料)「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成29年10月改訂版)」(平成29年、岩手県)

「安代町史 民俗編」(平成21年、安代町史編さん委員会 編)

「西根町史 上巻」(昭和61年、西根町史編纂委員会 編)

「岩手県産維管束植物チェックリスト 2016 第2版」(平成28年、岩手県植物誌調査会事務局 編)

表 3.1-24 (1) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種 (植物)

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
1	ヒカゲノカズラ科	スギラン				VU	A
2	ミズニラ科	ヒメミズニラ				NT	B
3		ミズニラ				NT	B
4	イノモトソウ科	イノモトソウ					D
5	ウラボシ科	イワオモダカ					B
6	ヒノキ科	ミヤマネズ					B
7	ツチトリモチ科	ミヤマツチトリモチ				VU	B
8	タデ科	イブキトラノオ					C
9		ムカゴトラノオ					C
10		サクラタデ					C
11		シロバナサクラタデ					C
12		ノダイオウ				VU	C
13	ナデシコ科	タカネナデシコ					B
14		タチハコベ				VU	C
15		ナンブワチガイソウ				VU	B
16	キンボウゲ科	センウズモドキ				VU	C
17		ミチノクフクジュソウ				NT	B
18		フクジュソウ					B
19		ヒメイチゲ					C
20		ミヤマオダマキ					B
21		エゾノリュウキンカ					C
22		ミツバノパイカオウレン					C
23		オキナグサ				VU	A
24		パイカモ					C
25		マンセンカラマツ				EN	C
26	メギ科	ナンブソウ					B
27	スイレン科	ジュンサイ					C
28		ネムロコウホネ				VU	
29	ウマノスズクサ科	ミチノクサイシン				VU	B
30	ボタン科	ヤマシャクヤク				NT	B
31		ベニバナヤマシャクヤク				VU	A
32	ケシ科	ミチノクエンゴサク					C
33		ナガミノツルキケマン				NT	
34		エゾキケマン					DD
35	アブラナ科	ハリナズナ				EN	A
36	ユキノシタ科	アラシグサ					C
37		ヒメウメバチソウ					A
38		タコノアシ				NT	B
39		ヤシャビシャク				NT	A
40	バラ科	チョウセンキンミズヒキ				VU	C
41		カワラサイコ					B
42		ミヤマキンバイ					B
43		ヒロハノカワラサイコ				VU	C
44		クロバナロウゲ					C
45		ミチノクナシ				EN	C
46		オオタカネイバラ					B
47		サナギイチゴ				VU	C
48		ナガボノワレモコウ					B

表 3.1-24 (2) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種 (植物)

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
49	マメ科	イヌハギ				VU	B
50	カタバミ科	オオヤマカタバミ				VU	
51	フウロソウ科	ハクサンフウロ					C
52	トウダイグサ科	トウダイグサ					C
53	カエデ科	クロビイタヤ				VU	A
54	スミレ科	キバナノコマノツメ					C
55		タカネスミレ				NT	B
56		ゲンジスミレ					B
57	スギナモ科	スギナモ					B
58	セリ科	クロバナウマノミツバ					B
59		サワゼリ				VU	A
60	イチヤクソウ科	オオウメガサソウ				NT	B
61		シャクジョウソウ					C
62		カラフトイチヤクソウ				VU	A
63	ツツジ科	コメバツガザクラ					C
64		イワヒゲ					C
65		エゾツツジ					B
66		イワツツジ					B
67	サクラソウ科	ヤナギトラノオ					B
68		ユキワリコザクラ					A
69		サクラソウ				NT	B
70		ハイハマボッサ				NT	B
71	リンドウ科	ミヤマリンドウ					B
72		ハルリンドウ					B
73		タテヤマリンドウ					C
74		ホソバツルリンドウ				VU	B
75		イヌセンブリ				VU	B
76		センブリ					C
77		ミヤマアケボノソウ					B
78		テングノコヅチ				NT	C
79	ミツガシワ科	ミツガシワ					D
80	ガガイモ科	タチガシワ					C
81		スズサイコ				NT	B
82	アカネ科	キクムグラ					DD
83	ムラサキ科	オニルリソウ					C
84		ムラサキ				EN	A
85	シソ科	ムシャリンドウ				VU	A
86		ミソガワソウ					B
87		ケナツノタムラソウ					C
88		テイネニガクサ				NT	DD
89		イヌニガクサ				CR	DD
90	ナス科	ハシリドコロ					C
91	ゴマノハグサ科	ホソバコゴメグサ					B
92		タチコゴメグサ					DD
93		ミヤマシオガマ					C
94		イワテシオガマ					C
95		トモエシオガマ					B
96		エゾシオガマ					C

表 3.1-24 (3) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種 (植物)

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
97	ゴマノハグサ科	ヤマルリトラノオ					B
98		ヒヨクソウ					C
99		グンバイツル				VU	DD
100		イヌノフグリ				VU	B
101	タヌキモ科	ムシトリスミレ					B
102		イヌタヌキモ				NT	D
103	オオバコ科	エゾオオバコ					C
104		ハクサンオオバコ					C
105	スイカズラ科	リンネソウ					B
106		エゾヒョウタンボク				VU	A
107		キタカミヒョウタンボク				EN	A
108	オミナエシ科	オミナエシ					C
109	マツムシソウ科	マツムシソウ					A
110	キキョウ科	チシマギキョウ			指定、特定		A
111		バアソブ				VU	DD
112		シデシャジン					C
113		キキョウ				VU	B
114	キク科	カワラハハコ					C
115		サマニヨモギ					B
116		オオガクビソウ					C
117		イワギク				VU	B
118		オニアザミ					C
119		ハチマンタイアザミ					C
120		ミヤマコウゾリナ					C
121		タカサゴソウ				VU	B
122		クモマニガナ					B
123		ノニガナ					C
124		カワラニガナ				NT	B
125		オオニガナ					C
126		ミヤマキタアザミ				VU	B
127		ヤハズトウヒレン					B
128		オナモミ				VU	C
129	ホロムイソウ科	ホロムイソウ					B
130	ヒルムシロ科	ホソバヒルムシロ				VU	B
131	ユリ科	スズラン					C
132		ヤマスカシユリ				NT	B
133		チシマアマナ					B
134		キンコウカ					C
135		キヌガサソウ					B
136		ヒメイワショウブ					B
137	アヤメ科	カキツバタ				NT	B
138	イグサ科	ホソコウガイゼキショウ					C
139	ホシクサ科	ミヤマヒナホシクサ					C
140	ウキクサ科	ヒンジモ				VU	A
141	ミクリ科	ホソバウキミクリ				VU	A
142		ミクリ				NT	D
143		タマミクリ				NT	B

表 3.1-24 (4) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種 (植物)

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
144	ミクリ科	ヒメミクリ				VU	B
145	カヤツリグサ科	ヒラギシスゲ					C
146		ヤラメスゲ					A
147		ダケスゲ				VU	B
148		ヌマスゲ				CR	A
149		セイタカハリイ					C
150		タカネクロスゲ				VU	B
151		マツカサススキ					C
152	ラン科	コアニチドリ				VU	A
153		ミスズラン				CR	A
154		エビネ				NT	B
155		キンセイラン				VU	A
156		サルメンエビネ				VU	A
157		ギンラン					C
158		キンラン				VU	A
159		アオチドリ					B
160		モイワラン				CR	A
161		コアツモリソウ				NT	A
162		クマガイソウ				VU	A
163		アツモリソウ		特定		VU	A
164		イチヨウラン					B
165		サワラン					B
166		コイチヨウラン					B
167		カキラン					C
168		ツチアケビ					B
169		ツリシュスラン					A
170		ヒロハツリシュスラン				EN	A
171		ヒメミヤマウズラ					A
172		ミズトンボ				VU	B
173		ギボウシラン				EN	A
174		フガクスズムシソウ				VU	A
175		セイタカスズムシソウ					A
176		アオフタバラン					B
177		ミヤマフタバラン					B
178		ヤチラン				EN	A
179		アリドオシラン					B
180		サカネラン				VU	A
181		カモメラン				NT	A
182		オノエラン					C
183		タカネトンボ				VU	B
184		ジンバイソウ					C
185		ミズチドリ					B
186		ツレサギソウ					A
187		ハシナガヤマサギソウ					DD
188		ヤマサギソウ					B
189		オオバノトンボソウ					B
190		オオヤマサギソウ					C
191		ホソバノキシチドリ					C

表 3.1-24 (5) 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種 (植物)

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
192	ラン科	トンボソウ					C
193		トキソウ				NT	B
194		ヤマトキソウ					B
195		ヒトツボクロ					A
196		ハクウンラン					A
197		ショウキラン					B
合計	53	197	0	1	1	82	194

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-22 に示す。

資料)「岩手県の希少野生動植物に係るレッドリスト(平成 29 年 10 月改訂版)」(平成 29 年、岩手県)

「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)

「西根町史 上巻」(昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編)

「岩手県産維管束植物チェックリスト 2016 第 2 版」(平成 28 年、岩手県植物誌調査会事務局 編)

(3) 生態系

現存植生図(図 3.1-9)及び環境区分図(図 3.1-12)のとおり、対象事業実施区域及びその周辺は、谷沿いの斜面にカスミザクラ-コナラ群落やアカマツ群落等の樹林地が分布し、谷底に水田等の耕作地やススキ群団などの草地が分布する谷戸環境が形成されている。

対象事業実施区域及びその周辺に生息する動植物の食物連鎖は図 3.1-11 に示す関係にあると考えられる。生産者は樹林地や草地を構成する植物であり、第一次消費者はチョウ類等の草食性昆虫類、トウホクノウサギやカモシカ等の草食性哺乳類等である。第二次消費者は肉食性の昆虫類であるトンボ類が挙げられ、第三次消費者はモズやキツツキ等の鳥類、ニホンリスやホンドモモンガ等の小型哺乳類、カエル類やトカゲ類等の両生類・は虫類、タナゴやカジカ等の魚類が挙げられる。上位消費者は、ノスリやオオタカ等の猛禽類、ホンドキツネ、ツキノワグマ等の中・大型哺乳類が挙げられる。

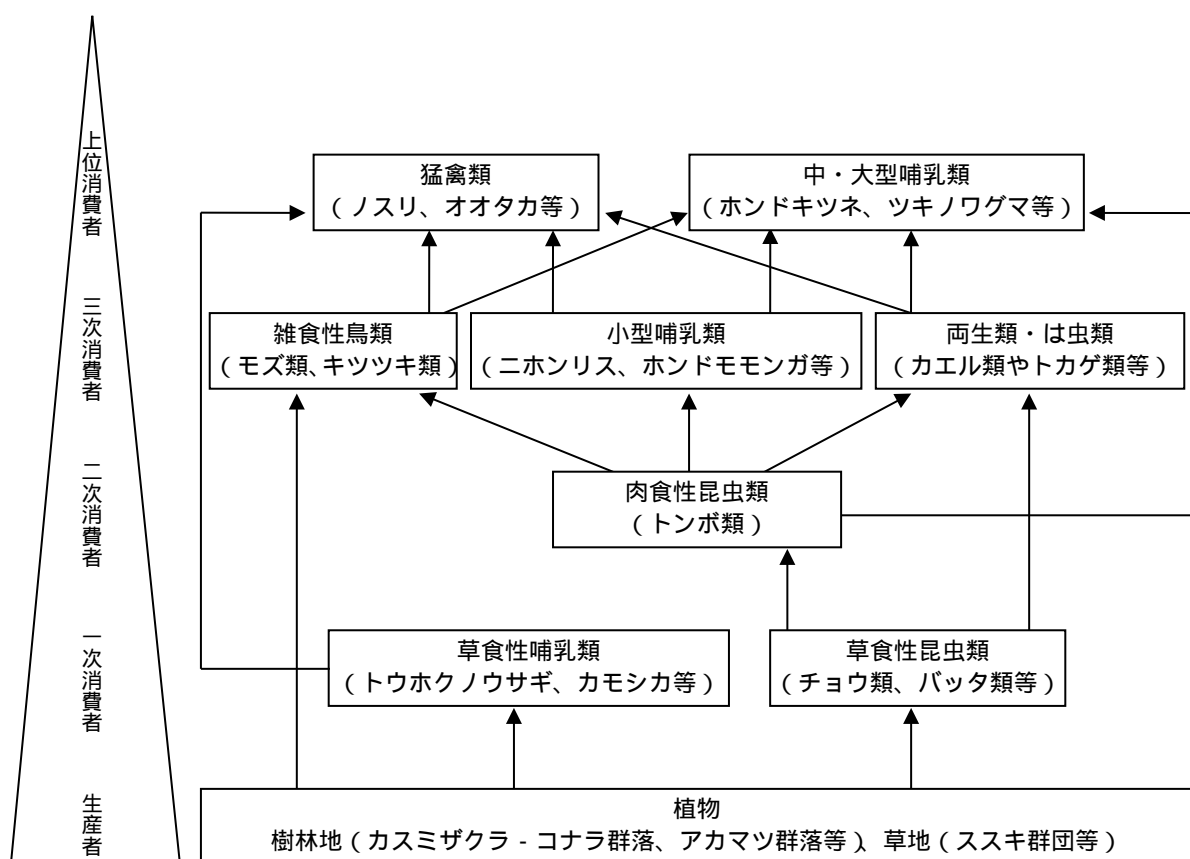


図 3.1-11 食物連鎖模式図

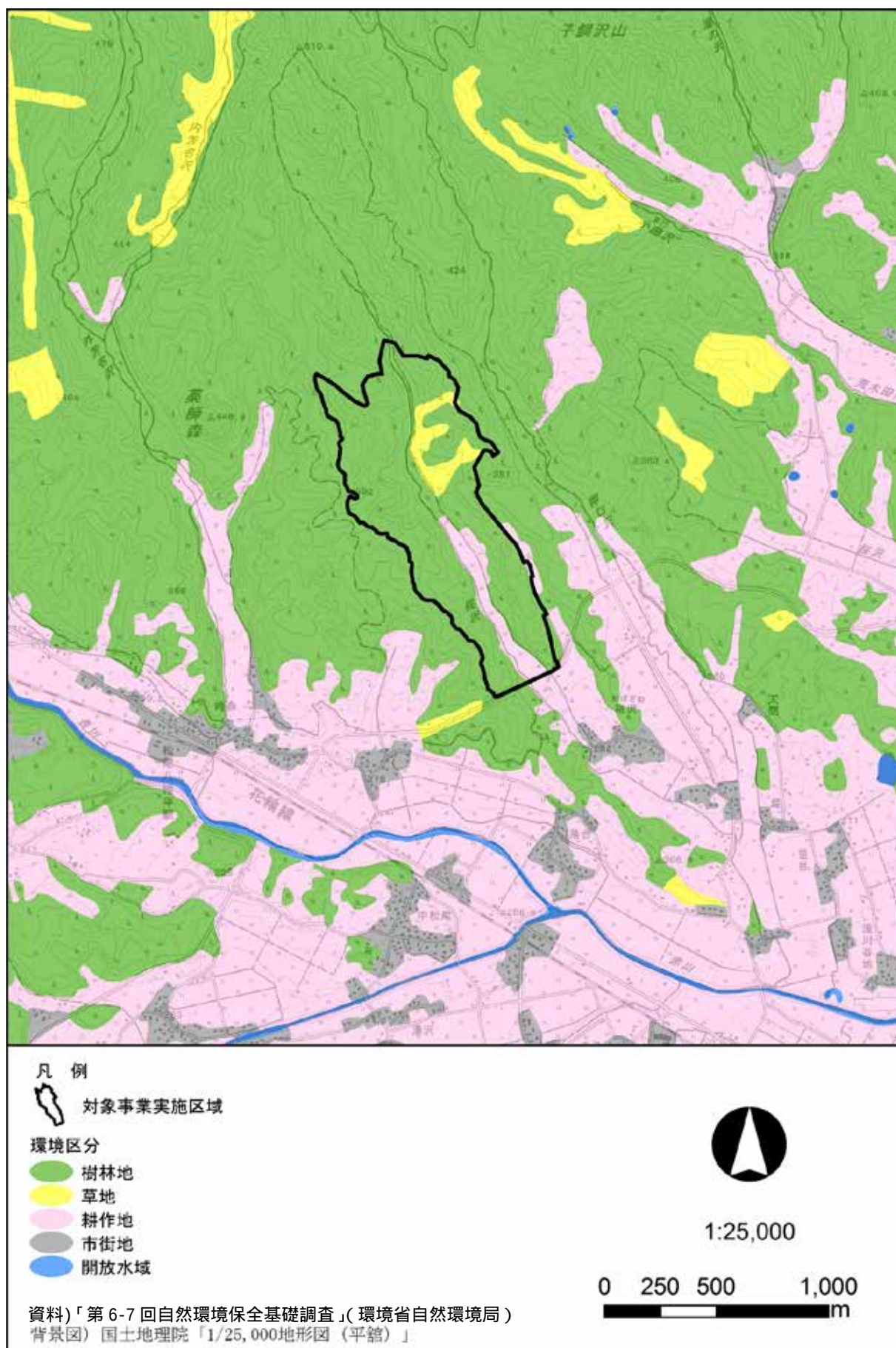


図 3.1-12 主要な環境区分図

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

1) 主要な眺望地点

岩手県では今後も大事にしていくための美しい景観を「いわての残したい景観」として整理している。対象事業実施区域及びその周辺のいわての残したい景観（視点場）を表 3.1-25 及び図 3.1-13 に示す。

周辺の景観（視点場）のうち、対象事業実施区域の方向を望む箇所として、「平舘松尾・平舘田圃の畦道」、「いわて子どもの森（雲見の丘）」、「岩手山の山頂」が挙げられる。このうち、「いわて子どもの森（雲見の丘）」及び「岩手山の山頂」は対象事業実施区域より 10km 以上離れており、「いわて子どもの森（雲見の丘）」は対象事業実施区域を視認できず、「岩手山の山頂」は対象事業実施区域を視認できるものの微小に映るのみとなる。

その他、対象事業実施区域周辺の不特定の人が集まる場所や日常生活上の主な眺望地点として、対象事業実施区域に最も近い集落である「桜沢集落」や「北森駅」が存在する。

表 3.1-25 対象事業実施区域及びその周辺の「いわての残したい景観（視点場）」

No.	視点場	視対象
1	田代平高原	田代平に集う人達、七時雨山、山荘
2	いわて子どもの森（雲見の丘）	空、山並み、大地からなる開放的な自然
3	新田大橋手前	安比川沿い紅葉
4	旧安代町・安比高原牧場	水仙畑と安比高原スキー場
5	安比高原のブナの駅付近	中の牧場の池塘
6	涼川河川公園	七時雨山と涼川
7	市道川原目線川原目橋	七時雨山と涼川
8	平舘松尾・平舘田圃の畦道	岩手山から八幡平の連山安比スキー場を一望でき、周囲に姫神山・七時雨山を一望
9	茶臼岳	岩手山
10	八幡平スキー場	八幡平の紅葉
11	松尾鉱山跡	緑ヶ丘アパート群
12	田頭館山公園	岩手山と三ツ森山
13	東北自動車道岩手山 SA	残雪の岩手山
14	森の大橋	松川溪谷の滝
15	平笠付近	初冬の田圃と岩手山
16	県道焼走り線のナリヤ沢	岩手山
17	平笠の岩手山焼走り溶岩流	焼走り溶岩流と岩手山
18	溶岩流展望台	岩手山と焼走り溶岩流
19	旧西根町焼走りの湯へ行く途中	春まだ浅き岩手山
20	三ツ石山頂	岩手山（西岩手）と広がる原生的森林
21	岩手山の山頂	岩手山頂上、足元に咲くコマクサ
22	洪民公園	石川啄木の歌碑と岩手山

資料)いわての残したい景観 (<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s16Kekan/top.html>)

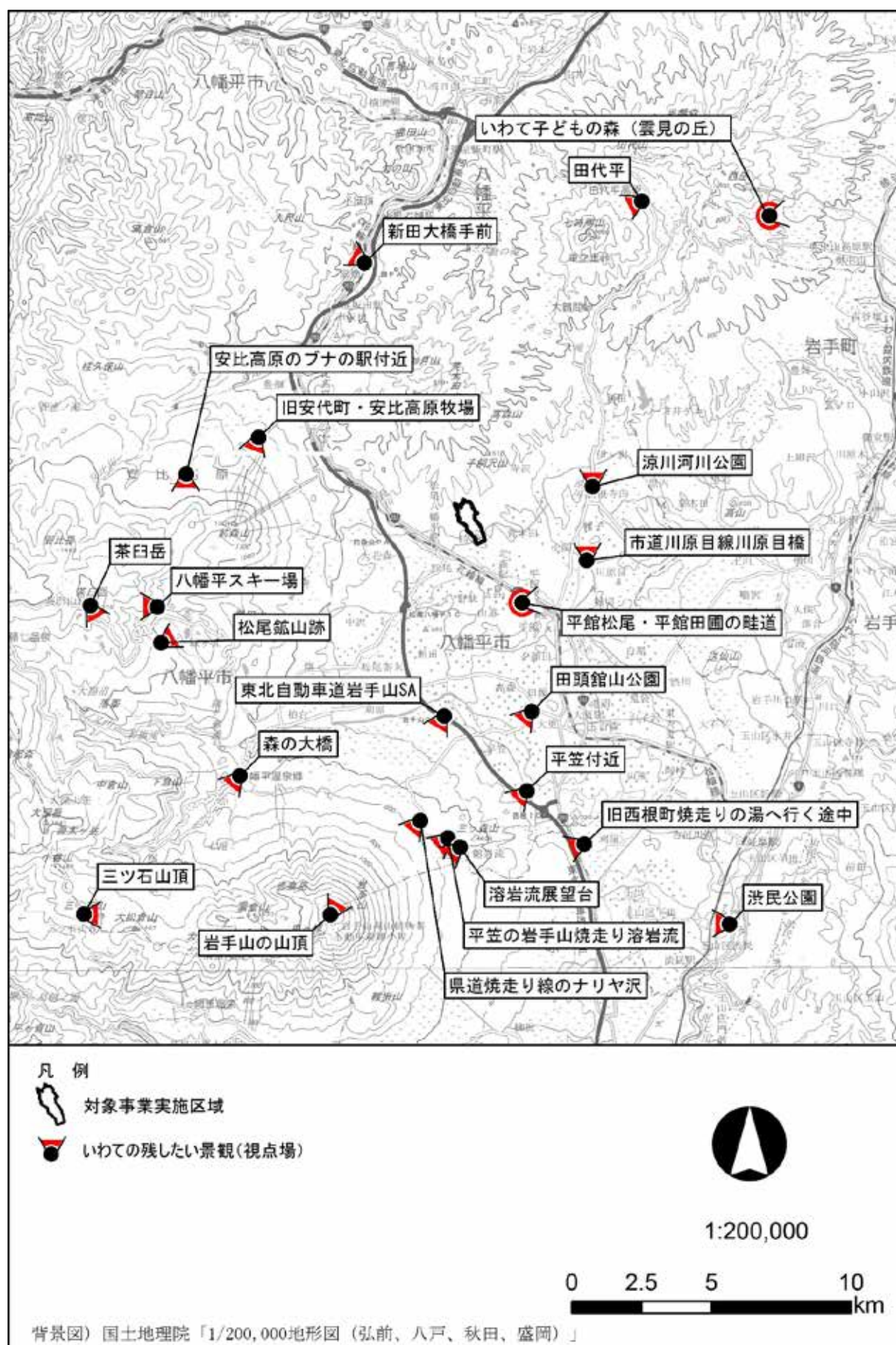


図 3.1-13 いわてに残したい景観（視点場）

2) 景観資源

八幡平市における自然景観資源を表 3.1-26 に示す。また、このうち対象事業実施区域及びその周辺における自然景観資源を図 3.1-14 に示す。

周辺の自然景観資源として、「長者山」が対象事業実施区域から南東約 5km に、「大滝」が北東約 7km に位置しているが、いずれも対象事業実施区域から視認することはできない。

表 3.1-26 自然景観資源

区分	件数	主な自然景観資源
特定植物群落	9	焼走り溶岩流植生（西根） 松森山のアカマツ林（西根） 八幡平の湿原植物（松尾・安代） 等
火山群	4	岩手山（西根・松尾） 七時雨山（西根・安代） 大深岳（松尾） 八幡平（松尾・安代）
火山	25	七時雨山（西根・安代） 岩手山（西根・松尾） 二ツ森（松尾） 八幡平（松尾・安代） 等
火口・カルデラ	3	岩手山火口（西根・松尾） 田代平高原（西根・安代） 屏風尾根（松尾）
火山性高原（台地状）	1	安比高原（安代）
流れ山群	1	五百森泥流（西根・松尾）
噴泉	1	藤七温泉（松尾）
噴気口	1	藤七温泉（松尾）
非火山性高原	1	白樺野（安代）
非火山性孤峰	2	長者山、白屋山（西根）
断崖・岩壁	1	安比川（安代）
滝	9	大滝（西根） 旗滝（松尾） 不動の滝（安代） 等
湖沼	47	御在所沼、御苗代湖、御釜湖（松尾） 八幡沼（安代） 等
湿原	44	御苗代湿原（松尾） 八幡沼湿原（安代） 等
合計	149	

資料)第3回自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局）

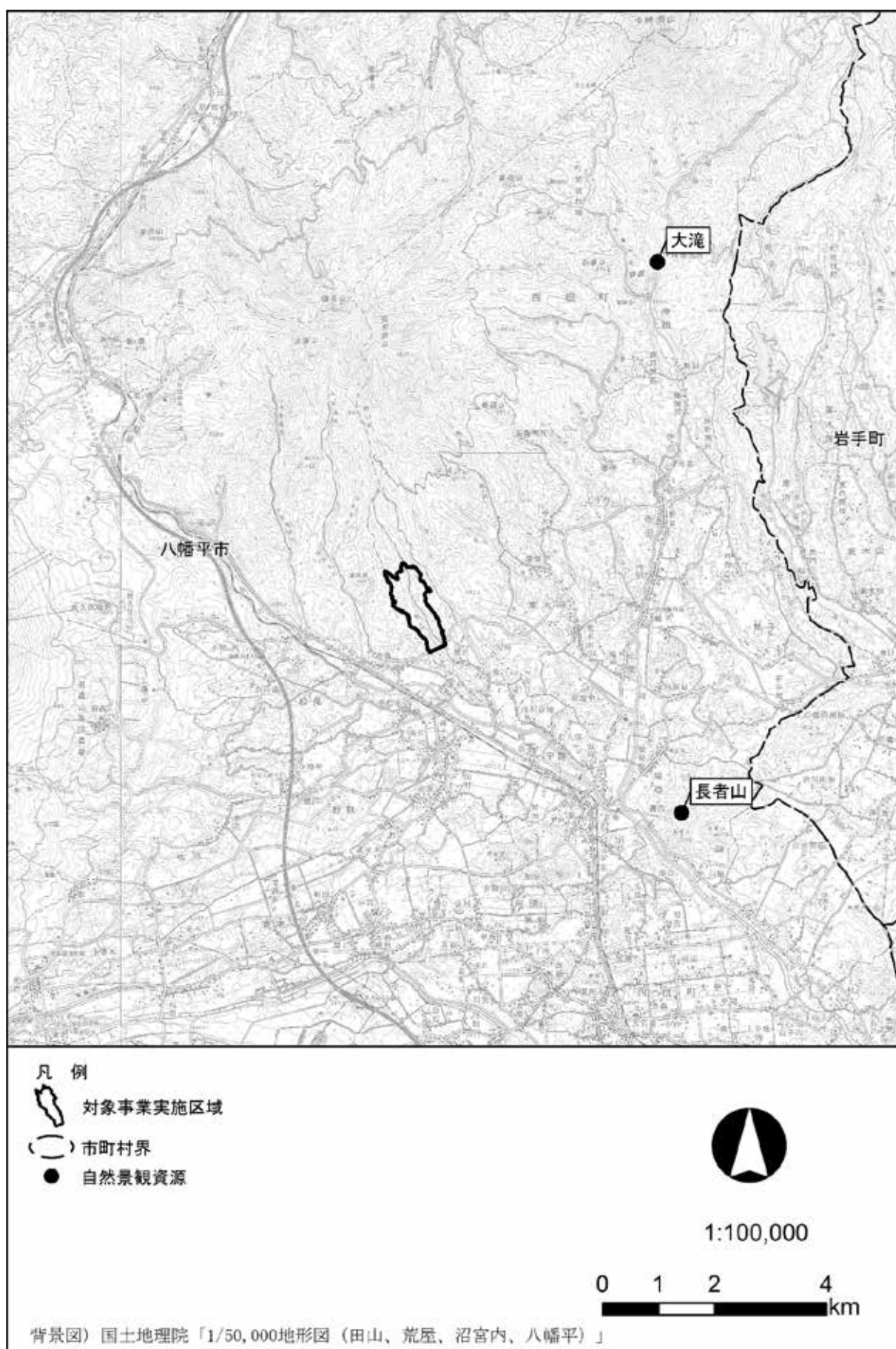


図 3.1-14 自然景観資源位置図

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場を表 3.1-27 及び図 3.1-15 に示す。

表 3.1-27 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	身近な自然の名称	利用等
1	長者屋敷清水	建物周りのみどり 緑豊かな田園 池、湖沼、湧水地等の水辺
2	館公園	街角のみどり
3	為内の一本桜	街角のみどり
4	七時雨カルデラライン	観光道路

資料) 岩手県自然環境保全指針（平成 11 年、岩手県）
八幡平市観光パンフレット類

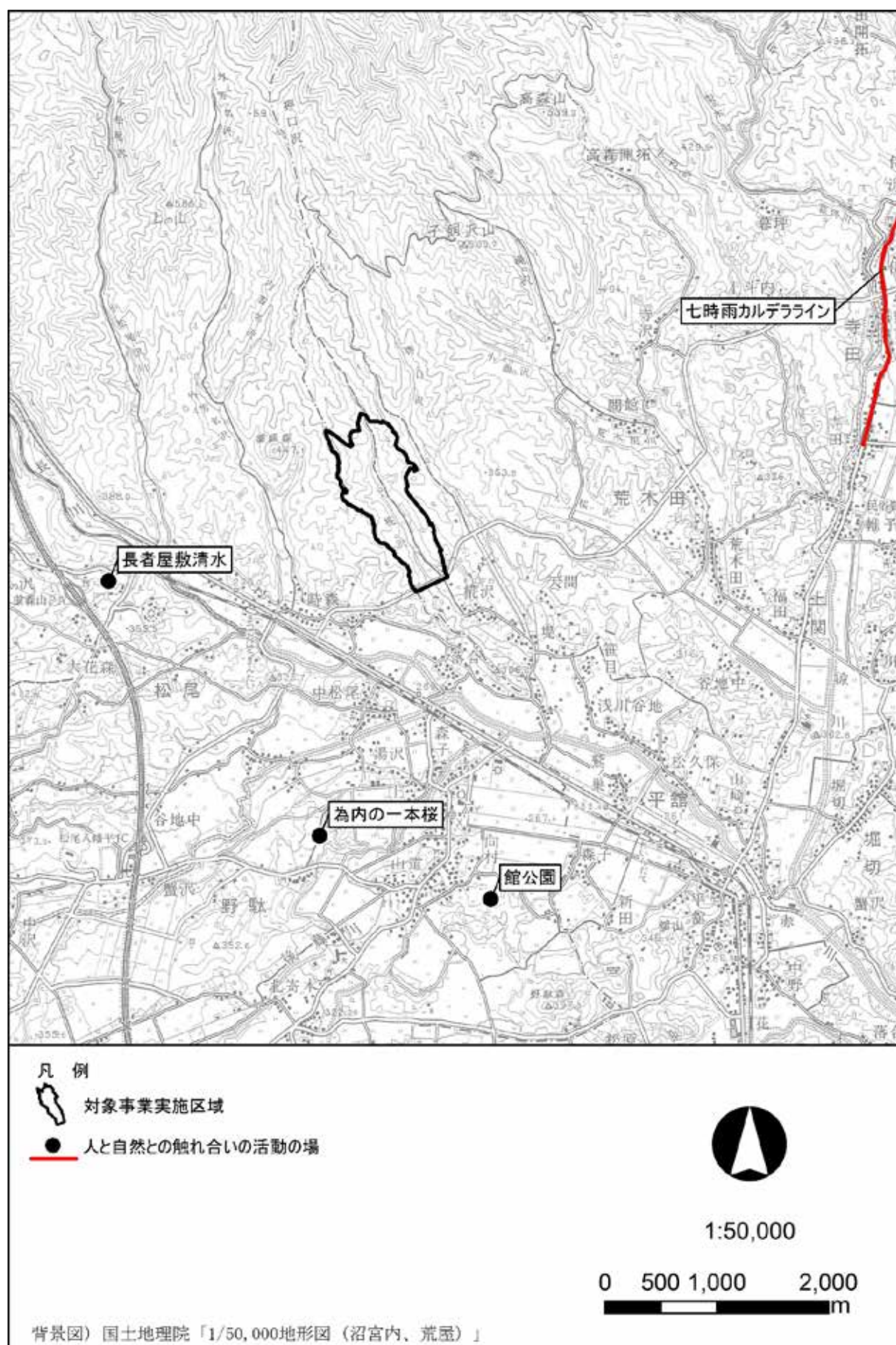


図 3.1-15 人と自然との触れ合いの活動の場位置図

3.1.7 公害苦情の状況

対象事業実施区域のある八幡平市での平成 25～平成 29 年度における公害苦情件数を表 3.1-28 に示す。典型 7 公害以外の公害に関する苦情が多い傾向である。

表 3.1-28 過去 5 年間ににおける公害苦情件数（八幡平市）

種類 年度	典型 7 公害（件）							典型 7 公害 以外（件）	合計 （件）
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成 25 年度	2	2	-	3	-	-	1	4	12
平成 26 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 27 年度	6	1	-	1	-	-	-	4	12
平成 28 年度	-	5	-	-	-	-	-	7	12
平成 29 年度	-	-	-	1	-	-	1	6	8
合計	8	8	0	5	0	0	2	21	44

資料)岩手県統計年鑑（平成 25～29 年度）

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口及び世帯数

平成7年～平成31年における八幡平市の人口を表3.2-1及び図3.2-1に示す。
人口は減少傾向にあり、平成7年からで約7,000人が減少している。

表 3.2-1 人口の推移

年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
人口(人)	32,751	32,485	31,079	28,680	26,355	25,580

備考)平成7年、平成12年の数値は合併前の西根町、松尾村、安代町の合算

平成31年のデータは八幡平市HPより平成31年4月30日時点のものを参考とした。

資料)国勢調査 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200521>)

八幡平市HP (<http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat79/cat1607/>)

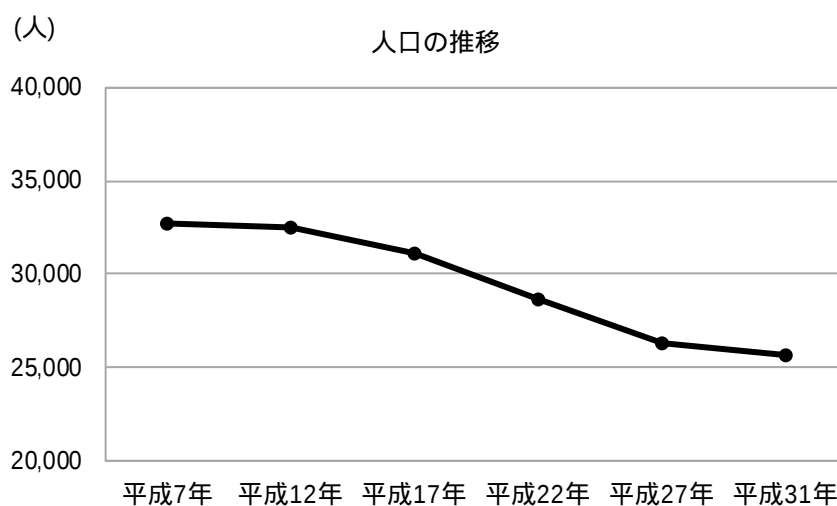


図 3.2-1 人口の推移

資料)国勢調査 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200521>)

八幡平市HP (<http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat79/cat1607/>)

(2) 産業

1) 産業人口

八幡平市における平成 27 年の産業別就業者数を表 3.2-2 に示す。

八幡平市の就業者総数は 13,845 人で、第 3 次産業の就業者数が最も多く、全体の約半数を占めている。分類別にみると、農業、製造業、卸売業、小売業の順に多くなっている。

表 3.2-2 産業別就業人数（平成 27 年）

大分類	小分類	人口（人）
第 1 次産業	農業、林業	3,211
	（うち農業）	3,044
	漁業	11
	小計	3,222
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	20
	建設業	1,483
	製造業	1,983
	小計	3,486
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	32
	情報通信業	42
	運輸業、郵便業	498
	卸売業、小売業	1,565
	金融業、保険業	118
	不動産業、物品賃貸業	64
	学術研究、専門・技術サービス業	180
	宿泊業、飲食サービス業	1,020
	生活関連サービス業、娯楽業	473
	教育、学習支援業	279
	医療、福祉	1,447
	複合サービス事業	230
	サービス業（他に分類されないもの）	733
	公務（他に分類されるものを除く）	441
	小計	7,122
分類不能の産業		15
合計		13,845

資料)岩手県統計情報 (<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)

2) 商業

八幡平市における平成 16 年～平成 26 年の商業の推移を表 3.2-3 に示す。

経年的にみると、事業所数、従業者数、商品販売額のいずれも減少傾向にある。

表 3.2-3 商業の推移

市名	項目	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
八幡平市	事業所数（戸）	384	379	264
	従業者数（人）	1,878	2,013	1,353
	商品販売額（百万円）	34,183	34,035	26,002

備考)平成 16 年の数値は合併前の西根町、松尾村、安代町の合算

資料)商業統計調査報告書 (<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2.html>)

3) 工業

八幡平市における平成 23 年～平成 29 年の工業の推移を表 3.2-4 に示す。

経年的にみると、事業所数、従業者数はほぼ横ばいであるが、製造品販売額等に関しては増加傾向にある。

表 3.2-4 工業の推移

市名	項目	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
八幡平市	事業所数（戸）	56	58	56
	従業者数（人）	2,052	2,018	2,083
	製造品販売額等 （百万円）	26,812	28,275	32,564

資料)工業統計調査報告書 (<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>)

4) 農業

八幡平市における平成 12 年～平成 27 年の農家数の推移を表 3.2-5 に示す。

経年的にみると、農家数は減少傾向にある。

表 3.2-5 農家数の推移

市名	項目（戸）	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
八幡平市	農家数	3,544	3,281	2,880	2,358
	専業農家	471	616	743	612
	兼業農家				
	計	3,073	2,665	2,137	1,746
	第 1 種兼業農家	802	581	388	430
	第 2 種兼業農家	2,271	2,084	1,749	1,316

備考)平成 12 年、平成 17 年の数値は合併前の西根町、松尾村、安代町の合算

資料)八幡平市 HP (<http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat58/cat556/>)

3.2.2 土地利用の状況

(1) 概況

八幡平市における平成 29 年の地目別面積を表 3.2-6 に示す。

全体として山林の割合が高く、全体の 69.1%を占めている。

表 3.2-6 地目別面積（平成 29 年）

区分	面積（㎡）	割合（％）
田	50,658,539	5.9
畑	39,887,854	4.6
宅地	12,518,652	1.5
鉱泉地	97	0.0
池・沼	314,429	0.0
山林	596,106,674	69.1
牧場	9,410,573	1.1
原野	26,464,984	3.1
雑種地	11,499,566	1.3
その他	115,438,632	13.4
総面積	862,300,000	100.0

資料)岩手県統計情報(<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)

(2) 土地利用計画

1) 国土利用計画法

対象事業実施区域及びその周辺における、「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号)に基づく土地利用計画の指定状況を図 3.2-2 及び図 3.2-3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、森林地域及び農業地域に指定されている。

2) 都市計画法

対象事業実施区域及びその周辺における、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域の指定状況を図 3.2-4 に示す。

対象事業実施区域は、都市計画区域外にあり、用途地域に指定されていない。

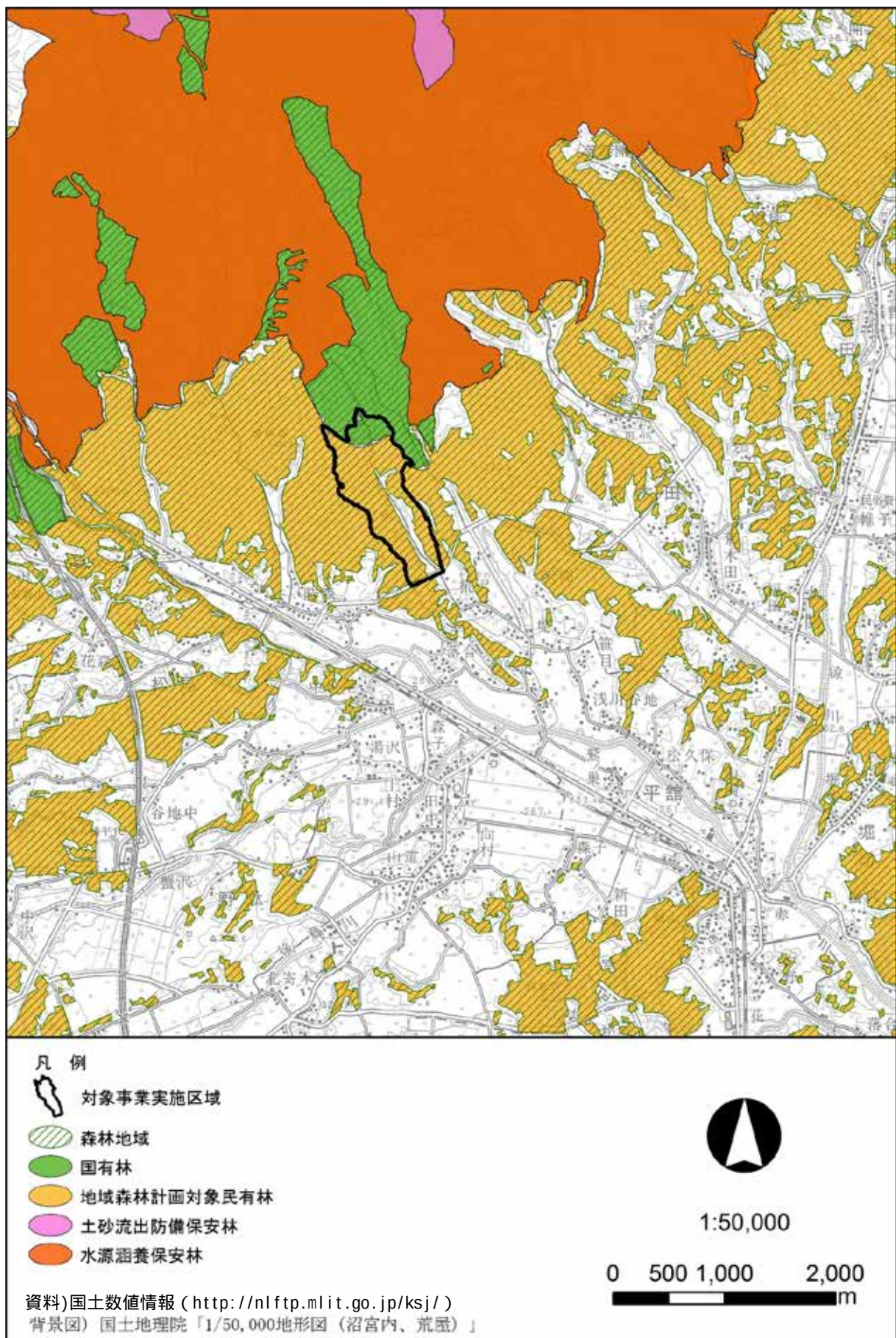


図 3.2-2 土地利用基本計画の指定状況（森林地域）

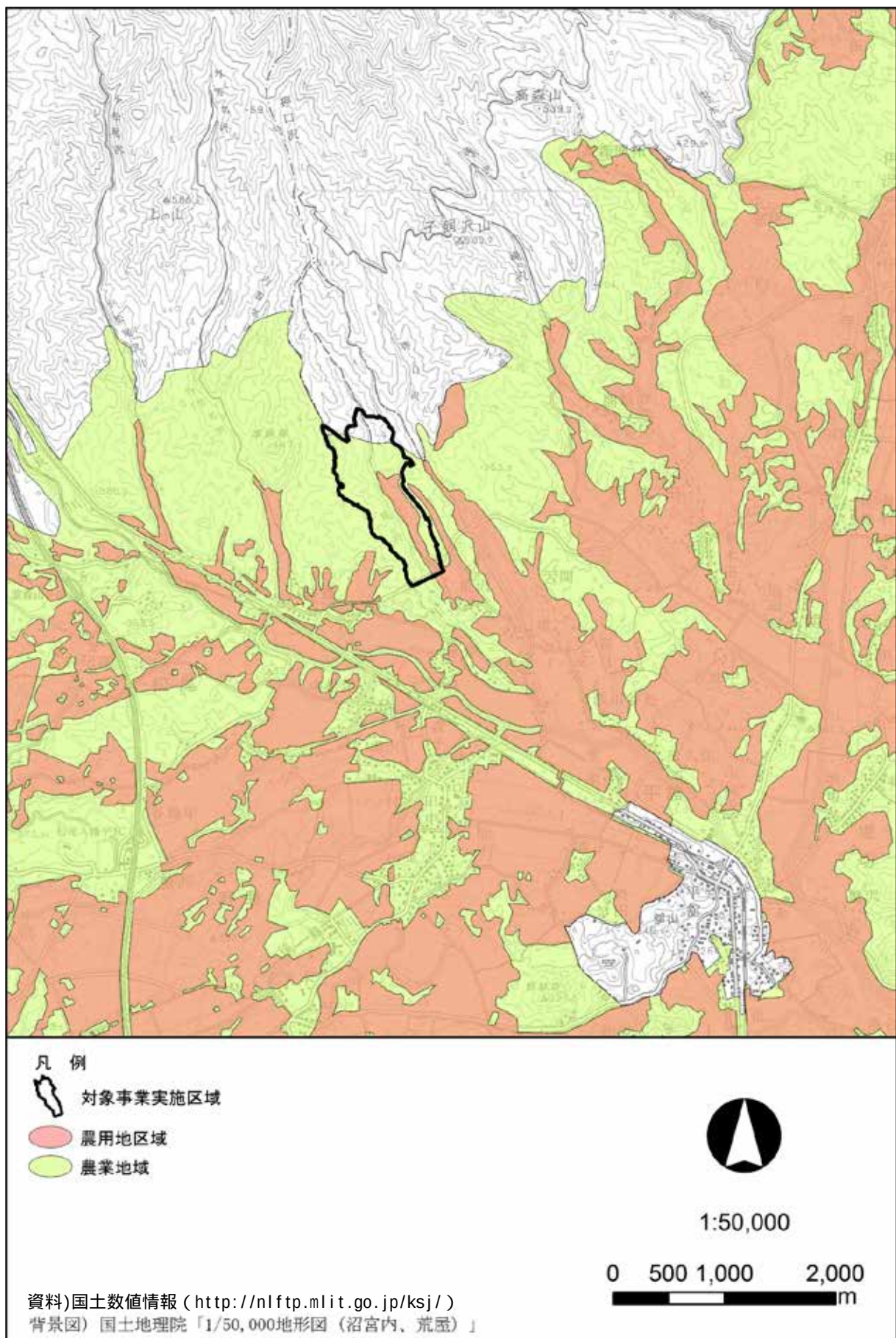


図 3.2-3 土地利用基本計画の指定状況（農業地域）

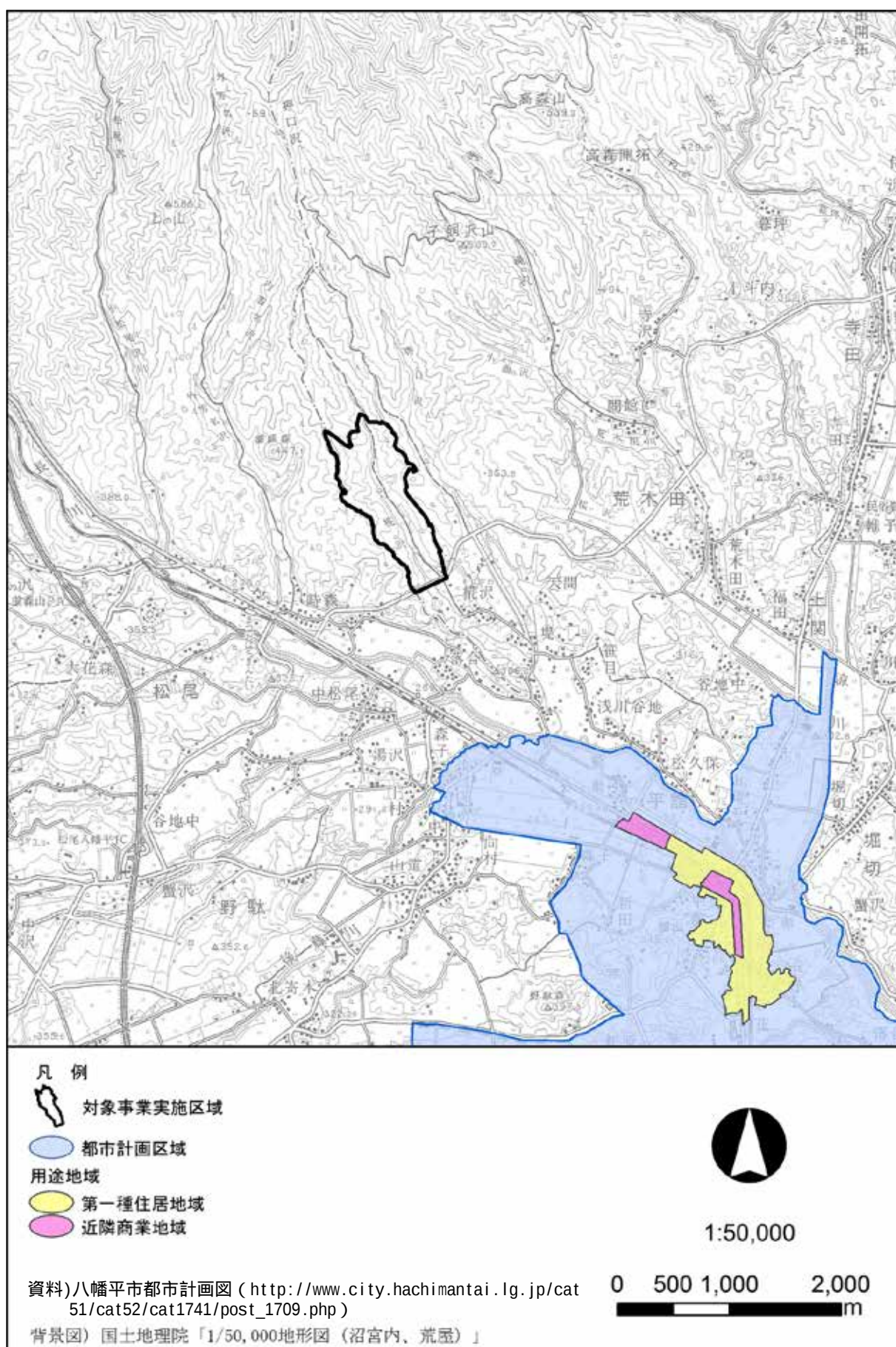


図 3.2-4 都市計画区域及び用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水利用の状況

1) 河川の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な河川を図 3.2-5 に示す。

対象事業実施区域には栴沢が流れ、押口沢と合流し、赤川、松川、北上川へと流入する。

対象事業実施区域及びその周辺は水田や耕作地が広がる。対象事業実施区域を流れる栴沢については、栴沢集落内の農業用水として利用されている。

2) 地下水の利用状況

対象事業実施区域の下流部に位置する栴沢集落では、井戸を設置している家屋が多く、飲用水や農業用水として利用されている。

また、対象事業実施区域のある八幡平市には地下水や湧水を水源とする配水池が表 3.2-7 (1) ~ (5) に示すとおり 17 箇所存在する。

対象事業実施区域に最も近い配水池としては、図 3.2-5 に示すとおり長者屋敷配水池が存在する。

表 3.2-7 (1) 八幡平市における配水池 (西根地区)

配水池名	平笠配水池	高森配水池	新田配水池
所在地	平笠 2-6-434	田頭 8-2-54	寺田 25-191-3
水源系統	平笠	大関	石倉
原水の種類	地下水	地下水・湧水	湧水
供給可能水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	2,344	3,274	572
浄水処理方法	次亜塩素酸ナトリウム溶液注入		

表 3.2-7 (2) 八幡平市における配水池 (松野地区)

配水池名	長者屋敷配水池	岩津張配水池	大花森配水池	(新)小屋の沢配水池
所在地	松尾 4-67-5	前森山国有林 475 林班イ内	前森山国有林 471 林班に内	松尾 1-299-4
水源系統	長者屋敷	岩津張	大花森	(新)小屋の沢
原水の種類	湧水	湧水	湧水	湧水
供給可能水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	1,696	52	74	1,100
浄水処理方法	次亜塩素酸ナトリウム溶液注入			紫外線照射処理、 次亜塩素酸ナトリウム溶液注入

表 3.2-7 (3) 八幡平市における配水池 (寄木地区)

配水池名	新配水池	柏台配水池	温泉郷配水池	寄木配水池
所在地	松尾寄木 3-112-1	赤川山国有林 486 林班は 2 地内	松尾寄木 1-515-4	松尾寄木 3-112-1
水源系統	畑	穴窪	下グンダリ	盲清水
原水の種類	湧水	湧水	湧水	湧水
供給可能水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	57	336	2,721	701
浄水処理方法	次亜塩素酸ナトリウム溶液注入			

表 3.2-7 (4) 八幡平市における配水池 (荒屋地区)

配水池名	第 1 配水池	第 2 配水池	第 5 配水池	荒屋配水池 ^{注 1)}
所在地	安比岳国有林	安比スキー場内	細野 98-488	小柳田
水源系統	安代 第 1・2 (黒滝)、 第 4 (黒沢川)	安代 第 3 (浅井戸)	安代 第 5 (シロベヤチ) 第 6 (鍋越)	荒屋
原水の種類	湧水	地下水	湧水	湧水
供給可能水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	399	605	1,380	348
浄水処理方法	次亜塩素酸ナトリウム溶液注入			

注 1) 荒屋配水池は、臨時用の施設として位置づけている。

表 3.2-7 (5) 八幡平市における配水池 (田山、舘市地区)

配水池名	田山配水池	舘市配水池
所在地	瀬ノ沢	兄川
水源系統	頭山沢	比山第 1・2
原水の種類	湧水	湧水
供給可能水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	1,030	117
浄水処理方法	次亜塩素酸ナトリウム溶液注入	

配水池の出典)平成 30 年度水道水質検査計画書 (http://www.city.hachimantai.lg.jp/c-at51/cat52/cat560/post_710.php)

3) 漁業権

対象事業実施区域及びその周辺の漁業権の設定状況を表 3.2-8 及び図 3.2-6 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺を流れる栴沢や押口沢は漁業権が設定されているが、処理水の放流先となる赤川については漁業権が設定されていない。

表 3.2-8 漁業権の設定状況

漁業権 番号	免許 漁協名	漁場の区域	対象魚
内共第 21 号 (松川)	松川 淡水	基点第 26 号と基点第 26 号の 2 を結ぶ線から上流の松川本 流及びその支流の区域 (赤川本流及び八幡平市古屋敷の区域を除く。) 基点第 26 号 盛岡市玉山区松内字舘 13 番地 5 の標識 基点第 26 号の 2 八幡平市大更第 7 地割 199 番地 1 の標識	アユ、ヤマメ、 イワナ、ウグ イ、カジカ

資料)岩手県農林水産部水産振興課 HP (<https://www.pref.iwate.jp/sangyokoyou/suisan/naisuimen/1008532.html>)

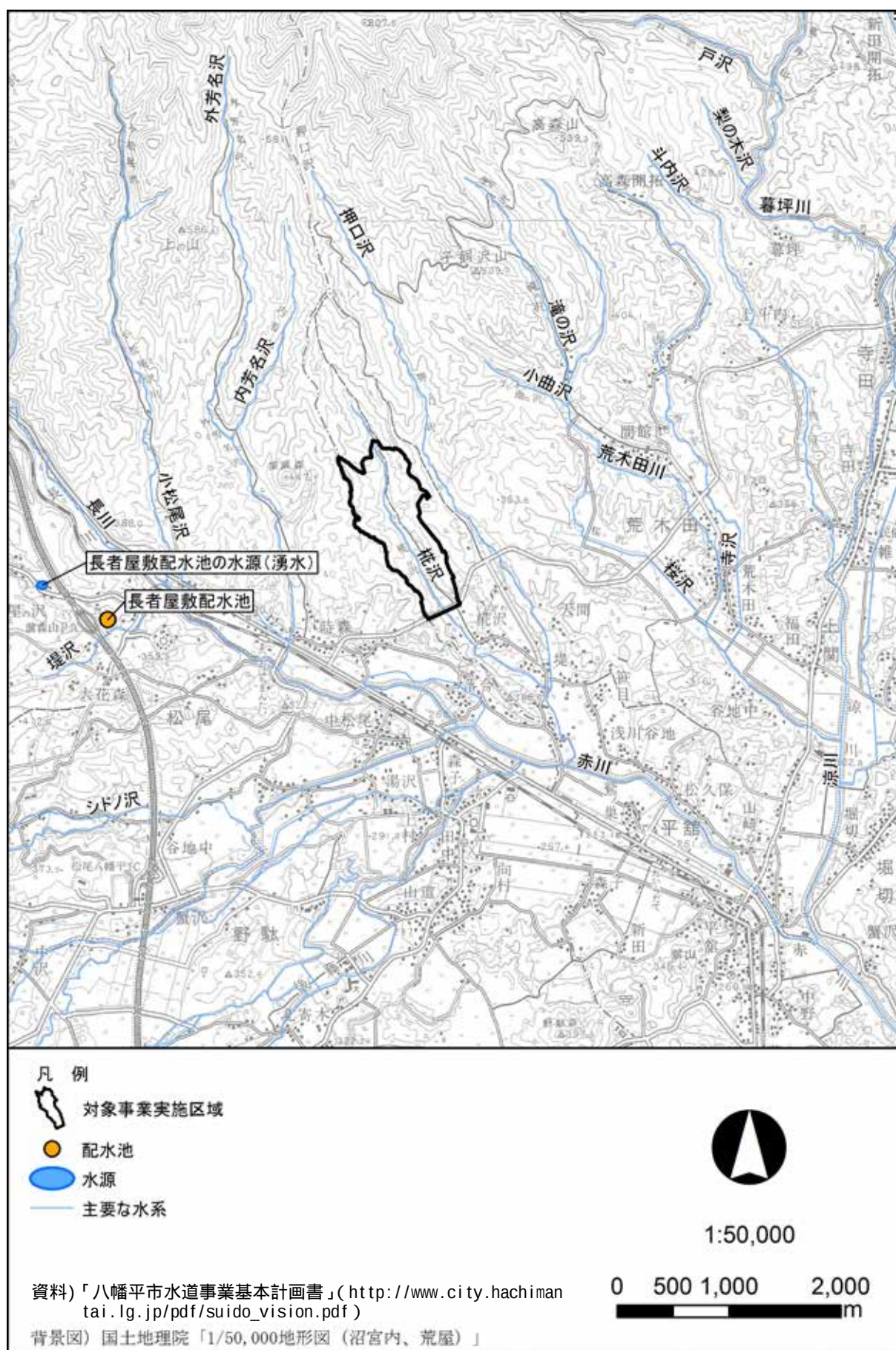


図 3.2-5 主要な河川の状況及び配水池位置図

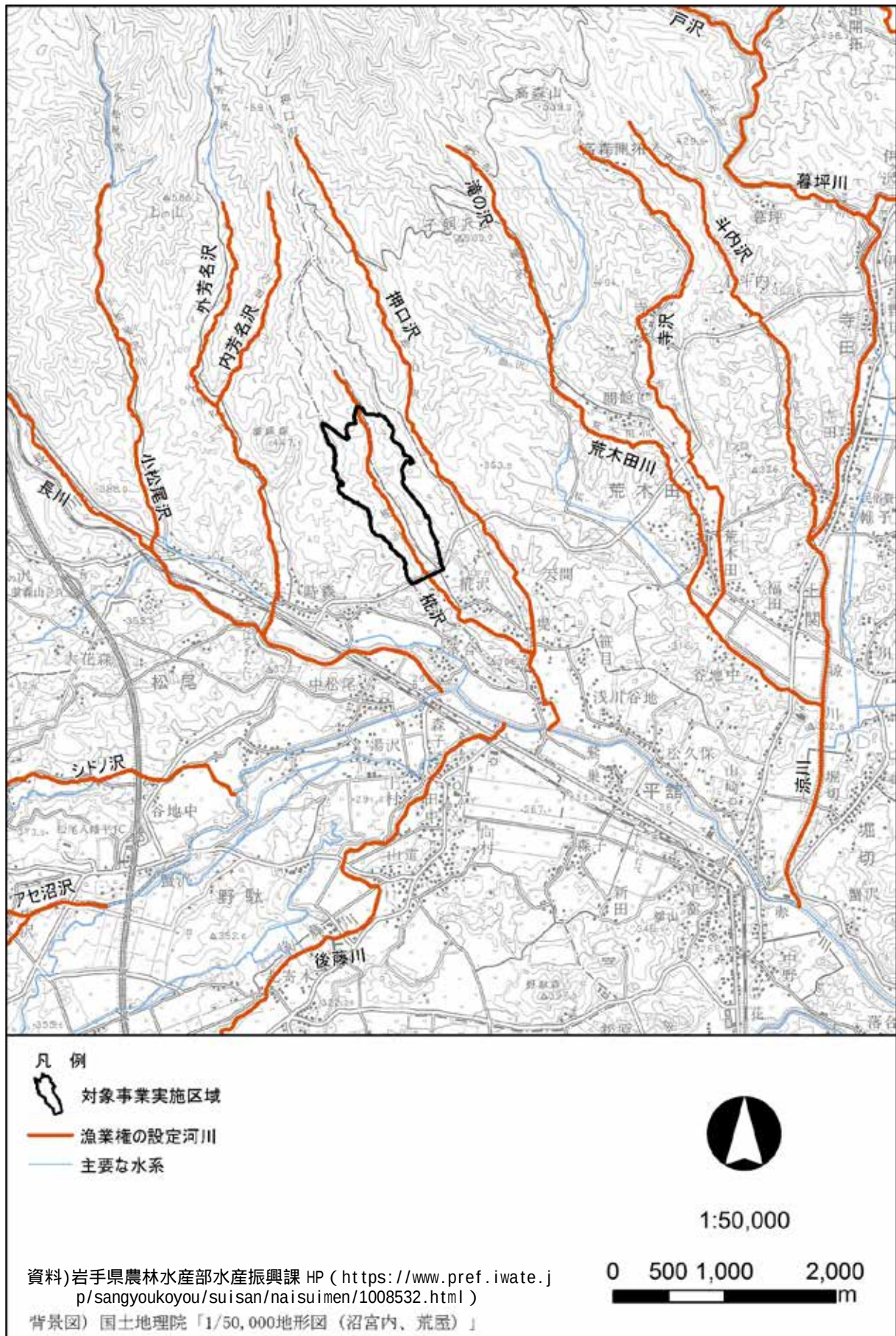


図 3.2-6 内水面共同漁業権の状況

3.2.4 交通の状況

(1) 交通網

対象事業実施区域及びその周辺における交通網の状況を図 3.2-7 に示す。

主要な道路として、東北自動車道、一般国道 282 号、主要地方道柏台松尾線、主要地方道岩手平舘線、一般県道田代平西根線が存在する。

(2) 交通量

対象事業実施区域及びその周辺の交通量調査結果を表 3.2-9 に、交通量調査地点を図 3.2-7 に示す。

表 3.2-9 交通量調査結果（平成 27 年度）

No	路線名	交通量 観測地点名	平日昼間 12 時間 自動車類交通量（台）			平日 24 時間 自動車類交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般県道田代平西根線	八幡平市野口	687	97	784	876	120	996
2	一般国道 282 号	八幡平市中松尾	4,564	794	5,358	5,581	1,063	6,644
3	一般国道 282 号（西根バイパス）	八幡平市大更	4,446	808	5,254	5,488	1,080	6,568
4	市道（旧一般国道 282 号）	八幡平市平舘第 25 地割	4,946	302	5,248	6,018	594	6,612

備考）No.4 の位置する路線は一般国道 282 号西根バイパスの供用に伴い、現在は八幡平市道となっている。

資料）平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（<http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/>）

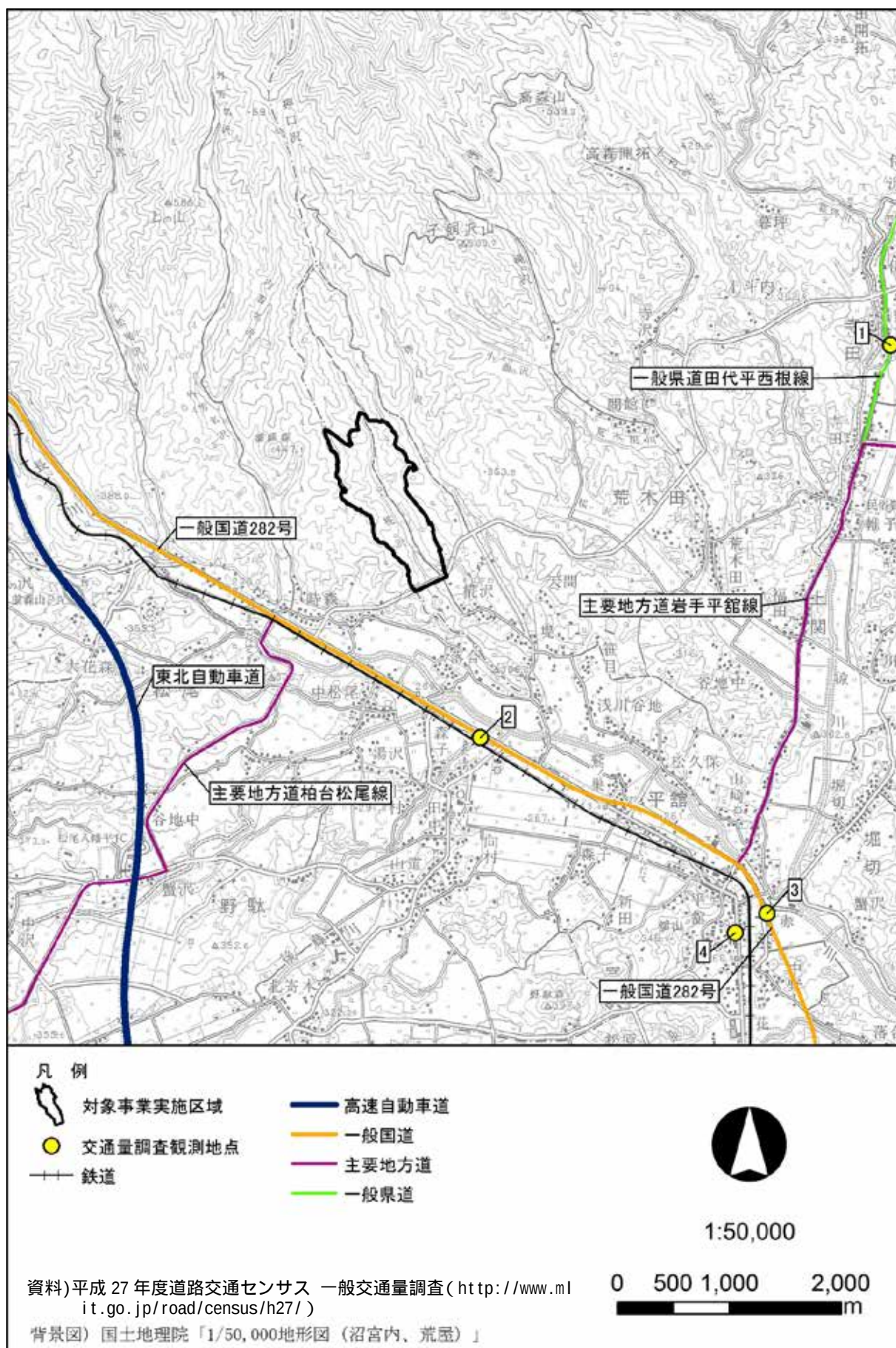


図 3.2-7 交通の状況及び交通量調査地点位置図

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院等の施設の配置状況

環境保全についての配慮が特に必要な施設は、学校や病院、患者の収容施設を有する診療所、文化・体育施設、老人ホーム、福祉施設である。

対象事業実施区域及びその周辺における施設の一覧を表 3.2-10 に、位置図を図 3.2-8 に示す。

表 3.2-10 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

No	区分	名称	対象事業実施区域との位置関係
1	小学校	平館小学校	南東側約 3,400m
2		松野小学校	南側約 1,600m
3		寺田小学校	東側約 3,800m
4	中学校	西根第一中学校	南東側約 3,500m
5		松尾中学校	南側約 3,400m
6	高等学校	平館高校	南東側約 4,100m
7	診療所	平館クリニック	南東側約 3,000m
8	文化施設	八幡平市松尾ふれあい文化伝承館	南側約 3,300m
9	福祉施設	松野保育所	南側約 1,800m
10		平館保育園	南東側約 4,100m
11		西根北部デイサービスセンター	南東側約 3,500m
12		特別養護老人ホーム 麗峰苑	南東側約 2,500m
13		特別養護老人ホーム はらからの里	南東側約 1,600m

資料) 八幡平市教育総務課 HP (http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat83/cat1499/post_2333.php)
 東北厚生局 HP (https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/itiran.html)
 八幡平市 HP (http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat61/post_126.php)
 福祉医療機構 HP-WAMNET(<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pccpub/top/>)

(2) 住宅の配置状況

対象事業実施区域及びその周辺における住宅の配置の状況を図 3.2-9 に示す。

最も近い集落として、対象事業実施区域の南側に栴沢集落が存在する。

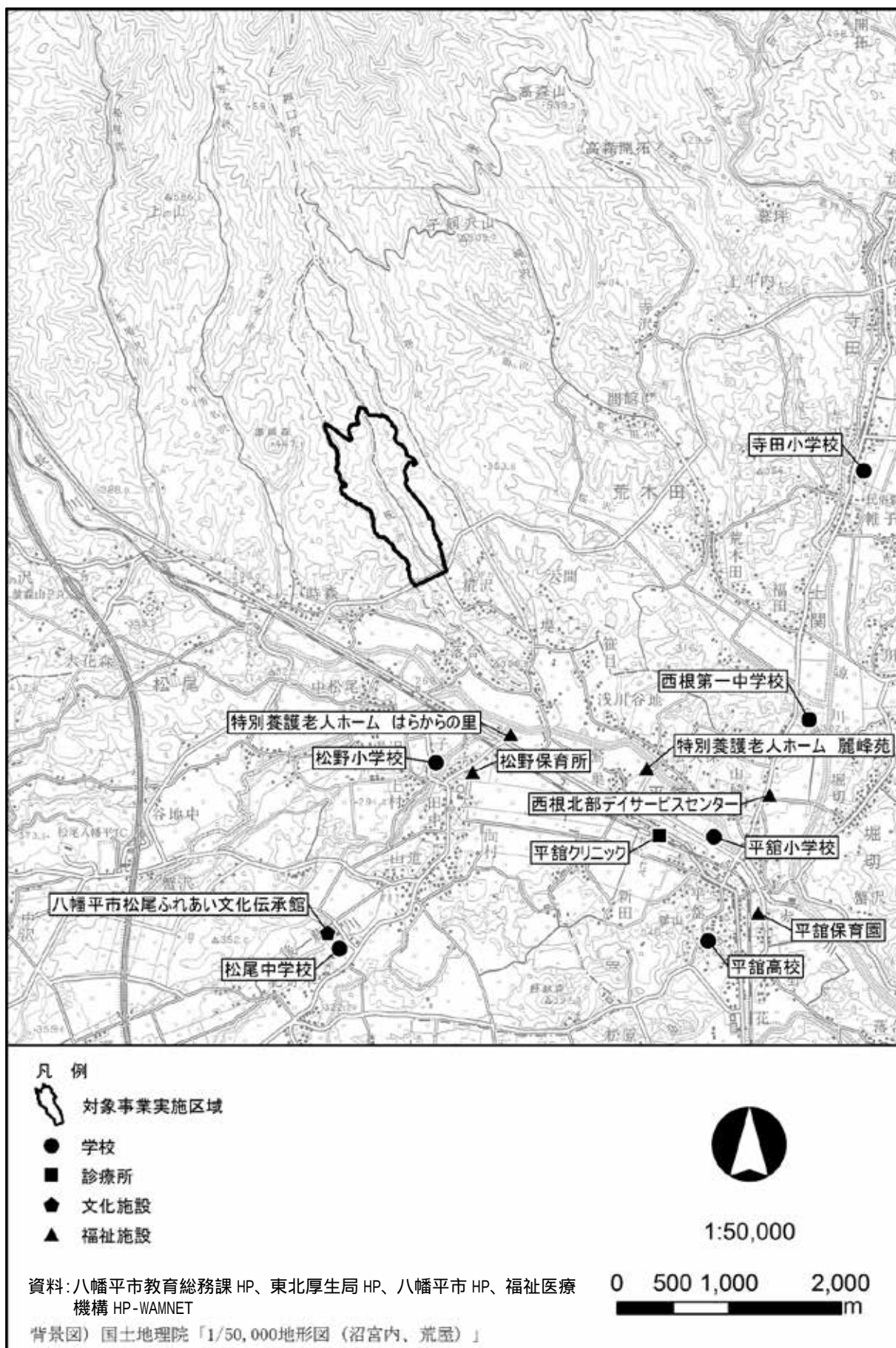


図 3.2-8 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況

3.2.6 上下水道の整備の状況

(1) 上水道の状況

八幡平市における平成 29 年度の上水道の整備状況を表 3.2-11 に示す。

表 3.2-11 上水道の整備状況（平成 29 年度）

市名	行政区域内 現在人口 (人)	水道施設数（箇所）				計画 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	水道普及率 (%)
		総数	上水道	簡易水道	専用水道			
八幡平市	25,188	16	1	0	15	53,580	22,080	87.7

資料)岩手県統計情報 (<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)

(2) 下水道の状況

八幡平市における平成 29 年度の下水道の整備状況を表 3.2-12 に示す。

表 3.2-12 下水道の整備状況（平成 29 年度）

種類	普及人口(人)	普及率(%)
汚水処理	21,008	80.5
下水道	7,910	30.3
農業集落排水施設	8,790	33.7
漁業集落排水施設	0	0.0
浄化槽等	4,308	16.5
コミュニティプラント	0	0.0
住民基本台帳人口 (H30.3.31 現在)	26,109	-

資料)岩手県県土整備部下水環境課 HP (<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/gesui/fukyu/1010218.html>)

(3) し尿処理の状況

八幡平市における平成 29 年度のし尿処理の状況を表 3.2-13 及び表 3.2-14 に示す。

表 3.2-13 し尿処理人口の内訳（平成 29 年度）

水洗化率 (%)	水洗化人口(人)					非水洗化人口(人)		
	公共下水道人口	コミュニティ プラント人口	浄化槽人口		計画収集 人口	自家処理 人口		
				合併処理 浄化槽人口				
53.2	14,005	6,336	0	7,669	4,200	12,333	12,333	0

備考)水洗化率は以下の式によるものとする。水洗化率(%)=(水洗化人口/(水洗化人口+非水洗化人口))×100
資料)環境省廃棄物処理技術情報 (http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h29/index.html)

表 3.2-14 し尿処理の内訳（平成 29 年度）

し尿処理量(kL/年)						
し尿処理施設	ごみ堆肥化施設	メタン化施設	下水道投入	農地還元	その他	合計
15,439	0	0	0	0	0	15,439

備考)し尿処理施設には浄化槽汚泥を含む

資料)環境省廃棄物処理技術情報 (http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h29/index.html)

3.2.7 一般廃棄物の処理状況

八幡平市における一般廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場の概要を表 3.2-15 及び表 3.2-16 に、位置図を図 3.2-10 に示す。

また、岩手県内における廃棄物の排出状況を表 3.2-17 に示す。

表 3.2-15 一般廃棄物処理施設の概要

種別	施設名称	施設所管	所在地	施設規模	建設年度	処理方式
ごみ焼却施設	八幡平市清掃センター	八幡平市	八幡平市野駄 第 27 地割 621	50t/日	平成 7～9 年	機械化 バッチ

資料)八幡平市 HP (http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat52/cat548/post_1393.php)

表 3.2-16 一般廃棄物最終処分場の概要

施設名	設置場所	埋立 開始 年度	埋立 終了 年度	埋立地 面積 (㎡)	全体 容積 (㎡)	埋立量 (t/年度)	遮水 方式	浸出水の 処理
八幡平市一般廃棄物最終処分場	八幡平市松尾 1-808	2013	2027	5,300	24,700	1,558	底部 遮水工	凝集沈殿、生 物処理(脱窒 素なし)、砂 ろ過、消毒

資料)環境省廃棄物処理技術情報 (http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippa/h29/index.html)

表 3.2-17 岩手県内における廃棄物の排出状況

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ごみ総排出量(t)	452,666	449,548	440,812	430,106	426,270
生活系(t)	309,321	307,892	302,791	294,613	291,350
事業系(t)	143,345	141,656	138,021	135,493	134,920
リサイクル量(t)	83,864	78,138	81,595	77,751	78,609
リサイクル率(%)	18.5	17.4	18.5	18.1	18.4
処理(焼却+埋立)量(t)	363,797	367,114	354,880	347,379	343,774
焼却施設処理量(t)	367,676	367,105	360,685	353,939	352,503
最終処分量(t)	50,415	49,913	44,939	40,609	40,788

資料)岩手県環境生活部資源循環推進課 HP (<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/ippai/1006108.html>)

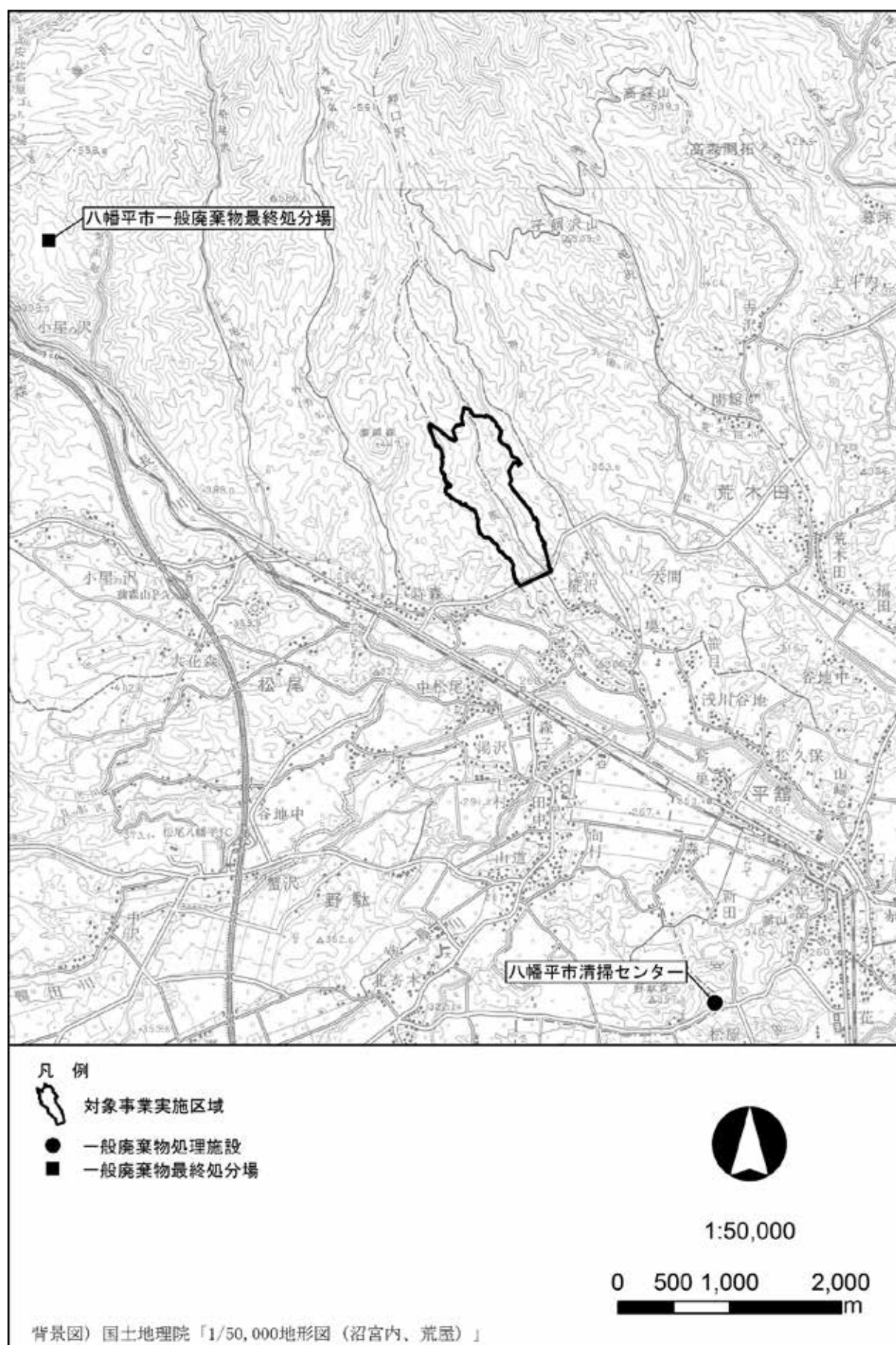


図 3.2-10 一般廃棄物処理施設

3.3 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に係る施策の内容

3.3.1 公害防止関係

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準(人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)や、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)等の各法律及び岩手県の「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」(平成13年条例第71号。以下「生活環境保全条例」という。)に基づく規制基準等がある。

公害防止関係の主な法令等の一覧を表3.3-1に示す。

表 3.3-1 公害防止関係の主な法令等

区分	法令		定められている事項	事業との関連性
大気汚染	環境基本法		環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、規制基準	×
	大気汚染防止法		規制地域、排出基準(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素)	×
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		排出規制基準	×
騒音	環境基本法		環境基準	○
	騒音規制法		規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	×
			自動車騒音の要請限度	○
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		規制地域・規制基準(騒音関係施設、特定建設作業)	×
振動	振動規制法		規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	×
			自動車振動の要請限度	○
悪臭	悪臭防止法		規制地域・規制基準(敷地境界線、排出口、排出水中)	×
水質	環境基本法	水質	環境基準	○
		地下水水質	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、排水基準	○
	水質汚濁防止法		排水基準	○
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例		排水基準(上乘せ基準)	×
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		排水基準	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		維持管理基準	○
底質	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	○
土壌汚染	環境基本法		環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律		農用地土壌汚染対策地域	×
	土壌汚染対策法		指定区域、届出	×

(1) 大気汚染

1) 環境基準

a) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく環境基準は、表 3.3-2～表 3.3-5 に示すとおりであり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類、微小粒子状物質の 11 項目について設定されている。

表 3.3-2 大気環境に係る環境基準（二酸化硫黄等 5 物質）

「大気の汚染に係る環境基準について」

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

「二酸化窒素に係る環境基準について」

昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

備考)1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3. 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。

4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、または、これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

表 3.3-3 大気環境に係る環境基準（有害大気汚染物質）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

備考)1 年平均値は、連続 24 時間のサンプリングを月 1 回以上実施して算出する。（平成 2.1.12 環大企第 37 号、平成 2.1.12 環大企第 26 号～第 27 号）

表 3.3-4 大気環境に係る環境基準（微小粒子状物質）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」 平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号

基準値	備考
1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	・この環境基準は、微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、櫛過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 ・この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 ・微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.3-5 大気質のダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」 平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

基準値	備考
$0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。基準値は、年平均値とする。

2) 規制基準

a) 法による規制

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設に対する規制基準が定められ、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）では、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設に対する規制基準が定められている。

当該事業計画においては、対象施設とされる設備はない。

b) 条例による規制

「生活環境保全条例」では、「大気汚染防止法」の規制の及ばない小規模の指定ばい煙発生施設について、ばい煙の排出規制基準、設置等の届出の義務が定められている。

当該事業計画においては、対象施設とされる設備はない。

(2) 騒音

1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型区分及び時間の区分ごとに定められている。

「環境基本法」に基づく類型指定地域ごとの騒音に係る環境基準は、表 3.3-6 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は類型指定されていない。

表 3.3-6 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」 平成 11 年 3 月 26 日 岩手県告示第 258 号

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
A A	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

備考)1. A A をあてはめる地域：特に静穏を要する地域

2. A をあてはめる地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

3. B をあてはめる地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

4. C をあてはめる地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、表 3.3-7 に示す地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず表 3.3-7 の基準値の欄に掲げるとおりとなる。

また、この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として表 3.3-8 の基準値の欄に掲げるとおりとなる。

表 3.3-7 道路に面する地域の環境基準

「騒音に係る環境基準について」 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」 平成 11 年 3 月 26 日 岩手県告示第 258 号

地域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考)車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 3.3-8 特例としての基準値

「騒音に係る環境基準について」 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」 平成 11 年 3 月 26 日 岩手県告示第 258 号

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
70dB 以下	65dB 以下

備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

2) 規制基準

a) 騒音規制法による規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)では、工場、建設作業及び自動車交通から発生する騒音について、住民の生活環境を保全する上で必要があると認める地域を知事が指定することとなっている。これに基づき、令和元年5月現在で岩手県では24市町村について地域指定が行われている。

なお、対象事業実施区域は区域指定されていない。

① 特定工場における規制

「騒音規制法」に規定される特定施設は表3.3-9に、特定工場等における規制基準は表3.3-10に示すとおりである。

表 3.3-9 騒音規制法に基づく特定施設

「騒音規制法施行令別表第一」

昭和43年11月27日 政令第324号

1	金属加工機械 イ.圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。) ロ.製管機械 ハ.ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ニ.液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ.機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。) ヘ.せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ト.鍛造機 チ.ワイヤーフォーミングマシン リ.ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。) ヌ.タンブラー ル.切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械 イ.コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。) ロ.アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
7	木材加工機械 イ.ドラムバーカー ロ.チップパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ハ.碎木機 ニ.帯のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ホ.丸のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ヘ.かなな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鑄型造型機(ジョルト式のものに限る。)

表 3.3-10 特定工場等の規制基準

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」 昭和 43 年 11 月 27 日 厚・農・通・運・建告示第 1 号
 「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準」
 平成 14 年 3 月 26 日 岩手県告示第 306 号
 「騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」 昭和 48 年 3 月 30 日 岩手県告示第 422 号
 「騒音規制法の規定による規制基準」 昭和 48 年 3 月 30 日 岩手県告示第 423 号

区域の区分		基準値		
区域	あてはめ地域	朝夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	昼間 午前 8 時 ～午後 6 時	夜間 午後 10 時 ～午前 6 時
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	45dB 以下	50dB 以下	40dB 以下
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50dB 以下	55dB 以下	45dB 以下
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB 以下	65dB 以下	50dB 以下
第 4 種区域	工業地域	65dB 以下	70dB 以下	55dB 以下

備考)第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内における当該規制基準は、上表の各欄に定める値から 5dB を減じた値とする。

② 特定建設作業の規制

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の種類は表 3.3-11 に、特定建設作業騒音に係る指定区域及び規制基準は表 3.3-12 に示すとおりである。

表 3.3-11 騒音規制法に規定する特定建設作業の種類

「騒音規制法施行令別表第二」		昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	
6	バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。一部除外）を使用する作業	
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。一部除外）を使用する作業	
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。一部除外）を使用する作業	

備考)1. 当該作業は、それぞれその作業を開始した日に終わるものを除く。

2. 上表 6～8 中「一部除外」…平成 9.9.12 環境庁告示第 54 号「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」

表 3.3-12 特定建設作業騒音に係る規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 昭和 43 年 11 月 27 日 厚生・建設省告示第 1 号
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制する基準を定める件別表第 1 号に該当する区域の指定」

昭和 48 年 3 月 30 日 岩手県告示第 424 号

地域の区分	指定区域	基準値	夜間作業 禁止時間	1 日の作業 限度時間	連続作業 限度時間	作業 禁止日
第 1 号区域	第 1 種区域 第 2 種区域 第 3 種区域 第 4 種区域の一部地域 ¹	85dB	午後 7 時 ～ 午前 7 時	10 時間以内	最長 連続 6 日間	日曜日 その他の 休日
第 2 号区域	第 4 種区域のうち、 第 1 号区域を除く地域		午後 10 時 ～ 午前 6 時	14 時間以内		

備考)1. 次に掲げる施設の敷地の周囲 80m の区域内の区域

学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム

2. 上表における第 1 種区域～第 4 種区域の区分は、表におけるあてはめ地域と同様である。

3. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。

4. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を上記限度時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを命じることを勧告又は命令できる。

5. 夜間作業禁止時間、1 日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りでないこと。

③ 自動車騒音の限度（要請限度）

「騒音規制法」に基づく指定地域内における自動車騒音の限度は、表 3.3-13 に示すとおりであり、令和元年 5 月現在で岩手県では 24 市町村について地域指定が行われている。

なお、対象事業実施区域は地域指定されていない。

表 3.3-13 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号

「騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表の備考の区域」

平成 12 年 3 月 14 日 岩手県告示第 214 号

区域の区分		車線数	要請限度	
区域	基本的なあてはめ地域		昼間 午前 6 時 ～ 午後 10 時	夜間 午後 10 時 ～ 午前 6 時
a 区域	第 1 種区域 第 2 種区域のうち ・第一種、第二種中高層住居 専用地域	1 車線	65dB	55dB
		2 車線以上	70dB	65dB
b 区域	第 2 種区域のうち ・第一種・第二種住居地域 ・準住居地域	1 車線	65dB	55dB
		2 車線以上	75dB	70dB
c 区域	第 3 種区域 第 4 種区域	車線を有する道路	75dB	70dB
a・b・c 区域内における特例	以下の幹線交通を担う道路に 近接する区域 ・高速道路、一般国道、県道 ・4 車線以上の市町村道 ・自動車専用道路	2 車線以下の道路の端 から 15m 2 車線を超える道路の 端から 20m	75dB	70dB

備考)1. 騒音の評価方法は等価騒音レベル（LAeq）によるものとする。

2. 上表における第 1 種区域～第 4 種区域の区分は、表 3.3-10 におけるあてはめ地域と同様である。

b) 条例による規制

「生活環境保全条例」に規定される騒音発生施設は、表 3.3-14 に示すとおりであり、その規制値基準は、前出の表 3.3-10 に示すとおりである。

表 3.3-14 条例に基づく騒音発生施設

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表第 4」

平成 13 年 12 月 21 日 政令第 324 号

番号	施設名	規模
1	金属加工用の旋盤(ベルト駆動式のものであること。)	すべてのもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 未満であること。
4	(1) チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 未満であること。
	(2) 製材用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 7.5kW 以上 15kW 未満であること。
	(3) 木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 1.5kW 以上 2.25kW 未満であること。
	(4) かな盤	原動機の定格出力が 1.5kW 以上 2.25kW 未満であること。
5	冷凍機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が 0.75kW 以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が 1 時間当たり 50L 以上であること。

備考) 冷凍機は空調装置を含む。

(3) 振動

1) 規制基準

a) 特定工場等の規制基準

振動に関する規制基準は、地域の区分及び時間の区分ごとに定められている。令和元年5月現在で岩手県では24市町村について「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく地域の指定が行われている。

「振動規制法」に規定される特定施設の種類の種類は表3.3-15に、特定工場等の振動に係る規制基準は表3.3-16に示すとおりである。

対象事業実施区域は地域指定されていない。

表 3.3-15 振動規制法に規定する特定施設の種類の種類

「振動規制法施行令別表第一」

昭和51年10月22日 政令第280号

1	金属加工機械 イ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ. 機械プレス ハ. せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。) ニ. 鍛造機 ホ. ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
9	合成樹脂射出成形機
10	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

表 3.3-16 特定工場等の振動に係る規制基準

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

昭和51年11月10日 環境庁告示第90号

「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」

昭和53年3月10日 岩手県告示第335号

区域の区分		昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌午前8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

備考)次に掲げる施設の敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、上表の各欄に定める値から5dBを減じた値とする。

学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別老人ホーム

b) 特定建設基準の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の種類は表 3.3-17 に、特定建設作業振動に係る指定地域及び規制基準は表 3.3-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域は地域指定されておらず、規制基準が適用されない。

表 3.3-17 振動規制法に規定する特定建設作業の種類

「振動規制法施行令別表第二」

昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

表 3.3-18 特定建設作業の振動に係る規制基準

「振動規制法施行規則別表第一」

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」

昭和 53 年 3 月 10 日 岩手県告示第 335 号

区分	あてはめ地域	基準値	作業 禁止時間	1 日の作業 限度時間	連続作業 限度時間	作業 禁止日
第 1 号 区域	指定地域のうち、次の区域とする 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域の一部の区域 ¹	75dB	午後 7 時～ 午前 7 時	10 時間 以内	連続して 6 日以内	日曜日 その他の 休日
第 2 号 区域	指定地域のうち、第 1 号区域以外 の区域		午後 10 時～ 午前 6 時	14 時間 以内		

備考)1. 工業地域内に所在する次に掲げる施設の周囲 80m 以内の区域

学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、特別養護老人ホーム

2. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。

3. 75dB を超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告または命令を行うにあたり、1 日の作業時 間を限度時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

4. 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

c) 道路交通振動の限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.3-19 に示すとおりである。
対象事業実施区域は地域指定されていない。

表 3.3-19 道路交通振動の要請限度

「振動規制法施行規則別表第二」

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」

昭和 53 年 3 月 10 日 岩手県告示第 335 号

区域の区分		要請限度	
		昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌午前 8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65dB	60dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

(4) 悪臭

1) 規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく悪臭の規制は、規制地域内における工場・事業場に対して設定され、規制基準は敷地境界線上における濃度、排出口における排出量そして排出水中における濃度について定められている。

令和元年5月現在、岩手県では9市町について規制地域が指定されているが、八幡平市では指定されていない。

a) 敷地境界線上における規制基準

敷地境界線上における基準は、表3.3-20に示すとおりである。

表 3.3-20 敷地境界線上における規制基準

「悪臭防止法施行規則別表第一」 昭和47年5月30日 総理府令第39号
「悪臭防止法の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準」 平成7年3月31日 岩手県告示第350号

悪臭物質名		規制基準 (ppm)	
		規制地域のうち工業地域及び工業専用地域	規制地域のうち工業地域及び工業専用地域以外の地域
1	アンモニア	2	1
2	メチルメルカプタン	0.004	0.002
3	硫化水素	0.06	0.02
4	硫化メチル	0.05	0.01
5	二硫化メチル	0.03	0.009
6	トリメチルアミン	0.02	0.005
7	アセトアルデヒド	0.1	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
11	ノルマルバレールアルデヒド	0.02	0.009
12	イソバレールアルデヒド	0.006	0.003
13	イソブタノール	4	0.9
14	酢酸エチル	7	3
15	メチルイソブチルケトン	3	1
16	トルエン	30	10
17	スチレン	0.8	0.4
18	キシレン	2	1
19	プロピオン酸	0.07	0.03
20	ノルマル酪酸	0.002	0.001
21	ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
22	イソ吉草酸	0.004	0.001
臭気強度		3	2.5

b) 排出口における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の規制基準は、次式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量となる。

通常は敷地境界線上における規制基準のみを適用するが、悪臭物質濃度が最も高くなる地点が敷地境界線以遠にある場合に、排出口における規制基準が適用される。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここにおいて q : 流量 (Nm³/時)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 当該事業場の敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

ただし、 He が 5m 未満の場合この式による規制基準は適用されない。

c) 排出水中における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。）の排出基準は、次式により算出した排出水中の濃度である。

$$CLm = k \times Cm$$

ここにおいて CLm : 排出水中の濃度 (mg/L)

k : 表 3.3-21 における値

Cm : 当該事業場の敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

表 3.3-21 排出水中の悪臭物質に係る k の値

「悪臭防止法施行規則別表第一」

昭和 47 年 5 月 30 日 総理府令第 39 号

「悪臭防止法の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準」

平成 7 年 3 月 31 日 岩手県告示第 350 号

悪臭物質	流量 Q (m ³ /秒)		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

備考)1. メチルメルカプタンについては、0.002mg/L を規制基準の下限とする。

2. Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m³/秒) を表す。

(5) 水質汚濁

1) 環境基準

a) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準として 27 項目が設定され、生活環境の保全に関する基準として河川では 5 項目が設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は表 3.3-22 に示すとおりで、すべての公共用水域に適用される。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準についても、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準を定めており、項目及び基準値については表 3.3-22 と同様である。

表 3.3-22 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目	基準値
1 カドミウム	0.003mg / L 以下
2 全シアン	検出されないこと。
3 鉛	0.01mg / L 以下
4 六価クロム	0.05mg / L 以下
5 砒素	0.01mg / L 以下
6 総水銀	0.0005mg / L 以下
7 アルキル水銀	検出されないこと。
8 P C B	検出されないこと。
9 ジクロロメタン	0.02mg / L 以下
10 四塩化炭素	0.002mg / L 以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004mg / L 以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg / L 以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / L 以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下
15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / L 以下
16 トリクロロエチレン	0.01mg / L 以下
17 テトラクロロエチレン	0.01mg / L 以下
18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / L 以下
19 チウラム	0.006mg / L 以下
20 シマジン	0.003mg / L 以下
21 チオベンカルブ	0.02mg / L 以下
22 ベンゼン	0.01mg / L 以下
23 セレン	0.01mg / L 以下
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / L 以下
25 ふっ素	0.8mg / L 以下
26 ほう素	1mg / L 以下
27 1,4-ジオキサン	0.05mg / L 以下

備考)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に適用される。河川における環境基準は表 3.3-23 に示すとおりである。
対象事業実施区域及びその周辺を流れる栴沢や赤川については類型指定されていない。

表 3.3-23 生活環境の保全に関する河川の環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

ア.

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素 イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

備考)1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

4. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β 中腐水性水域の水産生物用

6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

7. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考)基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準については表 3.3-24 に示すとおりであり、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき定められている。また、水底の底質の汚染に係る環境基準も同法に基づいて設定されている。

表 3.3-24 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」 平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年間平均値が 1pg - TEQ / L 以下
	水底の底質	150pg - TEQ / g 以下

備考)1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3. 水質の汚濁に係る環境基準は公共用水域及び地下水について適用される。

4. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用される。

2) 規制基準

a) 水質汚濁防止法による排水基準

公共用水域の水質を保全するため「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)において、し尿処理施設等からの排水について排水基準が設定されている。

有害物質に係る排水基準は表3.3-25に示すとおりであり、28項目にわたって最大値が定められている。排水量の多少にかかわらず全特定事業場に適用される。

また、排水量50m³/日以上の特特定業場に対して適用される生活環境項目に係る排水基準は表3.3-26に示すとおりである。

表 3.3-25 有害物質に係る排水基準

「排水基準を定める省令」

昭和46年6月21日 総理府令第35号

項目	許容限度
1 カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
2 シアン化合物	シアン 1mg/L
3 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/L
4 鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
5 六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
6 砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
10 トリクロロエチレン	0.1mg/L
11 テトラクロロエチレン	0.1mg/L
12 ジクロロメタン	0.2mg/L
13 四塩化炭素	0.02mg/L
14 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
15 1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
17 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
20 チウラム	0.06mg/L
21 シマジン	0.03mg/L
22 チオベンカルブ	0.2mg/L
23 ベンゼン	0.1mg/L
24 セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
25 ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/L、海域に排出されるもの 230mg/L
26 ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/L、海域に排出されるもの 15mg/L
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
28 1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考)1.「検出されないこと」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2.砒素及びその化合物についての排水基準は政令一部改正施行の際現に湧出している温泉場を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

表 3.3-26 生活環境項目に係る排水基準

「排水基準を定める省令」

昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号

項目		単位	許容限度
1	水素イオン濃度(水素指数)	-	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
2	生物化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均 120)
3	化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均 120)
4	浮遊物質	mg/L	200(日間平均 150)
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30
7	フェノール類含有量	mg/L	5
8	銅含有量	mg/L	3
9	亜鉛含有量	mg/L	2
10	溶解性鉄含有量	mg/L	10
11	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
12	クロム含有量	mg/L	2
13	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000
14	窒素含有量	mg/L	120(日間平均 60)
15	燐含有量	mg/L	16(日間平均 8)

備考)1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

b) 条例による排水基準

「生活環境保全条例」では、法の規制の及ばない湿式集じん施設又は排ガス洗浄施設が汚水等排出施設として指定され、排水基準が適用されるが、当該事業計画においては対象となる設備はない。

また、対象事業実施区域は、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 48 年条例第 31 号)による上乘せ排水基準も適用されない区域である。

c) 廃棄物の最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の維持管理基準が、表 3.3-27 のとおり定められている。

表 3.3-27 最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」

平成 12 年 1 月 14 日 総理府・厚生省令第 2 号

1	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断できる 2 ヶ所以上の場所から採取した水の水質検査を行うこと。 埋立処分開始後、1 回以上/年行い、かつ、記録すること。 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定、記録すること。
2	水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保安上必要な措置を講ずること。
3	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 ・排水基準 10pg-TEQ/L に適合することとなるよう維持管理すること。 ・放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を 1 回以上/年行い、かつ、記録すること。

(6) 底質

1) 環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、底質に係るダイオキシン類の環境基準が、表 3.3-28 に示すとおり定められている。

表 3.3-28 ダイオキシン類（底質）に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

(7) 土壌汚染

1) 環境基準

a) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」では土壌の汚染に係る環境基準を定めることとしており、表 3.3-29 に示すとおり 27 項目が定められている。原則として農用地の土壌を含めたすべての土壌について適用される。

表 3.3-29 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」

平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

項目		環境上の条件
1	カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
5	六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
6	砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
7	総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	P C B	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
11	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
12	四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
13	1,2 - ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
14	1,1 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
15	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
16	1,1,1 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
17	1,1,2 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
18	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
19	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
20	1,3 - ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
21	チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
22	シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
23	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
24	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
25	セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
26	ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
27	ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。

備考) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準は、表 3.3-30 に示すとおりである。

表 3.3-30 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」 平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考)1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 環境基準値が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3. 土壤汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用されない。

2) 規制基準

a) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律

岩手県では現在「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)に基づく対策地域の指定はない。

b) 土壤汚染対策法

「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)では、土壤が汚染されている地域について都道府県知事が要措置区域及び形質変更時要届出区域として指定し、台帳を作成しその情報を公開することが定められている。

八幡平市では、土壤汚染対策法に基づく要措置区域として、以下の区域が指定されている。なお、以下の区域は、対象事業実施区域より約 7km 離れており、事業との関連はないと考えられる。

(指定年月日：平成 30 年 11 月 16 日
指定の区域：八幡平市大更第 25 地割 61 番 1 の一部)

3.3.2 自然環境関係

(1) 環境保全地域

岩手県内には、優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づき、国指定自然環境保全地域が 2 箇所指定されている。

また、「岩手県自然環境保全条例」(昭和 48 年岩手県条例第 62 号)に基づき、自然環境保全地域が 12 箇所、環境緑地保全地域が 11 箇所指定されている。

八幡平市では、松森山が自然環境保全地域に、東八幡平観光施設団地が環境緑地保全地域に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には指定されている地域はない。

(2) 自然公園

優れた自然の風景地を保護し、その利用を図るとともに、国民の保健、休養及び教化に資するために自然公園が指定されている。

岩手県内には「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国立公園 2 箇所と国定公園 2 箇所、「県立自然公園条例」(昭和 33 年岩手県条例第 53 号)に基づく県立自然公園が 7 箇所ある。

八幡平市では、八幡平及び岩手山一体が十和田八幡平国立公園に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には指定されている地域はない。

(3) 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護繁殖に適している区域を定め、鳥獣の捕獲を禁止して鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」(平成 15 年岩手県規則第 25 号)に基づき、岩手県内には 129 箇所の鳥獣保護区が設けられている。

八幡平市では、八幡平松川、八幡平前森等 6 箇所が鳥獣保護区に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には指定されている地域はない。

(4) 岩手の景観の保全と創造に関する条例

「岩手の景観の保全と創造に関する条例」(平成 5 年岩手県条例第 19 号)は、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土の実現を目的に交付された。

また、平成 22 年 10 月には岩手県景観計画が規定され、景観計画区域として一般地域と重点地域を定めている。位置図を図 3.3-1 に示す。

対象事業実施区域は、一般地域(自然景観地区及び農山漁村景観地区)に指定されている。

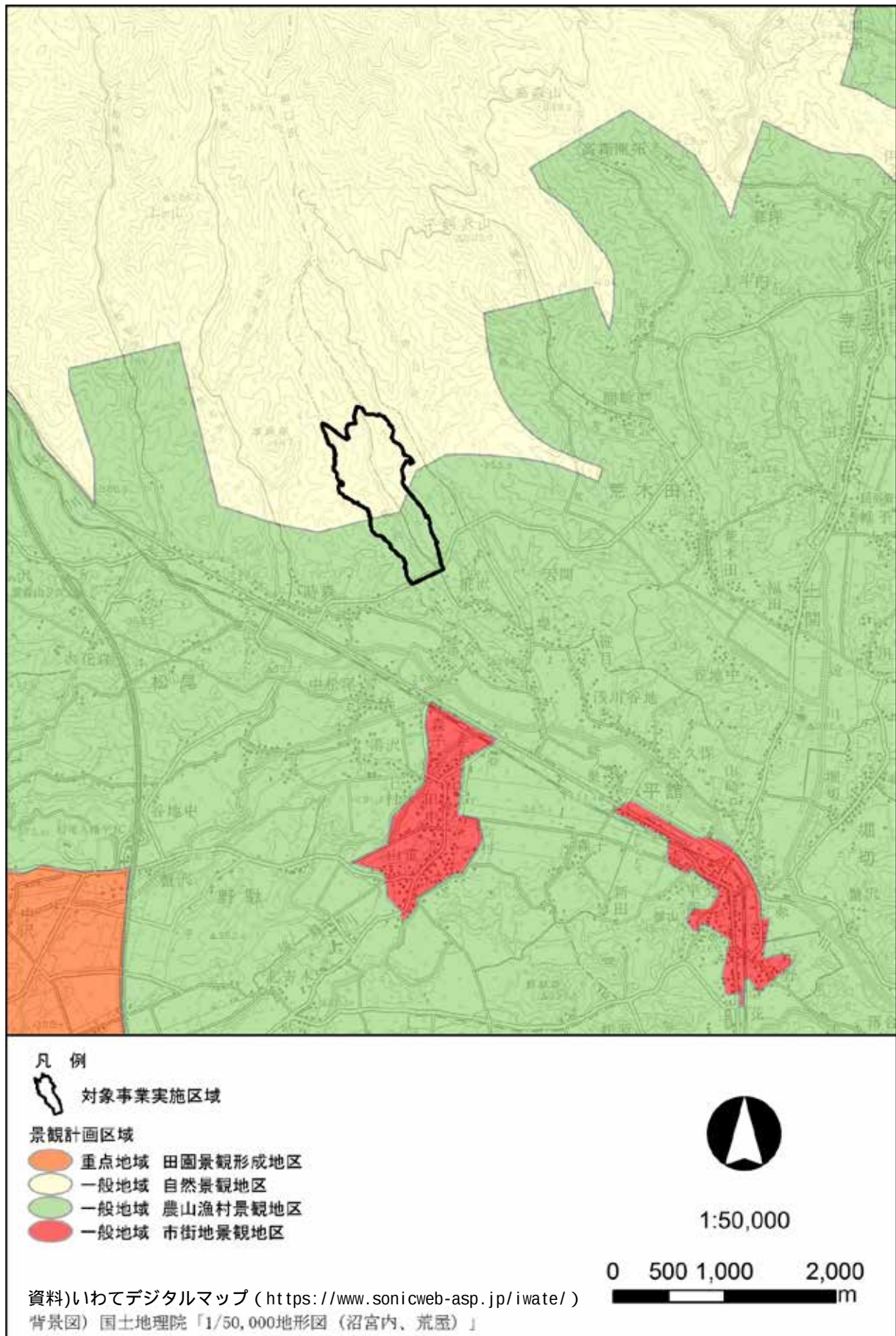


図 3.3-1 景観計画区域位置図

(5) 岩手県自然環境保全指針

1) 自然環境保全指針の趣旨

岩手県自然環境保全指針は、岩手県の自然の現状を正確に把握するとともに、それぞれの自然の状況に即して計画的に保全施策を講じていくことを目的として、平成 11 年 3 月に策定された。

岩手県の自然環境の現状を総合的に評価し、保全方向（ガイドライン）を示すことにより、自然環境に配慮した各種事業の推進に当たっての指針となるとともに、県民及び事業者が自然環境の保全に対する理解と協力を求めるものとなっている。

2) 自然環境保全指針の構成及び内容

本指針においては、自然環境を学術的な重要性、貴重性という視点で捉えた「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた「身近な自然」の 2 つに区分している。

a) 優れた自然

優れた自然については、学術的に重要な植物群落、絶滅の危険性が指摘される動植物の繁殖地や生息・生育地、貴重な地形・地質・自然景観等を対象とし、それぞれ 5 段階の保全区分にまとめられている。

優れた自然の区分・目標・保全方向を表 3.3-31 に、対象事業実施区域及びその周辺における優れた自然の保全区分図を図 3.3-2 に示す。

対象事業実施区域の保全区分は「E」となっており、比較的人為性の強い地域となっている。

(1) 表 3.3-31 優れた自然の内容及び保全目標・保全方向岩手県自然環境保全指針

保全区分	内 容	保全目標	保全方向
A	・ 自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域 ・ 特に重要な動植物種が生息・生育する地域	・ 特に重要な植生について、保護・保全を図る。 ・ 特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。	・ 植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。 ・ 事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
B	・ 自然度の高い重要な植生を含む地域 ・ 重要な動植物種が生息・生育する地域 ・ 特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	・ 重要な植生について、最大限保全を図る。 ・ 重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限保全を図る。 ・ 特に重要な地形・地質・自然景観について最大限保全を図る。	・ 事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
C	・ 二次的自然環境の中でも、比較的的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 ・ 重要な動植物種が生息・生育する地域 ・ 重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	・ 重要な植生について、適正な保全を図る。 ・ 重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。 ・ 重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。	・ 事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し積極的な保全に努める。
D	・ 二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域	・ 自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。	・ 事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。
E	・ 自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域	・ 残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。	・ 自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地等の自然環境の修復、育成に努める。

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP (<http://www2.pref.iwate.jp/~hp0316/sisin/>)

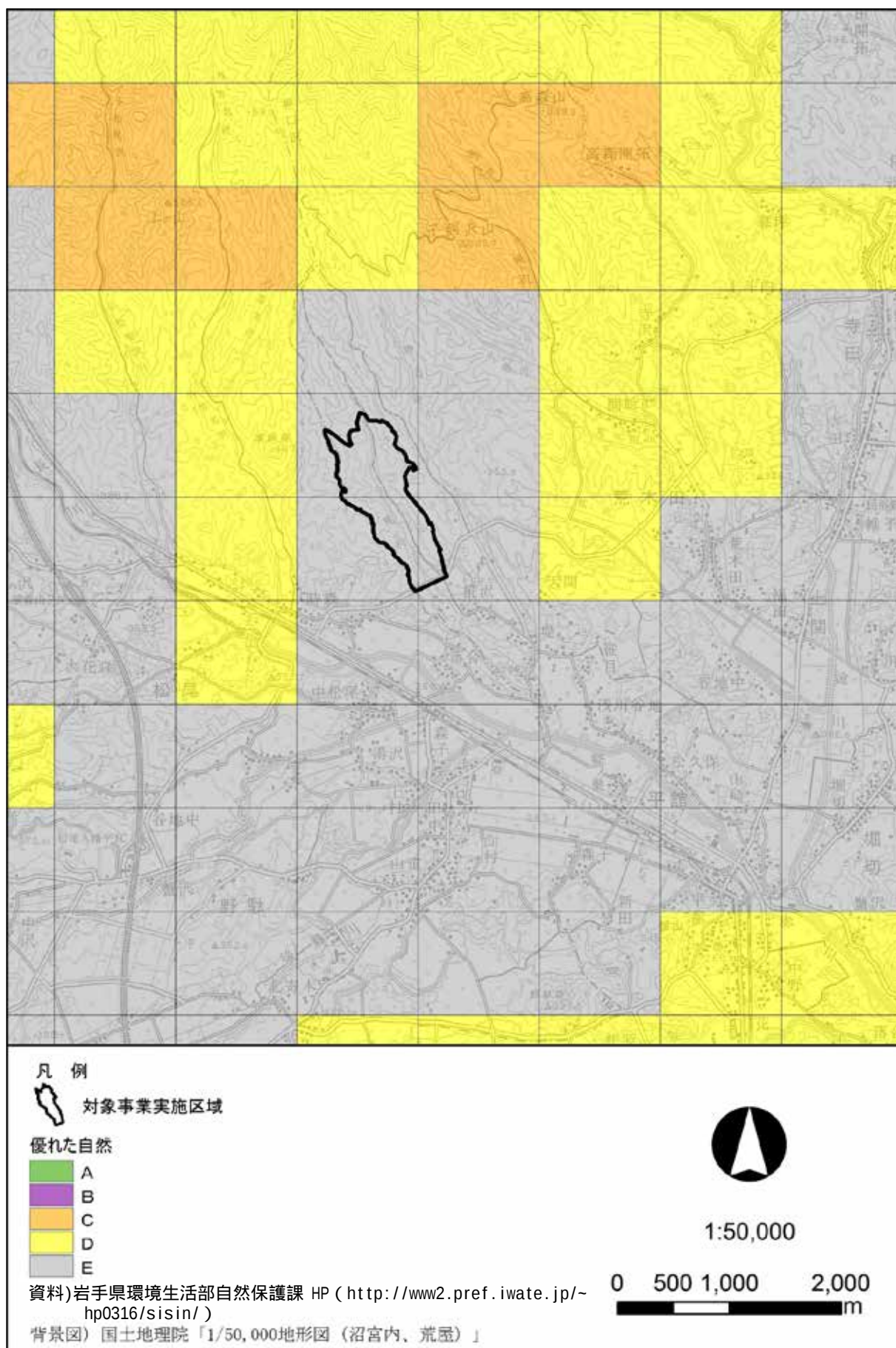


図 3.3-2 優れた自然の保全区分

a) 身近な自然

身近な自然は、身近な緑地や水辺、文化や信仰等を育んだ環境、自然の中のレクリエーションの場等を対象とし、区分ごとに保全上配慮すべき事項が示されている。

身近な自然の内容及び配慮事項を表 3.3-32 に、八幡平市における身近な自然の一覧を表 3.3-33 に、対象事業実施区域及びその周辺における身近な自然の位置図を図 3.3-3 に示す。

表 3.3-32 身近な自然の内容及び配慮事項

区 分	内 容	配 慮 事 項
身近なみどり	街角や建物周りのみどり、公園、田園、山林原野等で、並木や街路樹、社寺林や屋敷林、庭園や生け垣、まちはずれの一本杉、樹林と混在した田畑、丘陵地、野生生物の生息地、海岸林、河畔林等を含む。	街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成等の機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。 社寺林や屋敷林等のまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園等は原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然草地等は豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。 都市公園、緑地、広場等は、緑陰、散策、休憩等憩いの場としての拠点となることから、さらなる整備・充実が望ましい。
身近な水辺	池や湖沼、河川、湧水、海岸等で、水鳥の集まる湖沼や干潟、鮭の遡る川、ホタルの飛ぶせせらぎ、湿地、渓谷、滝、浜辺等を含む。	野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。 湖沼、溜池、湿原等については、周辺の樹林地の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。 河川や水路等においては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生等が望ましい。 海岸部の中でも干潟については、野鳥をはじめ多様な野生生物が生息する場所であることから、積極的な保全が望ましい。
身近な文化	信仰の場や歴史的地区、伝説地、誇れる自然物等で、由緒ある寺社や街並み、遺跡、街角の小さな祠、伝説・伝承・文学作品等の舞台となっている場所、そして、巨木、名木、巨岩、特異な地形等を含む。	日々の信仰、遊び、祭り、行事等を通じ、地域の誇りや一体感の醸成、精神的潤い等に大きな役割を持つことから、周辺環境も含めた保全、存続を図ることが望ましい。
身近な野外レクリエーション空間	散策地、休憩地、景勝地、保養地、自然探勝地、野外活動地等で、花見や紅葉狩りの場、湯治場や森林浴の森、昆虫採集・野鳥観察・野草観察等の場、キャンプ場等を含む。	地域での交流や家族・友人とのふれあい、自然とのふれあい等の場として重要であることから、基盤となる自然環境の維持と修復及び安全快適な諸活動を行うための整備が望ましい。また、活動の場と自然環境を保全する場の明確な区分が望ましい。

資料) 岩手県環境生活部自然保護課 HP (<http://www2.pref.iwate.jp/~hp0316/sisin/>)

表 3.3-33 (1) 身近な自然一覧表

No.	名 称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
1	岩手山焼走り国際交流村	オ			㇏オ	国指定特別天然記念物あり
2	町営三ッ森スキー場				オ	
3	田頭館山公園（館山公園跡）			イ		
4	学術参考林	オ				県指定環境保全林
5	松川		イ		㇏	
6	岩手山	オ		㇏㇏	㇏㇏オ	十和田・八幡平国立公園内
7	焼走り熔岩流	オ		㇏		国指定特別天然記念物
8	岩手山焼走り温泉				㇏	
9	七時雨山	オ		㇏	㇏㇏オ	保安林一部指定
10	大滝		イ			
11	長者屋敷清水	㇏㇏	㇏			
12	館公園				㇏	
13	妻の神キャンプ場		イ		㇏オ	
14	金沢清水（座頭清水湧水群）		㇏			
15	県民の森・昭和の森周辺	オ			㇏㇏オ	
16	八幡平リゾートスキー場				オ	
17	桜公園				㇏	
18	七滝		イ			
19	下倉スキー場				オ	
20	安比高原スキー場				オ	保安林一部指定
21	八幡平樹海ライン周辺	オ			イ	
22	松川温泉				㇏㇏オ	
23	八幡平温泉周辺（御在所）				㇏㇏㇏㇏	
24	蓬萊峡				㇏	
25	藤七温泉				㇏	
26	松川自然休養林周辺	オ	㇏		㇏㇏	
27	松尾鉾山跡地周辺	オ		イ	㇏㇏オ	
28	分水嶺公園	㇏			㇏	
29	不動の滝	オ	イ		イ	町指定文化財、保安林
30	殿坂の石碑			㇏		町指定文化財
31	七時雨一里塚	オ		イ		町指定文化財
32	荒屋一里塚	オ		イ		町指定文化財
33	曲田一里塚	オ		イ		町指定文化財
34	苗代沢一里塚	オ		イ		町指定文化財
35	マダの七時雨（鹿角）街道並木	オ		イ		
36	田代平高原	オ			㇏㇏オ	
37	安比高原	オ			㇏㇏オ	
38	安比温泉				㇏	国立公園地内
39	天狗森の夏氷山風穴	オ		㇏		県指定天然記念物
40	八幡沼		㇏		㇏㇏	国立公園地内
41	ガマ沼		㇏		㇏㇏	国立公園地内

資料) 岩手県環境生活部自然保護課 HP (<http://www2.pref.iwate.jp/~hp0316/sisin/>)

表 3.3-33(2) 身近な自然一覧表

No.	名 称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
42	田山スキー場				オ	
43	前森山	オ			オ	保安林一部指定
44	桜松神社			ア		保安林一部指定
45	安比高原ブナの二次林	オ		Ⅰ	Ⅰ	森林浴百選、遊歩百選
46	智恵の滝	オ	イ			
47	安比川		イ		Ⅰオ	
48	新安比温泉				ウ	
49	綿帽子温泉あずみの湯				ウ	
50	安比温泉岩畑の湯				ウ	
51	安比山麓温泉かみの湯				ウ	
52	鹿角・南部街道 - 梨ノ木峠越			Ⅰ		文化庁「歴史の道百選」
53	米代川		イ		ア	

各項目の凡例	
みどり (身近なみどり)	ア: 街角のみどり
	イ: 建物周りのみどり
	ウ: 緑豊かな公園等
	Ⅰ: 緑豊かな田園
	オ: 緑豊かな山林・原野等
水辺 (身近な水辺)	ア: 池、湖沼、湧水地等の水辺
	イ: 河川、水路等の水辺
	ウ: 海辺
文化 (身近な文化)	ア: 身近な信仰地
	Ⅰ: 身近な歴史地区
	ウ: 身近な伝説地
	Ⅰ: 自慢できる自然物
レク (身近な野外レクリエーション空間)	ア: 身近な散策休憩地
	イ: 身近な景勝地
	ウ: 身近な保養地
	Ⅰ: 身近な自然探勝地
	オ: 身近な野外活動地

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP (<http://www2.pref.iwate.jp/~hp0316/sisin/>)

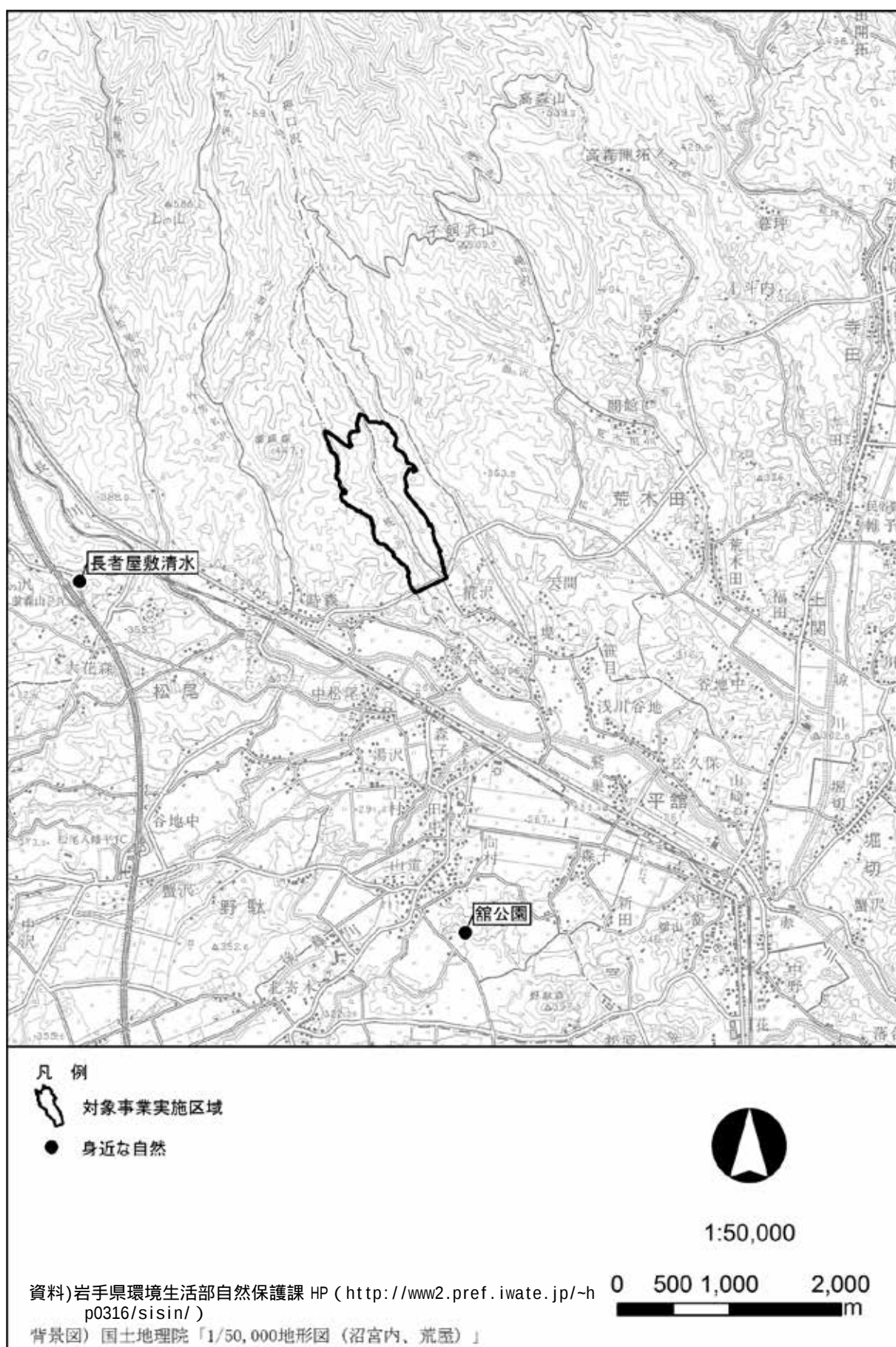


図 3.3-3 身近な自然位置図

3.3.3 防災保全

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺には「急傾斜地の崩壊による災害の防止法」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(2) 砂防指定地

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺には「砂防法」に基づく砂防指定地の指定はない。

(3) 地すべり防止区域

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺には「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定はない。

(4) 河川区域

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺を流れる赤川、長川、涼川に「河川法」に基づく河川区域が指定されている。対象事業実施区域及びその周辺の河川区域の位置図を図 3.3-4 に示す。

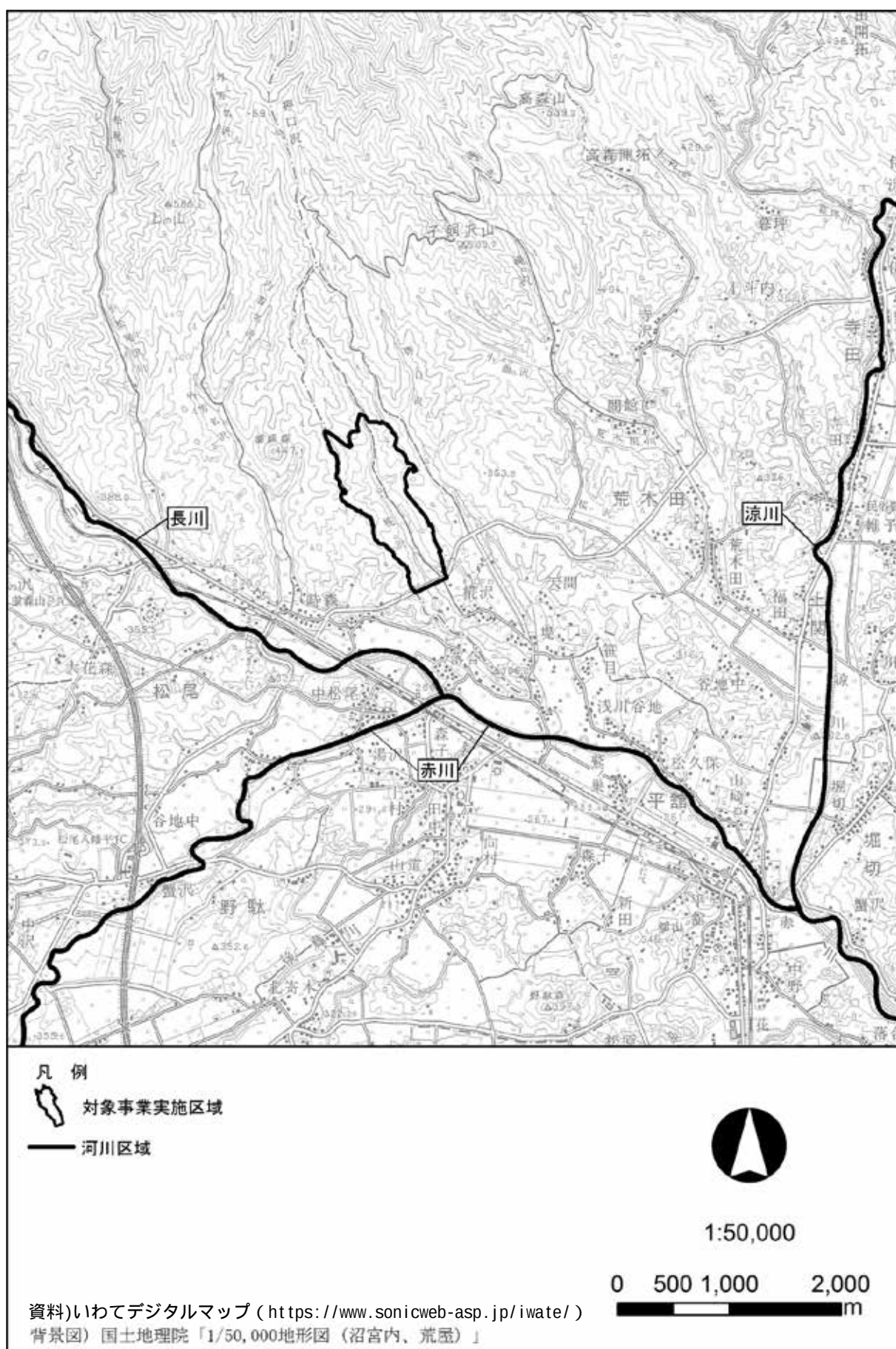


図 3.3-4 河川区域位置図

3.3.4 史跡名勝文化財

(1) 史跡名勝文化財

八幡平市には、市指定の史跡が 10 箇所、名勝が 1 箇所存在する。

このうち、対象事業実施区域及びその周辺の史跡名勝文化財の一覧を表 3.3-34 に、位置図を図 3.3-5 に示す。

表 3.3-34 史跡名勝文化財

NO	名称	種別	所在地	指定年月日
1	山崎一里塚	史跡	八幡平市平館第 9 地割内	昭和 49 年 7 月 20 日
2	一字一石供養塚	史跡	八幡平市西根寺田 26	昭和 53 年 8 月 31 日
3	塞の神群	史跡	八幡平市西根寺田 26	昭和 53 年 8 月 31 日

資料)八幡平市教育委員会事務局教育総務課 (http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat57/cat583/2681_1.php)

(2) 埋蔵文化財包蔵地

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺には埋蔵文化財が点在する。位置図を図 3.3-6 に示す。

(3) 指定文化財

八幡平市には、国指定 2 件、県指定 5 件、市指定 12 件の指定文化財が存在する。

このうち、対象事業実施区域及びその周辺では、表 3.3-35 及び図 3.3-7 に示すとおり、県指定 2 件、市指定 7 件の指定文化財が存在する。

表 3.3-35 指定文化財

NO.	区分	名称	種別	所在地	指定年月日
1	県指定	線刻五尊像鏡 (瑞花双鳳八稜鏡)	考古	八幡平市西根寺田 15-127 (西根歴史民俗資料館)	昭和 53 年 4 月 4 日
2		木造地藏菩薩立像	歴史	八幡平市西根寺田 20-27 (聖福寺)	昭和 54 年 2 月 27 日
3	市指定	白坂の大鏡	歴史	八幡平市西根寺田 20-27 (聖福寺)	昭和 49 年 7 月 20 日
4		七面観世音	歴史	八幡平市西根寺田 20-27 (聖福寺)	昭和 49 年 7 月 20 日
5		白坂の棟札(3 枚)	歴史	八幡平市西根寺田 20-27 (聖福寺)	昭和 49 年 7 月 20 日
6		木造釈迦如来坐像	歴史	八幡平市西根寺田 20-27 (聖福寺)	昭和 53 年 8 月 31 日
7		赤銅板懸仏	歴史	八幡平市西根寺田 20-27 (聖福寺)	昭和 53 年 8 月 31 日
8		つば及び古銭	考古	八幡平市西根寺田 22-64	昭和 60 年 7 月 22 日
9		古銭	考古	八幡平市西根寺田 2-63-2	昭和 60 年 7 月 22 日

資料)八幡平市教育委員会事務局教育総務課 (http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat57/cat583/2681_1.php)

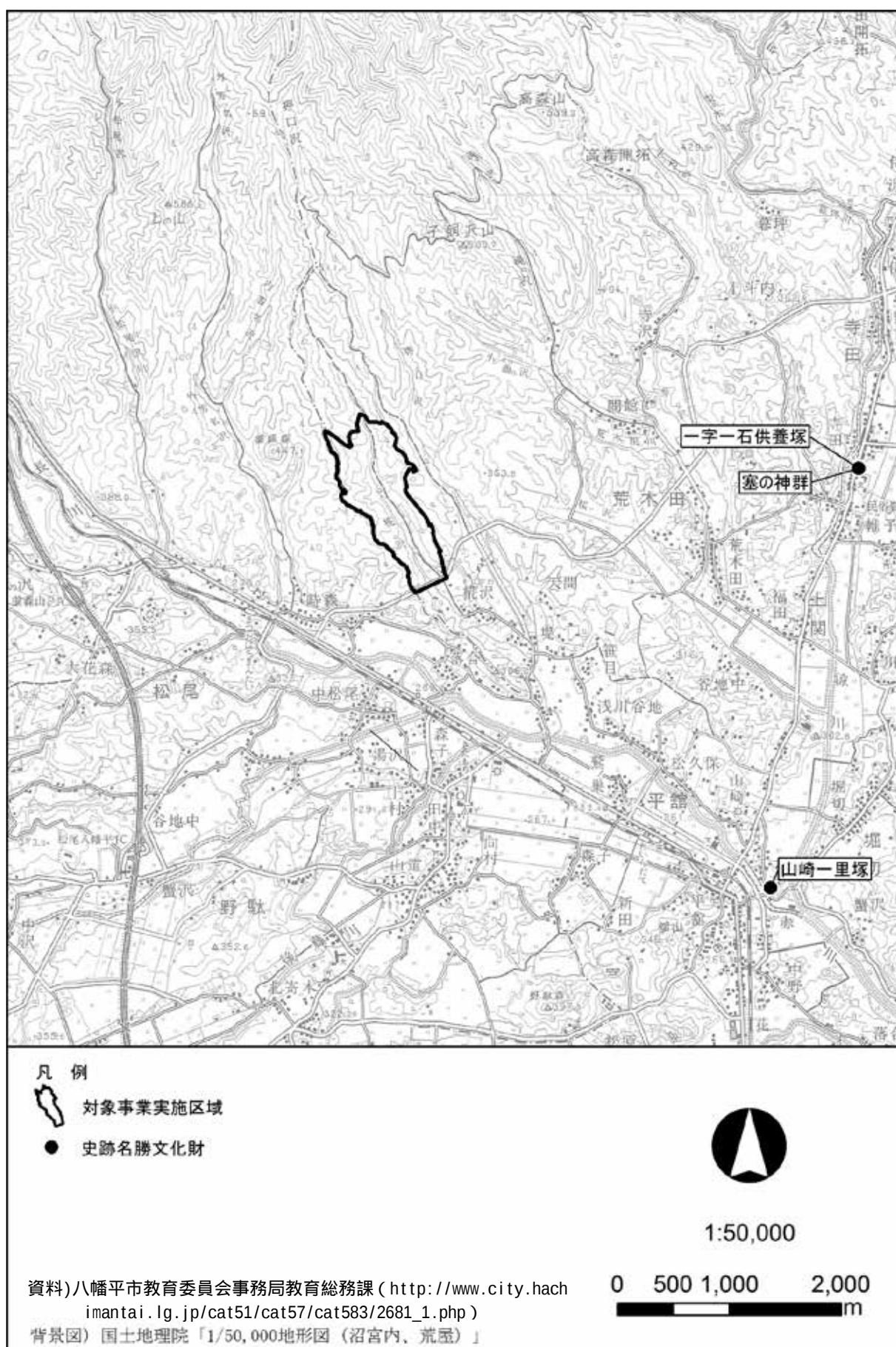


図 3.3-5 史跡名勝文化財位置図

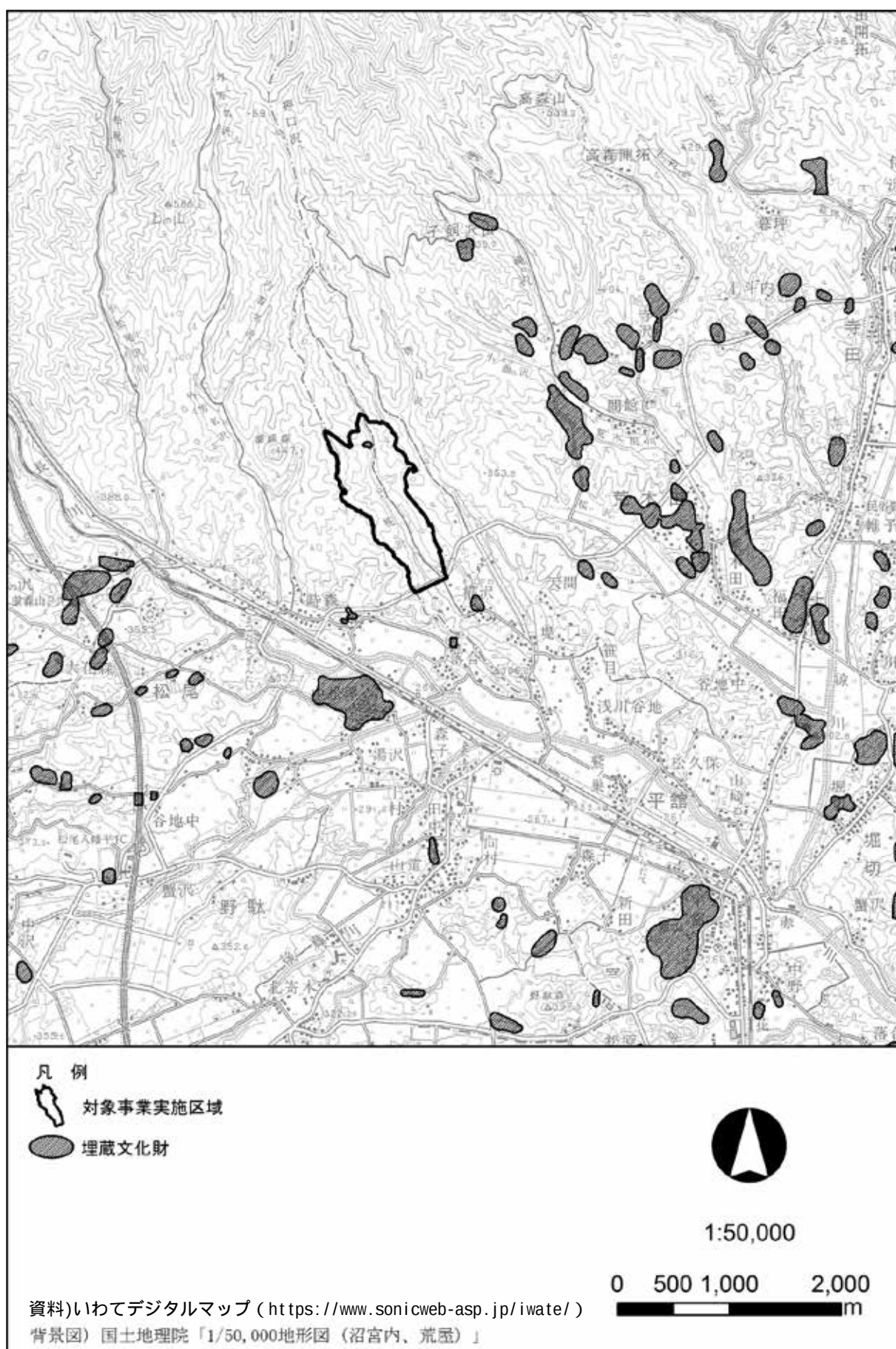


図 3.3-6 埋蔵文化財位置図

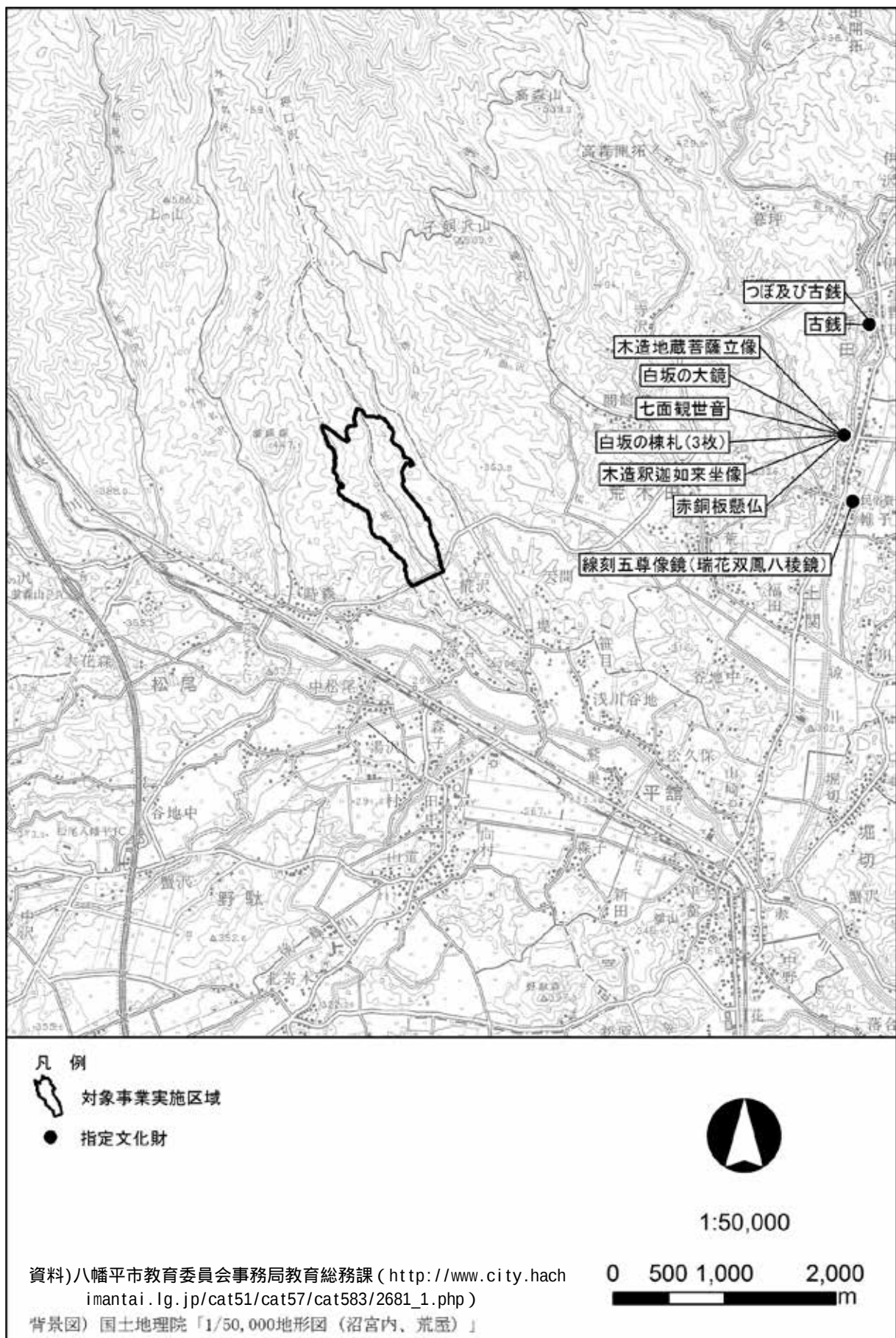


図 3.3-7 指定文化財位置図